

新宿区教育ビジョン

平成 2 1 (2 0 0 9) 年 3 月

新宿区教育委員会

はじめに

教育は今、大きな変革の流れの中にあります。約60年ぶりに教育基本法が改正され、学校教育法など教育三法も改正されました。また、学習指導要領が改訂され、「生きる力」をはぐくむという基本理念が引き継がれる一方、授業時数の増などの改善も行われました。さらに、教育委員会の責任体制の明確化をはじめとした地方の教育行政に関わる改革が進められるなど、教育全般に対し新たな対応が求められています。

新宿区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、教育基本法に定める教育振興基本計画として、ここに「新宿区教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）」を策定しました。

教育ビジョンでは、今後10年間の新宿区の目指す教育として3つの柱と14の課題を掲げるとともに、今後5年間の教育行政の基本施策と3年間の個別事業について明らかにしています。また、毎年度、施策や事業の点検・評価を行い、取り組みの成果についても、区民の皆様に明らかにしてまいります。

策定にあたっては、学識経験者との懇談会、PTA、学校評議員やスクール・コーディネーターとの意見交換及び教職員アンケートを実施するとともに、昨年10月にまとめた素案に対するパブリック・コメントや地域説明会等を実施し、多くのご意見やご提言をいただきました。皆様のご協力に、心から感謝申し上げます。

子どもの教育は、学校教育がその役割を十分に果たしていくことはもちろんですが、学校・家庭・地域が互いに連携しながら、社会全体で取り組むことが大切です。教育委員会は、区民の皆様の期待と信頼に応えられるよう、全力で、教育ビジョンの実現に取り組んでまいります。

平成21年3月

新宿区教育委員会

目 次

第 章 策定の背景	1
1. 教育をめぐる現状と課題	2
2. 求められる教育の姿	2
3. 新宿区の子どもの状況	4
4. 区民の教育への期待	5
5. 保護者の教育に関する意識	5
第 章 基本的な考え方	7
1. 目的・位置づけ・期間等	8
〔イメージ図〕	9
2. 教育目標	10
3. 新宿区の目指す教育 ～ 3つの柱と14の課題～	11
〔施策体系〕	12
第 章 3つの柱の実現に向けた今後の取り組み	15
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	16
課題1 確かな学力の向上	16
課題2 豊かな心と健やかな体づくり	22
課題3 言語・体験活動の充実	28
課題4 就学前教育の充実	32
課題5 連携教育の推進	35
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	39
課題6 地域との連携による教育の推進	39
課題7 家庭の教育力の向上と活動支援	43
課題8 地域の知の拠点としての図書館の充実	48
課題9 子どもの安全の確保	52
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	54
課題10 学校の適正規模の確保と適正配置	54
課題11 学校の経営力の強化	57
課題12 教員の授業力の向上	60
課題13 支援を要する子どもに応じた教育の推進	63
課題14 学校施設の整備	69
第 章 教育ビジョンの実現に向けて	71
1. 開かれた教育委員会の活動の充実	72
2. 教育センター機能の充実	72
3. 関係機関等との連携・協力	73
4. 国、東京都への要望	73
資料1 新宿区の子どもの状況等	74
資料2 教育ビジョンの策定経過について	84
資料3 教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの結果について	88

第 章

策定の背景

1. 教育をめぐる現状と課題

○ 都市化、少子化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。家庭や地域の教育力の低下とともに、個人が明確な目的意識をもったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることが指摘されています。子どもには、学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題があります。

また、これまで以上に変化の激しい時代が到来することが予想され、例えば、少子化の進行により人口4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入すること、グローバル化が一層進み、国際競争が激しさを増すとともに、異文化との共生が強く求められるようになること、地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化することなどが、重要な課題となっています。

○ 教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するうえで不可欠です。私たちは、社会が急速な変化を遂げる中にあって、子どもたちに、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力をつけていかなければなりません。さらに、今後の人口減少や高齢化の中で、社会を維持し、公共の精神を自覚し、社会のあり方について考え、行動する人をはぐくむことがこれまで以上に大切です。

2. 求められる教育の姿

(1) 「生きる力」の育成

○ 平成20年3月に告示された学習指導要領(*1)では、次代を担う子どもたちに必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた、まさに「生きる力」にほかならないと指摘しています。

○ 「生きる力」をはぐくむため、特に基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ったうえで、学習意欲の向上と思考力や表現力などの「確かな学力」を育成するとともに、言語・体験的な活動、問題解決的な活動を一層重視する取り組みを進める必要があります。

このため、今の子どもの学力や学習の状況、心や体の状況などの様々な課題を的確にとらえ、就学前及び9年間の義務教育を通して、より質の高い教育を実現していくことが重要です。

(2) 家庭や地域とともにすすめる教育

○ 急激な核家族化や都市化は、地域の地縁の希薄化をもたらし、子育ての知恵を伝え合う機会を大幅に減少させ、親の孤立感や不安感、子育ての負担感を増大させる傾向にあり、家庭の教育力が低下していると指摘されています。

*1 **学習指導要領**...学校教育法の規定により文部科学大臣が定める小・中・高等学校などの教育課程に関する基準。平成20年3月に改訂された新学習指導要領は、21年度からの移行措置期間を経て、小学校は23年度、中学校は24年度から完全実施される。

本来、家庭で果たすべき役割のすべてを学校が補完することはできず、また、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではありません。まずは、保護者が子どもの教育の責任をもつことについて、その自覚や家庭教育の充実を保護者に求める必要があります。また、教員と保護者が協力しあい、PTA活動や保護者の学びなどについて、支援や情報提供を行っていくことが重要です。

○ 教育に対する多様な保護者・地域住民の要請に応えていくためには、保護者・地域住民に対し学校の管理運営や教育行政への参画を積極的に求めていくことが必要です。また、地域と学校がそれぞれの役割を果たすとともに互いに補完しあう双方向の関係が必要です。

さらに、新宿区は、基本構想の理念の一つに、「新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望をもって、心豊かに平和に生きることができる安定した社会をめざす」ことを掲げています。子どもの教育においても、新宿区の伝統・文化を地域の生きた教材として積極的に取り入れるとともに、地域の人的な資源を活用するなど、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。

(3) 学校の教育力の強化

○ 平成17年10月の中央教育審議会(*2)の答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、求められるこれからの学校像を、子どもがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことをめざし、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、保護者や地域も加わって、生き生きと活気ある活動を展開する学校、としています。こうした生き生きと活気ある活動が展開される学校、教育力のある学校こそ、保護者や地域の期待に応えて、子どもが社会において自立的に生きる基礎を培い、一人ひとりの多様な力と能力を最大限伸ばすことができます。

○ 学校の教育力を強化するためには、教員の高い資質・能力が不可欠です。子どもの「生きる力」をはぐくむ学校の教育活動は、現実には教員と子どもとの関係のうえに成り立つものであり、教員の資質・能力をいかに向上させていくかが重要です。このためには、外部の人材の活用や地域全体で学校を支援する体制を構築するとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保するなどの環境整備を併せて進めていく必要があります。

○ 学校が子ども一人ひとりに対しきめ細かい指導を行うためには、学校におけるマネジメントを確立し、組織力を高めることが求められます。このためには、国の学力調査等の客観的なデータにより子どもの学力・学習状況などを把握、検証するとともに、PDCAサイクル(*3)のもとに行う学校評価を通じて成果や課題を把握し、指導方法や教育活動の改善に活かしていくことが重要です。

*2 **中央教育審議会**…文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興等に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる審議会。

*3 **PDCAサイクル**…経営マネジメントの実施・評価等のシステム。教育課程においては、到達目標の明確化(Plan)、教育課程の実施(Do)、学力調査など教育成果の適切な評価(Check)、評価を踏まえた改善(Action)についてのマネジメントシステム。

3. 新宿区の子どもの状況

平成11年度から平成20年度の間、新宿の教育をとりまく状況は、次のように変化しています。 詳細は、「資料1 新宿区の子どもの状況等」のP.74以降をご覧ください。

子ども(0~14歳)の人口

26,485人	26,310人(175人、0.7%減)	ほぼ横ばいで推移しています。
---------	---------------------	----------------

幼稚園・保育園児数

区立幼稚園	1,320人	1,014人(306人、23.2%減)	減少傾向で推移しています。
区立保育園	2,215人	2,180人(35人、1.2%減)	ほぼ横ばいで推移しています。

区立学校児童・生徒数

小学校	8,500人	7,972人(528人、6.2%減)	減少傾向で推移しています。
中学校	3,669人	2,907人(762人、20.8%減)	減少傾向で推移しています。

特別支援学級児童・生徒数

小学校	51人	122人(71人、139.2%増)	在籍、通級とも増加しています。
中学校	26人	51人(25人、96.2%増)	在籍、通級とも増加しています。

長期欠席者の児童・生徒数

小学校	75人	68人(7人、9.3%減)	減少傾向で推移したものの、18年度からは増加しています。
中学校	111人	92人(19人、17.1%減)	減少傾向で推移したものの、18年度からは増加しています。

外国人児童・生徒数

小学校	218人	320人(102人、46.8%増)	増加傾向で推移しています。
中学校	93人	117人(24人、25.8%増)	増加傾向で推移しています。

新1年生児童・生徒の国私立校進学状況

小学校	9.8%	11.3%(1.5ポイント増)	進学率は10%前後で推移しています。
中学校	30.7%	35.1%(4.4ポイント増)	進学率はやや増加傾向で推移しています。

4. 区民の教育への期待

平成17年度区民意識調査において、地域の教育として次の3項目の意識調査を行いました。
詳細は、「資料1 新宿区の子どもの状況等」のP.80以降をご覧ください。

(1) 子どもを育てたいと思う学校

「わかりやすい授業をしている学校」「地域に開かれ、地域に信頼されている学校」「教育方針がはっきりしている学校」が4割弱で上位を占めています。

(2) 学校で子どもに身につけてほしい力

「思いやり」が4割を超え最も多く、「学力」が4割弱が続いています。

(3) 学校教育の中で特に充実すべきこと

「基礎学力を確実に身につける教育」が6割を超えて最も多くなっています。

5. 保護者の教育に関する意識

平成19年度確かな学力の育成に関する意識調査において、子どもの教育を行ううえで学校と家庭・地域の果たす役割について調査を行いました。

詳細は、「資料1 新宿区の子どもの状況等」のP.82以降をご覧ください。

(1) 学校の役割として「とても重要」と考えている教育

「基礎的な学力」が9割を超え、「集団で生活し協力していく力」が約9割が続いています。一方、「基本的な生活習慣」が約4割と最も低くなっています。

(2) 家庭・地域の役割として「とても重要」と考えている教育

「基本的な生活習慣」が約9割となり、「心身の健康と体力づくり」が8割を超えて続いています。一方、「上級学校への進学に必要な学力」が約4割と最も低くなっています。

第 章

基本的な考え方

1. 目的・位置づけ・期間等

(1) 目的・位置づけ

- 教育ビジョンは、教育をめぐる環境の変化や新宿区の子どもの学力や心身の状況などを的確にとらえ、るとともに、今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的としています。
- 教育ビジョンは、教育基本法第17条に定める「教育振興基本計画」として位置づけます。また、教育ビジョンの基本施策と個別事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で義務づけられた教育委員会の点検・評価の対象とし、教育の計画行政のしくみとして推進します。

(2) 教育ビジョンの期間

- 3つの柱と14の課題
「教育目標」を達成するため、概ね今後10年間の新宿区の目指す教育として掲げるものです。
- 基本施策
「3つの柱と14の課題」を実現するため、概ね今後5年間の基本施策として掲げています。
- 個別事業
平成21(2009)年度から23(2011)年度までの3年間で計画的に取り組む事業と、経常的に取り組む事業を明らかにしています。

期間内においても教育環境の変化や制度の変更が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行います。

(3) 新宿区基本構想等との関係

新宿区は、平成20年度に、「新宿区基本構想・総合計画」の策定に伴う施策や事業の再構築にあわせ、より効果的な行政運営を行うための組織改正を行いました。

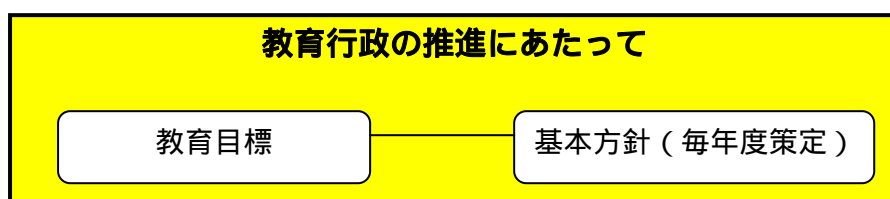
教育委員会事務局は、学校教育を中心とした教育行政をより迅速かつ的確に行う組織として整備し、生涯学習、文化(文化財保護を除く)、スポーツなどの生涯学習関連部門を地域文化部に、子育て支援事業の一部を子ども家庭部に移管しました。

教育ビジョンの策定にあたっては、「新宿区基本構想・総合計画・実行計画」や「新宿区次世代育成支援計画」との整合性を図っています。地域文化部や子ども家庭部等との連携を十分に図り、教育施策を推進していきます。

■イメージ図

- 平成20年度まで定めてきた「教育目標」及び「基本方針」について、平成21年度以降は「教育ビジョン」に引き継ぎます。

(20 年度まで)

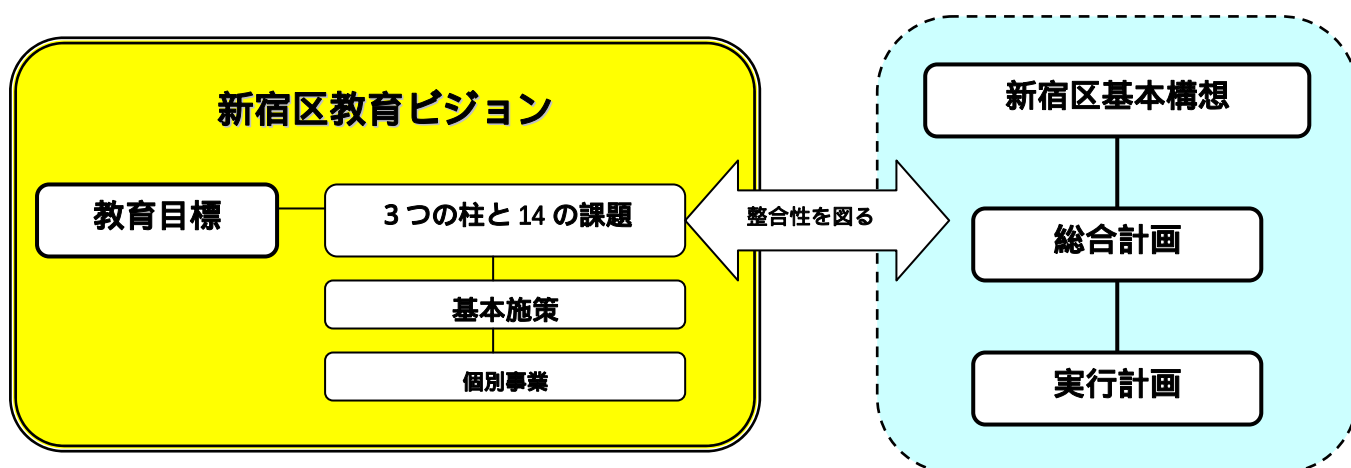


(教育基本法の改正等)

- ・ 18 年 12 月 教育基本法の改正（地方公共団体は国の計画を参酌して計画策定（努力規定））
- ・ 20 年 3 月 新学習指導要領告示
- ・ 20 年 7 月 国は教育振興基本計画を策定



(21 年度以降)



2. 教育目標

教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を次のとおり定めます。

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

3. 新宿区の目指す教育 ～3つの柱と14の課題～

社会が急速な変化を遂げる中であって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身につけなければなりません。

教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、「3つの柱と14の課題」のもと、教育行政を推進します。

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

課題1 確かな学力の向上

課題4 就学前教育の充実

課題2 豊かな心と健やかな体づくり

課題5 連携教育の推進

課題3 言語・体験活動の充実

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

課題6 地域との連携による教育の推進

課題8 地域の知の拠点としての図書館の充実

課題7 家庭の教育力の向上と活動支援

課題9 子どもの安全の確保

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

課題10 学校の適正規模の確保と適正配置

課題13 支援を要する子どもに応じた教育の推進

課題11 学校の経営力の強化

課題14 学校施設の整備

課題12 教員の授業力の向上

施策体系

3つの柱	14の課題	基本施策
柱 1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1 確かな学力の向上 2 豊かな心と健やかな体づくり 3 言語・体験活動の充実 4 就学前教育の充実 5 連携教育の推進	1 子ども一人ひとりの学びの保証 2 変化の激しい時代を生きる力の育成 3 学習意欲の向上・学習習慣の確立 4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実 5 基礎体力の向上と健康な体づくり 6 言語力、伝え合う力の育成 7 実体験から学ぶ取り組みの推進 8 読書に親しむ環境の整備 9 保育・幼児教育環境の整備 10 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実 11 保・幼・小の連携 12 小中連携教育の推進
柱 2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	6 地域との連携による教育の推進 7 家庭の教育力の向上と活動支援 8 地域の知の拠点としての図書館の充実 9 子どもの安全の確保	13 地域が参画する学校運営のしくみづくり 14 新宿の多様な資源を活かした教育活動 15 家庭の教育力の向上支援 16 学校と家庭がともにすすめる教育の推進 17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり 18 子ども読書活動の推進 19 子どもの安全と子どもを守る環境づくり
柱 3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	10 学校の適正規模の確保と適正配置 11 学校の経営力の強化 12 教員の授業力の向上 13 支援を要する子どもに応じた教育の推進 14 学校施設の整備	20 学校適正配置の推進 21 教育の質を高める学校運営 22 授業力を高める計画的な指導、育成 23 学校の情報化の推進 24 いじめ・不登校等の防止 25 特別支援教育の推進 26 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実 27 魅力ある学校施設の整備

個別事業		掲載順
〔実〕は、新宿区第一次実行計画に位置づけられた事業です。		
学校サポート体制の充実〔実〕 放課後等学習支援 ITを活用したよりわかる授業の提供		18
活用型・探究型の学習指導の推進 新学習指導要領に対応した教材の整備 外国人英語教育指導員の配置 サイエンスプログラムの推進		19
自学自習の環境づくり 検定制度の活用 家庭学習のすすめ		21
道徳教育、「いのちの教育」の充実 「法教育」等の推進 キャリア教育の推進 交流活動、国際理解及び伝統文化理解教育の充実 児童会・生徒会活動の充実		24
体育指導者等の確保 元気パワーアップ作戦・体力テストの実施 合同部活動の実施 食育の推進〔実〕 子どもの生活習慣病の改善 スクールカウンセラーの派遣		25
言語活動の充実 「伝え合う力」の育成		29
体験的な活動の充実 移動教室における農業体験等の実施 環境教育の推進〔実〕		30
学校図書館の活性化〔実〕 朝読書の推進		31
子ども園化の推進〔実〕 私立幼稚園保護者の負担軽減〔実〕		33
幼保合同研修等の充実 幼稚園つどいのへやの開設		34
連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善 保・幼・小合同会議の実施		37
小中連携カリキュラムづくり 連携教育推進員の派遣 連携教育の推進体制の検討		38
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進〔実〕 学校評価の充実〔実〕 学校評議員制度の充実		40
スクールスタッフの活用 スクール・コーディネーターの活動 地域団体等との連携による 教育の推進 美術鑑賞、伝統文化理解教育等の推進		41
入学前プログラムの充実〔実〕 多様な形態による家庭の教育力向上支援		46
家庭の教育力向上 保護者の学校行事等への参加促進		47
読書がはぐくむまちづくり 図書館サービスの充実〔実〕 新しい中央図書館のあり方の検討〔実〕		49
子ども読書活動の推進〔実〕 絵本でふれあう子育て支援事業〔実〕		51
安全教育、情報モラル教育の推進 学校安全対策 学校安全計画の策定		53
学校適正配置の推進（牛込地区）〔実〕 学校施設の計画的整備（西戸山地区中学校）〔実〕 区立幼稚園の適正配置の推進〔実〕		56
特色ある教育活動の推進〔実〕 管理職研修の充実 学校評価の充実〔実〕【再掲】 学校事務体制の効率化 学校表彰制度の創設 学校選択制の推進		58
経験と職層に応じた研修の充実 授業改善推進員の派遣〔実〕		61
学校の情報化の推進〔実〕		62
スクールカウンセラーの派遣【再掲】 新宿子どもほっとラインの運営 教育相談体制の整備		65
特別支援教育の充実及び理解啓発 巡回指導・相談体制の構築〔実〕 情緒障害等通級指導学級の設置〔実〕		66
日本語サポート指導〔実〕 外国籍児童の教育支援等 親と子の学校生活への適応支援		67
学校施設の改善〔実〕 環境に配慮した学校施設の整備〔実〕		70

第 章

3つの柱の実現に向けた 今後の取り組み

各課題の構成

- | | |
|----------|--|
| ・現状と課題 | 課題ごとにその現状と問題点を明らかにしています。 |
| ・取り組みの方向 | 課題に対する施策の方向性として掲げています。 |
| ・基本施策 | 概ね5年間の基本施策を示しています。 |
| ・個別事業 | 平成21(2009)年度から23(2011)年度までに計画的に取り組む事業については、3年後の目標を明らかにしています。 |

課題1 確かな学力の向上**現状と課題**

○ 平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都教育委員会)(表1)では、学習指導要領に示された目標や内容に照らした学習の実現状況を観点別にみると、例えば、国語では、「関心・意欲・態度」「話す・聞く能力」は良好、「読む能力」「知識・理解・技能」はおおむね良好ですが、「書く能力」にはやや課題があると東京都は分析しています。新宿区の児童・生徒の学習状況は、全ての観点で東京都の平均を上回っていますが、東京都と同様の課題がみられます。

平成20年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省実施)(表2)では、児童・生徒は、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身につけているものの、知識を活用する力に課題が見られ、新宿区の子どもも同様の状況となっています。

また、区立小・中学校長へのアンケートでは、児童・生徒の学習の到達度の差が広がっていることを指摘する意見が出されました。

さらに、教育委員会が実施した平成19年度「確かな学力の育成に関する意識調査」で、中学2年生が理科、数学を「好き」な割合は6割を下回る結果となりました。PISA調査(*4)等の国際学力調査の結果でも、科学への興味・関心や楽しさを感じる生徒の割合が全般的に低いなどの課題も指摘されています。

○ これまで、教育委員会では、子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむため、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導を行うための施策を展開し、確かな学力の育成に取り組んできました。

今後は、こうした各種調査の結果などを参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、基礎学力が十分に身につけていない子どもへきめ細かな学習支援を行うとともに、伸びる子どものより発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力をさらに高める必要があります。

○ 学習意欲の向上や学習習慣の確立の必要性については、中央教育審議会(*5)の答申でも指摘されていますが、前述の平成19年度「確かな学力の育成に関する意識調査」では、「めあてをもって、授業や家での勉強に取り組んでいる」、「家では、時間を決めるなど計画的に勉強するようにしている」と回答している児童・生徒は学年が上がるにつれ減少しています。特に、中学2年生では数値が低くなっています。(表3) また、同調査において、宿題をする児童・生徒の割合に比べて、復習をする割合が格段に低い状態が見られることから、自ら課題をもち、主体的に取り組む学習意欲と学習習慣の定着に課題が見られます。(表4)

*4 PISA調査...OECD(経済協力開発機構)が実施する高校1年生を対象とする包括的で厳密な国際学習到達度調査。学習分野における各国の相対的長所と短所がわかる。

*5 中央教育審議会...文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興等に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる審議会。

○ 学習意欲や学習習慣に課題がある背景には、社会環境等の変化による自分の将来への不安や様々な家庭環境などがあります。これらは学校教育のみで解決できるものではなく、家庭への働きかけを行う必要があります。また、子どもの学習意欲の向上のためには、わかる喜びを味わわせ知的向上心を高める取り組みを充実させていくことも重要です。

表1 平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都教育委員会) 平均正答率(%)

		国 語						算 数・数 学			
対象		小5		中2		対象		小5		中2	
観点別		新宿区	東京都	新宿区	東京都	観点別		新宿区	東京都	新宿区	東京都
関心・意欲・態度		93.0	92.8	91.2	90.8	関心・意欲・態度		90.2	89.9	94.4	93.5
話す・聞く能力		80.6	77.7	80.7	78.1	見方・考え方		76.0	73.4	55.5	49.9
書く能力		65.9	62.6	74.5	70.8	表現・処理		79.0	77.7	78.9	74.2
読む能力		72.3	69.5	67.5	64.3	知識・技能		72.1	70.7	71.3	65.9
知識・理解・技能		69.9	68.3	70.6	65.3						

表2 平成20年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省) 平均正答率(%)

		国語A(主として「知識」に関する問題)						国語B(主として「活用」に関する問題)			
対象		小6		中3		対象		小6		中3	
観点別		東京都	国	東京都	国	観点別		東京都	国	東京都	国
関心・意欲・態度		69.6	66.8	84.0	87.3	関心・意欲・態度		52.8	49.6	46.5	46.9
話す・聞く能力		79.2	76.1	81.1	80.1	話す・聞く能力		75.9	73.0	—	—
書く能力		57.5	53.3	57.4	55.2	書く能力		45.5	42.2	46.9	46.7
読む能力		49.4	44.5	70.2	71.0	読む能力		52.5	48.6	61.4	60.8
知識・理解・技能		70.3	67.5	74.8	75.2	知識・理解・技能		—	—	59.7	60.5

表3 平成19年度「確かな学力の育成に関する意識調査」(新宿区教育委員会)

「とてもあてはまる・まああてはまる」と回答した割合(%)

質問内容	小4	小6	中2
めあてをもって、授業や家での勉強に取り組んでいる	69.0	55.0	42.8
家では、時間を決めるなど計画的に勉強するようにしている	53.8	45.8	25.1

表4 平成19年度「確かな学力の育成に関する意識調査」(新宿区教育委員会)

「とてもあてはまる・まああてはまる」と回答した割合(%)

質問内容	小4	小6	中2
宿題はきちんとやっている	86.9	76.7	75.0
授業で習ったことは、その日のうちに復習している	45.8	30.8	20.8

取り組みの方向

- 義務教育で身につけるべき基礎学力を保证するために、特に、基礎的・基本的な学力が十分身につけていない子どものための対策を講じ、全ての子どもが確実に基礎学力を身につける指導を徹底します。
- 変化の激しい時代に求められる思考力・判断力・表現力等を養うため、活用型・探究型の学習指導を実践します。また、異なる文化との共存や国際協力の必要性があることや、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることから、外国語教育と理数教育を充実します。
- 学習意欲を高めるため、主体的に学ぶ機会を充実します。また、家庭における学習習慣の定着にむけた取り組みを進めます。

基本施策及び個別事業

1 子ども一人ひとりの学びの保証

子ども一人ひとりの学習の理解状況を的確に把握して、学校全体で子どもの状況に応じた対策を推進できるように、必要な支援体制づくりを行います。

学校サポート体制の充実

少人数指導、習熟度別指導など、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、各学校に、確かな学力推進員(*6)を配置します。また、スクールスタッフ(*7)や学校ボランティアなどの地域の人材を活用し、学校での取り組みをサポートします。

また、国の学力調査等を踏まえた各学校における「指導と評価の一体化」の充実に向けた的確な授業改善のしくみづくりを進めるため、「授業改善推進プラン」の作成に必要な技術的な援助を行います。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・確かな学力推進員の全校配置 51人 ・授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合 60.0% (20年度)	・確かな学力推進員の全校配置 51人			・授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合 70%
・授業改善推進プラン作成支援の試行	・授業改善推進プラン作成支援の検証	・授業改善推進プラン作成支援の改善		・より質の高い授業改善が行われ、指導と評価の一体化が図られている

*6 **確かな学力推進員**...各学校での子どもの実態に応じたきめ細かな指導や学校運営の様々な課題に対応するため、区の費用負担で配置する非常勤講師。

*7 **スクールスタッフ**...本区の地域に根ざした教育活動を展開するため、学校に必要な人材を地域から受け入れ、活用するしくみ。

放課後等学習支援

授業だけでは学習内容の習得が十分でない生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある生徒に対し、各学校が行っている補習体制を補完するために、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう複数の学習支援員を配置します。また、適切な補助教材の整備による学習支援を行います。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・全中学校で、学校の状況に応じ、放課後、土曜日、長期休業日等を活用した補習を実施	・学習支援員による放課後等学習 全中学校 週4時間程度 学習支援員 55 人			・参加した生徒の基礎学力の定着が図られている
	・小学校への学習支援員の配置検討	・補助教材のあり方の研究・検討	・補助教材の作成検討	

ITを活用したよりわかる授業の提供

学校の情報化の推進(P.62)により、ITを活用した教材の開発や興味・関心を高める授業、子どもの理解度に応じた繰り返し学習を行うなど、授業の質の向上を図り、よりわかる授業を提供します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・校内LAN整備校2校で、ITを活用した授業の実施	_____	・小学校17校、全中学校、特別支援学校での校内LANの整備、ITを活用した授業の実施	・小学校12校での校内LANの整備、ITを活用した授業の実施	・全校でITを活用した授業が実施される

2 変化の激しい時代を生きる力の育成

子どもの思考力・判断力・表現力等を育成する活用型・探究型の学習指導(*8)を実践するとともに、それらの力の基盤となる言語・体験活動を充実します。

(言語・体験活動の充実は、課題3(P.28)で詳述します。)

また、異なる文化との共存や国際協力の必要性や、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることを重視し、外国語教育や理数教育の充実を図ります。

*8 **活用型・探究型の学習指導**...活用型:身につけた基礎的・基本的な知識・技能を各教科の中で観察・実験やレポートの作成、論述といった形で活用する学習。 探究型:一人ひとりの児童・生徒が自らの課題について追究を深め、思考し、自分自身の考え方としてまとめたり、発表したりする学習。

活用型・探究型の学習指導の推進

教育センターでの教材開発、研修及び各学校での授業研究等において、活用型・探究型の学習活動の実践につながる取り組みを進め、教員の指導力の向上を図ります。

新学習指導要領に対応した教材の整備

学習指導要領の改訂により、新たに加わる授業内容に対応するため、全小・中学校に理科実験器具などの教材を整備していきます。

外国人英語教育指導員の配置

新学習指導要領では、小学校の外国語活動が必修化され、平成23年度から実施することになっています。現在、区立小学校の5・6年の外国語活動(英語)は、年間平均26時間行われています。平成21年度からは、5・6年の年間35時間の外国語活動(英語)を先行実施し、そのための外国人英語教育指導員を配置します。また、小学1年から4年の外国語活動(英語)においても、外国人英語教育指導員を配置し、6年間を通した小学校の外国語活動(英語)を充実します。

また、中学校では、全ての英語の授業に外国人英語教育指導員を配置し、英語で行う授業を推進します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・外国人英語教育指導員配置 小学校1校あたり 35日/年 中学校1校あたり 200日/年 ・英語活動が「とても好き」「まあ好き」な児童(6年生) 60.4% (19年度)	・外国人英語教育指導員配置 小学校1校あたり 40日/年 中学校1校あたり 200日/年			・英語活動が「とても好き」「まあ好き」な児童(6年生) 70%

サイエンスプログラムの推進

理数教育の充実の一環として、教員への実験指導など小学校に理科の専門性の高い人材を派遣します。また、中学校では大学との連携により、最先端技術を活用した授業を提供していきます。さらに、科学に関心の高い児童・生徒を対象に、教育センターでの科学教室の開催について検討します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・理科実験名人の派遣 希望する小・中学校(延べ43回)	・理科実験名人の派遣 全小学校(1校年1回)			・小学校教員の理科の授業力が向上し、理科教育の充実が図られている
・SPP事業(*9)(中学校2校各2講座)	・新宿区版SPP事業(大学との連携授業)の実施 全中学校(1校1講座)			・中学校での発展的な学習が充実し、生徒の理科への興味・関心・意欲が高まっている

3 学習意欲の向上・学習習慣の確立

子どもの学習習慣が身につくよう、家庭での学習習慣の定着に向けた取り組みを進めるとともに、子どもの学習意欲を高めるしくみをつくるなど、主体的に学ぶ機会を充実します。

自学自習の環境づくり

各学校のコンピュータ教室や図書館を活用し、学習ができる環境を整えるとともに、放課後子どもひろば(*10)での学びの場(宿題などの支援)との連携を進めます。また、学校の情報化の推進(P.62)により、e-ラーニング(*11)を導入するなど、家庭における学習支援について検討します。

検定制度の活用

子ども一人ひとりが学習の到達目標をもてるよう、漢字検定、英語検定、日本語検定、数学検定などの検定制度を積極的に活用し、主体的な学びや発展的な学習を進めます。

家庭学習のすすめ

家庭学習の習慣化に向け、「学年×10分」の学習のすすめなど、学習習慣を身につける方法等について、学校やPTAと連携して研究・検討します。

*9 **SPP事業**...理科教育充実のため文部科学省が進める事業。地域の学校と大学や研究機関等との連携により、児童・生徒の興味・関心と知的探究心を高める取り組み。

*10 **放課後子どもひろば**...小学校において放課後に子どもが集い、自主的に活動する自由な遊びと学びの場。20年度までに12校が実施し、23年度には全小学校で実施予定。

*11 **e-ラーニング**...インターネット等の情報通信技術を用いて行う学習。

課題2 豊かな心と健やかな体づくり

現状と課題

○ 子どもの心の状況については、自立の基盤につながる自己理解が十分できていない、相手の立場を尊重し、思いやりをもってコミュニケーションをとる力が十分身につけていない、社会参加の機会が限られてきたことから、社会における自己の役割について、明確にとらえることができていないなどの指摘があります。

特に、他者との人間関係を築く力は、子どもたちが夢や目標をいただき、活力ある豊かな社会をつくる営みに参加する原動力となるものです。他者と積極的にコミュニケーションを図るための能力や、情緒豊かで思いやりのある人間性などの育成が必要です。

また、勤労等による社会参画、社会貢献などの体験により、社会のマナー等を学ばせる必要があります。次代を担う子どもたちが、自身の将来と社会に希望をもって、自らのキャリアをデザインするなど、社会にかかわってこうとする意欲をもたせることが大切です。

○ 社会における規範意識が低下してきていることを受け、新学習指導要領では、道徳教育を進めるにあたって、児童・生徒が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間として守るべきことなどに配慮しなければならないとしています。

○ 平成16年に実施した「道徳教育充実改善のための調査」(東京都教育委員会)(図1)において、中学2年生は小学5年生と比較すると、すべての項目で「できている」との回答が低くなっており、集団や社会とのかわりは年齢が上がるとともに低下しています。

○ 健やかな体づくりは、将来の健康につながるものであり、基礎体力や運動能力を学校教育で身につける必要があります。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していることなどが、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。

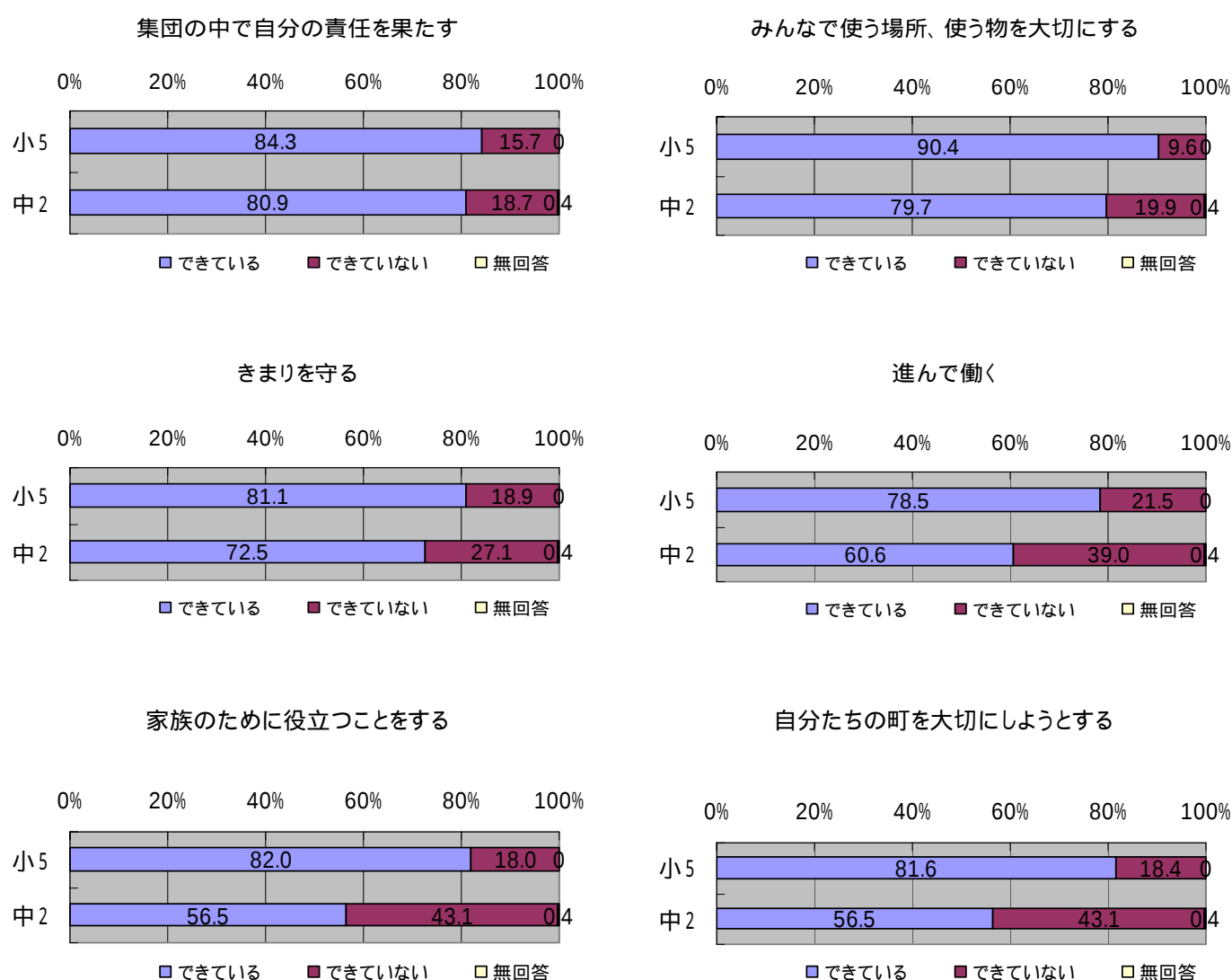
○ 平成19年度の東京都の体力テスト調査では、全8種目のうち小学生では、反復横跳び、20mシャトルラン(*12)、立ち幅跳び、ソフトボール投げの4種目において、中学生では女子の長座体前屈以外のすべての種目において全国平均を下回るなど、体力の低下傾向が見られます。新宿区の体力テスト実施校の結果を見ると、ほぼ東京都と同様の傾向でした。また、学校からは、子どもたち全体の体力の低下とともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向についての指摘もあります。

*12 20mシャトルラン…20メートル間隔の地点を往復して計測する持久走。

○ 近年、子どもを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化により、子どものストレスが増加しています。「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(内閣府)によると、友達や仲間のことで悩みや心配ごとがあると答えた中学生が、平成7年に8.1%だったものが、平成19年には20.0%となるなど、悩みを抱えている中学生が増えています。

成長期や思春期にある子どもたちにとって、体の健康とともに心の健康を維持することは大切であり、社会への不適応やうつ等の心の病気とならないよう、心のバランスを適切に保つ方法を身につけさせることが大切です。また、食生活の乱れや運動不足から、子どもの生活習慣病が増えつつあり、特に小学5年生から中学1年生にかけ、肥満の割合は高くなる傾向が見られます。

図1 集団や社会とのかかわりで身につけていると思うこと



平成16年度「道徳教育充実改善のための調査」(東京都教育委員会)

取り組みの方向

○ 豊かな人間性や社会性をはぐくみ、子ども一人ひとりに自信を持たせ、自分自身を肯定的に受け止め、良い面を見出すことができる感情を養います。

思いやりの心を育て、互いの命の大切さについても考えさせるとともに、子どもたちが社会における自己の役割について考え、社会の一員であることの認識を深めます。

また、伝統文化理解と郷土新宿に愛着をもち地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成します。

○ スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。

子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促します。

基本施策及び個別事業

4 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実

人とかかわりや自然とのふれあいを通して、生命や自然を大切にする心をはぐくむ教育を推進するとともに、地域や保護者と連携して学校全体で取り組む道徳教育の充実、「法教育」「租税教育」「消費者教育」の推進、職場体験や異学年交流など社会性をはぐくむ学びの機会を充実します。

道徳教育、「いのちの教育」の充実

道徳教育推進教師(*13)を中心に、全ての教育活動を通して道徳教育を展開するとともに、道徳授業地区公開講座の実施など、スクール・コーディネーター(*14)及び地域の人材と連携した道徳教育を充実します。

また、生命を尊重する心をはぐくむ「いのちの教育」及び自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をはぐくむ教育についても推進します。

「法教育」等の推進

互いの違いを理解し、個人の尊厳、自由、公正、権利・義務等、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」を推進します。また、実社会につながる学習として、納税のしくみを学ぶ「租税教育」や「年金教育」「金銭・金融教育」「消費者教育」等を進めます。

*13 道徳教育推進教師...各学校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員。

*14 スクール・コーディネーター...本区において、総合的な学習の時間の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役となり、学校に地域の教育力の橋渡しをするため、各学校に配置する非常勤職員。

キャリア教育の推進

社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、最も合った進路を主体的に選択できるよう、小学生からの発達段階に即したキャリア教育を行います。小学生による「お店番体験」や中学2年生の「職場体験」については、より効果的で理解を深める学習となるよう、体験内容を充実します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・全中学校による職場体験の実施（事前・事後指導を含む5日間）	・全中学校による職場体験の実施（事前・事後指導を含む5日間）		→	・全中学校による職場体験の実施（事前・事後を含む5日間）
・受入事業所の確保	・受入事業所の拡大		→	・受入事業所の充実

交流活動、国際理解及び伝統文化理解教育の充実

友人との良好な関係や集団への積極的なかかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との直接交流、生徒会役員交流会などの活動を充実します。また、国際理解への取り組みや、伝統文化理解と郷土新宿に愛着をもち地域の発展に寄与したいと思う気持ちの育成を図ります。

児童会・生徒会活動の充実

児童・生徒相互の人間関係を深めるために、特別活動や学校行事等における話し合い活動や児童会・生徒会活動における自主的活動を学校教育の中に明確に位置づけ、人間関係を構築する機会を意図的・計画的に多く設定します。

5 基礎体力の向上と健康な体づくり

子どもの心と体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取り組みを充実します。

体育指導者等の確保

子どもの個性や能力に応じた体力向上のため、体育の授業の指導や、小学校のクラブ活動、中学校の部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティアやスクールスタッフを効果的に活用して指導技術のある指導者を確保します。また、区費非常勤講師の採用や教育ボランティアの募集にあたって、体育の苦手な子どものために指導ができる人材を確保するほか、区内の体育協会会員や体育指導委員、さらには生涯学習財団の指導者バンク登録者を活用します。

元気パワーアップ作戦・体力テストの実施

PTAを中心とした朝の校庭開放などを、生活習慣改善の取り組みと連携し、全小中学校で、例えば、一定の期間を設定して持久走等に集中して取り組むようにするなど、効果的な基礎体力づくりを推進します。

また、全中学校において体力テストを実施します。さらに、生涯学習財団と連携し、全小・中学校が参加するスポーツ大会を開催するなど、体力の向上に取り組んでいきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・授業における体力の向上	・小学校における持久走集中取り組み期間等の設定及び実施			・体力向上の取り組みが充実する ・子どもの体力の維持、向上が図られる
・体力テストの実施(中学校8校) *一部の項目、一部の学年での実施を含む	・体力テストの実施(全中学校)			
	・親子体力チェック会の実施、家庭への啓発			・家庭との連携により基礎体力向上の取り組みが実施される

合同部活動の実施

中学校における部活動は、子どもの減少により一校だけでは活動が成り立たない状況があります。複数の学校が共に活動することにより、部活動を継続的に実施することができます。合同部活動のあり方や実施方法等について検討していきます。

食育の推進

食の重要性について理解を図り、適切な食習慣が身につくよう、食育推進リーダー(*15)の活用や家庭と協力し、食育を充実していきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・食育推進リーダーの指名(全校・園)	・食育推進リーダーの育成			・食育推進リーダーの活用や事例集により、食育の取り組みが充実する
・事例集の発行	・リーダー連絡会(年2回)の実施 ・事例集(400部)の発行			

*15 食育推進リーダー...各学校に置く、本区の食の教育推進の中核を担う者。

子どもの生活習慣病の改善

子どもたちに適切な食や運動の習慣を身につけさせるため、小児生活習慣病予防健診を実施し、小児生活習慣病の早期に発見し、栄養指導・運動指導等の早期対策を講じます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・小児生活習慣病 予防健診検討委員 会の設置	・小児生活習慣病 予防健診 小学4年生、中学 1年生(希望者) ・栄養指導・運動指 導の実施		→	・小児生活習慣病 予防健診及び指導 が充実する

スクールカウンセラーの派遣

校内において、生活指導主任を中心として、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー(*16)等が十分連携し、思春期の心の問題など児童・生徒の心の健康状況を的確に把握し、心の健康の保持に努めます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・全小・中学校への スクールカウンセラ ー派遣 派遣人数:12人	・全小・中学校への スクールカウンセラ ー派遣 派遣人数:18人		→	・児童・生徒一人ひ とりの状況に応じた 的確な指導が行わ れている

*16 スクールカウンセラー…不登校をはじめ、子どもの様々な相談に応じるため、区費または都費により各学校に派遣される心理士等。

課題3 言語・体験活動の充実

現状と課題

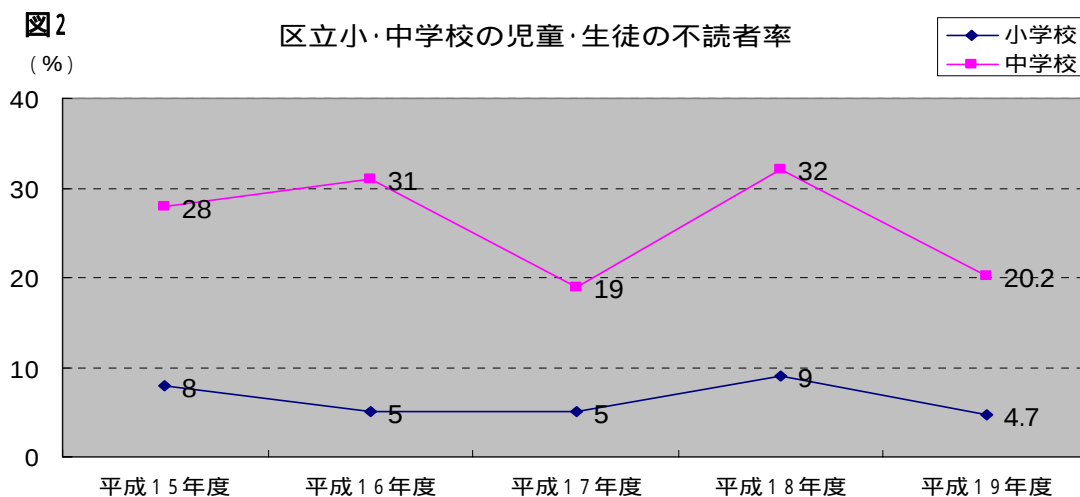
○ 平成18年(2006年)のPISA調査結果や各種学力調査の結果から、基礎的・基本的な知識や技能を社会・実生活で活用する能力や、学習に対する意欲や態度について課題があることが明らかになっています。この背景の一つには、読書習慣や人との会話を通して様々な言葉の使い方に触れることが減り、テレビ視聴やメール通信等、映像や情報メディアに接する時間が多くなるなど、日常生活の中で言語力をはぐくむ機会が少なくなっていることが考えられます。

また、新宿区立小・中学校の児童・生徒の不読者率(*17)は改善されているとは言えません。(図2)

○ 知識は日常生活での様々な体験によって裏打ちされて身につき、深化するものです。しかしながら、外遊びの機会が減少し、映像メディアでの仮想体験が増加する子どもたちの生活環境では、生活体験、自然体験から様々な知恵を学びとる機会が少なくなっています。

○ こうした課題から、新学習指導要領では、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、言語活動と体験活動の充実を掲げました。

読書活動や調べ学習活動を進めるとともに、文章の構成を理解させ活用させる学習や、語彙を豊富にさせる学習など、言語について学ぶ機会を意図的に設定する必要があります。また、学校における指導計画に体験活動を意図的・計画的に設定し、その中で様々な経験を積み、家庭においても学習や遊びの中で、体験を重視することを働きかけていくことが大切です。さらに、実社会において必要な力である、コミュニケーション能力を育成するために、伝え合う力を重視した、意図的・計画的な指導を教育課程に位置づけていく必要があります。



「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」

*17 不読者率...1 か月間にマンガや雑誌を除いて1冊も本を読まない者の割合。

取り組みの方向

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断など知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。
- 教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。
- 子どもの日々の生活のなかに読書の時間を確実に取り入れることができるようにするなど、読書に親しむ環境を整えます。

基本施策及び個別事業

6 言語力、伝え合う力の育成

調べ学習、記録や説明、討論等、言語活動を重視した指導を行うとともに、体験活動を通じて、見たこと、感じたことを表現することで、「伝え合う力」を育成します。

言語活動の充実

教育活動全体を通して、調べ学習をはじめ言語活動を重視した指導を行います。このため、優れた教育活動、指導方法の実践事例の研究を進めるほか、授業プログラムの開発を行います。また、小学3・4年生の全児童分の国語辞典を各教室に配備し、国語辞典を積極的に活用した授業を進めます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・各学校・園での言語活動	・実践事例の研究 ・小学3・4年生の全学級に国語辞典を整備	・国語辞典を活用した効果的な授業の展開	→ →	・言語活動の充実

「伝え合う力」の育成

記録や説明、討論等の言語活動や、集団活動で規律を守ること、協力すること、互いの良いところを認め合うことの大切さなどを学ぶ体験学習を通じて、「伝え合う力」を育成していきます。また、詩の朗読・群読の活動、スピーチコンテスト等の意見や考えを表現する機会を設けることについて検討します。

7 実体験から学ぶ取り組みの推進

教育活動全体を通して、指導方法を工夫し、体験的な活動を取り入れます。移動教室や夏季施設における体験的な活動、環境学習、防災教育、安全教室など、体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子どもたちの実践的な態度・能力の育成を図ります。

体験的な活動の充実

国語での自分の通った道を順序だてて説明する「道案内」、算数での実測による確認、理科における仮説・実験・考察の学習等を意図的・計画的に設定します。また、災害時のそれぞれの発達段階に応じた役割や危機管理について学んだり、地域での防災活動に貢献したりするボランティア活動を設定し、体験活動を通した「防災教育」「安全教育」を推進します。

移動教室における農業体験等の実施

移動教室の自然体験活動や農業体験活動を充実します。その一つとして、新宿区友好都市の伊那市で間伐を行い、新宿区が進める地球温暖化対策の取り組みに参加するほか、農業体験を含めた移動教室を試行します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・小学校の移動教室実施 日光 9校 館山 17校 箱根 3校	・小学校の移動教室実施 日光 10校 館山 14校 箱根 1校 ・伊那市における農業体験を含めた移動教室の試行 小学校4校	・効果的な移動教室の実施・検証	→	・移動教室等において体験活動の充実が図られる ・農業体験活動が実施される

環境教育の推進

学校での環境学習の取り組みを広く発信するため環境学習発表会を実施するなど、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力の育成を目指した環境教育を推進します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・環境学習発表会の開催(年1回) 参加人数211人	・環境学習発表会の充実(年1回)		→	・環境学習発表会が充実し、児童・生徒の環境への関心が高まる ・環境学習発表会参加人数 350人 ・各校の環境学習の取り組みが充実する

8 読書に親しむ環境の整備

朝読書や読書感想文の取り組みなどを充実して本に親しむ機会を増やすとともに、学校図書館を活用して学習機会を充実します。

学校図書館の活性化

スクールスタッフ、PTAボランティアの活用を図ることで、学校図書館の活性化を図るなど児童・生徒の読書環境を整備します。

また、学校の情報化の推進(P.62)により学校図書館と区立図書館との連携を図り、学校図書館を活用した読書指導や調べ学習を充実します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・読書指導、調べ学習等における活用 ・スクールスタッフ、PTAボランティアによる図書整理	・読書指導、調べ学習の充実 ・スクールスタッフ、PTAボランティアによる図書整理 ・学校図書館への図書館司書派遣(4人) ・区立図書館資料の活用 ・学校図書館の有効活用の研究		・区立図書館と学校図書館とのシステムの整備	・読書環境が整備され、学校図書館を活用した指導や学習が充実する

朝読書の推進

各学校での朝読書の時間を拡充するなど取り組みの充実を図ります。また、読書感想文の取り組みを進めるとともに、読書感想文集作成等により発表の機会を設定するなど、より読書に親しむ機会を充実します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・全小・中学校における朝読書の実施(実施率100%) ・読書感想文集の発行	・全小・中学校における朝読書の充実 ・読書感想文集の発行			・全小・中学校における朝読書の充実(実施率100%) ・読書感想文集を活用した指導の充実

課題4 就学前教育の充実

現状と課題

○ 乳幼児期は、心情や意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与えます。一方、少子化や核家族化の進行等の社会情勢の変化は、区民ニーズを多様化・複雑化させ、就学前の子どもを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

○ これまで新宿区では区立小学校全校に幼稚園を併設するなど、幼児教育に積極的に取り組んできました。しかしながら、第二次ベビーブーム世代が在園した昭和53年度の園数36園、在園児数4,813人をピークにそれ以降は減少の一途をたどり、平成20年度には21園、1,014人にまで減少しています。(表5)

同じ就学前の幼児を対象としている保育園では待機児童が発生している一方で、区立幼稚園では園児数の減少により学級編制ができずに休学級や休園となる園が出ており、小学校全校に併設というこれまでの姿勢は維持できなくなっています。長時間保育や就学前保育・教育の質の充実など保護者ニーズの多様化に対応するために、幼稚園や保育園といった枠組みを越えた新たなしくみが求められています。

○ 私立幼稚園は、区立幼稚園の園児数がピークだった昭和53年には20園ありましたが、現在は10園にまで減少しています。これは社会情勢の変化等の他に、区立幼稚園が区内均一に配置されたため一部の地域で競合関係が発生したことや、区立との保育料の差なども減少要因のひとつであると考えられています。

○ 現在の幼稚園の就園状況をみると、在園児の2分の1が私立幼稚園であることから、公私立の幼稚園が共存共栄の関係を保ちながら、連携・協力していくことが必要です。(表6)

○ こうした新宿区の就学前保育・教育の現状を踏まえ、子どもたちを心身ともに健やかにはぐくむためには、公私立の「幼稚園」・「保育園」・「子ども園(*18)」といった全ての保育・教育施設を視野に入れた、保護者の多様なニーズに対応する施設のあり方や施設選択が可能となる施策の展開、各施設の子育て支援機能の充実が重要です。

表5 幼稚園の園数、園児数の推移

	昭和53年			平成20年			
	園数	園児数	平均園児数	園数	園児数	平均園児数	充足率
区立幼稚園	36園	4,813人	133人	21園	1,014人	48人	66.4%
私立幼稚園	20園	2,592人	129人	10園	1,118人	111人	95.6%
計	56園	7,405人	132人	31園	2,132人	68人	79.0%

表6 幼児の就園状況(平成20年5月1日現在)

幼児数(3～5歳)	幼稚園在園児				保育園		子ども園	
	公立	私立	計	割合	在園児	割合	在園児	割合
5,137人	1,014人	1,118人	2,132人	41.5%	1,845人	35.9%	119人	2.3%

幼児数は平成20年4月1日現在

取り組みの方向

- 就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会を充実するとともに、施設の選択の幅を広げ、保護者が公私立の「幼稚園」「保育園」「子ども園」を個々のニーズに応じて選択できる社会の実現を図ります。
- 区立の幼稚園と保育園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれのよさと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図ります。また、交流や研修等については、就学前の子どもの育ちをともに担う、私立の幼稚園や保育園にも働きかけていきます。
- 区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、幼稚園における子育て支援機能を充実します。

基本施策及び個別事業

9 保育・幼児教育環境の整備

就学前の一貫した保育・幼児教育の実施と子育て家庭に対する支援を目的とする子ども園の地域展開を計画的に進めるとともに、私立幼稚園の保護者負担の軽減を図り、保護者の選択の幅を広げていきます。

子ども園化の推進

0歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育・幼児教育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援、家庭や地域の子育て力の向上を目的として、子ども園を整備していきます。区立子ども園の設置については、先行する四谷子ども園の検証で得られた成果等を反映させつつ、地域における他の保育・教育施設の配置等を勘案しながら推進していきます。また、今後の子ども園の地域展開に関しては、子ども園化を希望する私立の幼稚園や保育園も視野にいれ、補助制度等の整備を進めていきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・四谷子ども園の検証 ・(仮称)愛日・中町子ども園化の決定 ・(仮称)西新宿子ども園の設計 ・地域展開の検討	・成果の反映 ・施設改修開設準備 ・既存園舎解体新園舎建築 ・地域展開の検討	→ 開設	→ 開設	・子ども園3園の運営(四谷、(仮称)愛日・中町、(仮称)西新宿) ・私立子ども園への補助制度等の整備

*18 **子ども園**…保護者の就労等の有無にかかわらず、就学前の子どもに同じ環境の下で保育・教育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を一体的に提供する施設。当区では、都内初の公立の認定こども園である四谷子ども園が19年4月に開園。

私立幼稚園保護者の負担軽減

私立幼稚園と区立幼稚園は、ともに地域の貴重な社会資源として切磋琢磨するとともに、それぞれの能力を活かし地域の中で幼児教育を担っていることから、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金を充実させることで、公私格差を縮め、保護者の選択の幅を広げます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・補助金の受給者数 1,189人 (20年12月19日現在)	・入園料の補助 ・保育料の補助			・補助金の受給者数 1,239人

10 保育・幼児教育内容と子育て支援機能の充実

幼稚園教諭と保育士が、交流保育や合同研修を通じて相互理解を深めるとともに、互いの保育内容の一層の充実を図ります。また、親子の居場所づくりや子育て相談など幼稚園における子育て支援機能を充実します。

幼保合同研修等の充実

幼稚園と保育園の職員同士が、交流保育や合同研修を通じて実践的な事例や情報の共有化を図るとともに、子ども園での取り組み等を学び、幼稚園と保育園の相互理解を深め、意識を高めることで、両施設がより良い就学前教育の場となるように、取り組みを充実していきます。

幼稚園つどいのへやの開設

区立幼稚園では、子ども家庭支援センターや児童館、子ども発達センター等多くの施設と連携しつつ、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、親子の居場所づくりや子育て相談など、子育て支援機能を充実していきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・事業内容の検討 実施準備	・幼稚園つどいのへやの開設 1園(西戸山幼稚園) ・実施園の検証、追加実施園の検討			・就学前の子育て支援施設として、必要な地域で展開される

課題5 連携教育の推進

現状と課題

○ 小学1年生が集団生活になじめず団体行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなど、担任が学級運営に苦労するいわゆる「小1プロブレム」が課題となっています。また、子どもの身体的成長のピークが早まるとともに、思春期も早期化しています。(図3)

○ 平成18年度に東京都国立幼稚園長会が実施したアンケートによると、小学1年生の担任が児童の気になる姿と、幼稚園5歳児の担任・保護者が心配する内容にはかなりのギャップがあることが報告されています。幼稚園・保護者では、学習における態度を心配しているのに対し、小学校では学習を支える基礎となる生活習慣や態度を気になる姿として指摘しています。(表7)

幼児期から小学校段階及び小学校から中学校段階に移行する際、子どもの成長・発達は連続しているにもかかわらず、それぞれの教育の間に段差があることについて教員の理解不足があるのが現状です。

○ 文部科学省の「義務教育に関する意識調査」では、学校教育で身につける必要性が高い能力・態度について、小学校教員と中学校教員による違いが目立った項目は、「生き方や進路について考える力」「基本的な生活習慣」「実際の場面で使える英語力」「受験に役立つ学力」でした。(表8)

このことから、小学校と中学校の教員の意識の違いがあることが分かります。今後、小・中学校の滑らかで効果的な接続の視点からは、教員の相互理解、授業交流等が必要です。

図3 全国児童・生徒の身長伸びの比較

数値は、年齢ごとの1年間に伸びた身長

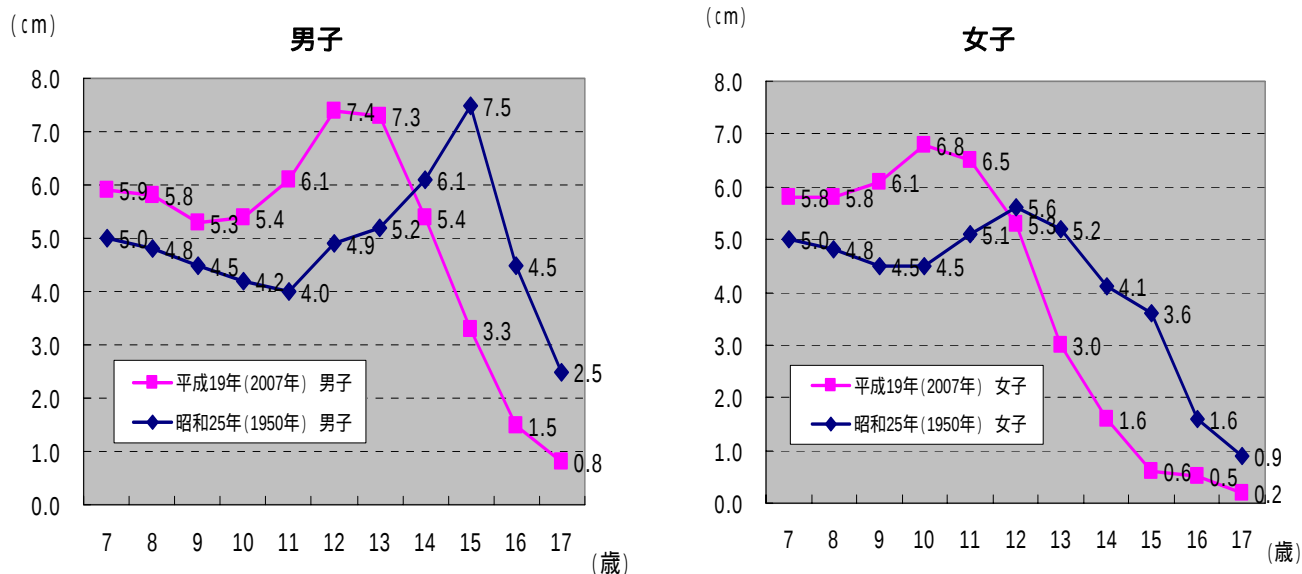


表7 1年生担任の児童の気になる姿と、5歳児担任・保護者の就学に関して心配なこと

順位	1年生担任	5歳児担任	保護者
1	好き嫌いが多い	話を聞いて理解できない	自分の考えを言葉で伝えられない
2	座って話を聞くことができない	自分の考えを言葉で伝えられない	好き嫌いが多い
3	約束・決まりが守れない	人の嫌がることを言う	話を聞いて理解できない
4	整理・整頓ができない	整理・整頓ができない	友達と仲良くできない
5	人の嫌がることを言う	好き嫌いが多い	読んだり書いたりできない
6	物を大切にしない	座って話を聞くことができない	座って話を聞くことができない
7	時間を意識できない	約束・決まりが守れない	行動が遅い

東京都国公立幼稚園長会

(「平成17・18年度 研究集録 接続期の教育を円滑に進めるためのパートナーシップづくり」より)

表8 学校教育で身につける必要性が高い能力・態度(学校段階別)

項目	小学校	中学校
生き方や進路について考える力	85.5%	95.3%
基本的な生活習慣	73.6%	81.1%
実際の場面で使える英語力	56.1%	86.7%
受験に役立つ学力	52.5%	88.0%
教科の基礎的な学力	95.4%	97.8%
人間関係を築く力	93.5%	93.8%

平成16・17年度 義務教育に関する意識調査(文部科学省)

取り組みの方向

- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、小学校と幼稚園・子ども園・保育園との連携を十分に図り、相互の教育と連続性についての共通理解を進めます。
 - 中学校において、生徒がスムーズに中学校生活をスタートすることができるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が授業を見合う、共同して授業をする等、相互交流の一層の促進を図ります。
- また、各教科の連携プログラムの開発を行い、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。また、小学校において、教科担任制の検討を進めます。

基本施策及び個別事業

11 保・幼・小の連携

学校生活への円滑な適応のため、連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善を行います。また、小学校の学校公開週間に保・幼・小による合同会議を開催し、連携や交流による相互理解を図ります。

連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善

幼児・児童の学校生活への適応や学習習慣を確立し、就学前教育と義務教育の円滑な接続を図るため、生活科を中心とした連携・接続カリキュラムづくりや指導方法の改善を行います。また、就学前教育施設から、指導要録や保育所児童保育要録等の個別シートによる引継ぎを確実にを行い、小学校での適切な指導につなげていきます。

また、児童が入学時から学校生活に慣れるまでの期間に、幼稚園教諭や保育士が小学校の授業にかかわるようなしくみについて研究・検討していきます。

保・幼・小合同会議の実施

全小学校の学校公開時に、保育・幼児教育施設の関係者が卒園した新入生の授業の様子を参観し、教員との意見交換などを行う合同会議を開催し、子どもの実態や指導のあり方の相互理解を深めます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・合同会議の試行 小学校8校	・合同会議の実施 全小学校		→	・小学校全校で合同会議を実施 ・全校で滑らかな連携・接続が図られている

1 2 小中連携教育の推進

小・中学校9年間を通した指導体制を充実させるため、英語、算数・数学、理科などの小中連携カリキュラムの作成に取り組むとともに、小・中学校における授業の相互乗り入れ指導のための支援を行います。

小中連携カリキュラムづくり

小・中学校9年間を通した指導計画及び指導方法等についての研究開発を行うとともに、新学習指導要領の中で重視された外国語教育の充実、理数教育の充実の視点から、英語、算数・数学、理科の小中連携カリキュラムの作成に取り組みます。

連携教育推進員の派遣

小・中学校間の教育の違いによる子どものつまずきを補完するため、中学校で小学校の学習内容の繰り返し指導、小・中学校の授業の相互乗り入れ指導及び中学校の教員が小学校で専門性を活かした授業を行うなどの支援として、連携教育推進員(*19)の派遣を行います。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・連携教育推進員の派遣 10人 ・連携推進校(園)にて小・中学校間の円滑な接続の研究	・連携教育推進員の派遣 10人		→	・小・中学校間の円滑な接続と相互理解が図られる

連携教育の推進体制の検討

現在の6・3制のカリキュラムを補い、発達段階に合わせた指導体制を構築するため、小学校において校内体制の工夫による教科担任制の検討などを進めます。併せて、中学校教員の小学校への「兼務発令」について、東京都に要望していきます。

*19 連携教育推進員...小・中学校間の連携教育を進める中で、担当教員の授業を補充するために区の費用負担で派遣する非常勤講師。

課題6 地域との連携による教育の推進

現状と課題

○ 子どもの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、機能を発揮し、総がかりで取り組む必要があります。そのためには、学校が地域との連携による教育を進めることが重要であり、地域に対し学校の管理運営や教育行政への参画を積極的に求めていくなど、地域が学校にかかわると同時に、学校が地域にかかわるという双方向の関係も必要となっています。

○ 教育委員会は、児童・生徒や地域の実態等を踏まえた適切な学校運営を行うため、平成13年度に学校評議員制度(*20)を導入し、各学校で活用・推進に努めてきました。しかしながら、学校によっては、学校評議員制度が十分その機能を発揮できていないとの評価もあります。

また、平成19年8月、文部科学省の学校評価の推進に関する調査研究協力者会議による「学校評価の在り方と今後の推進方策について」では、学校評価の方法について、自己評価・学校関係者評価・第三者評価によると示されました。教育委員会では、「確かな学力の育成に関する意識調査」を実施し、学校評価の充実を図ってきましたが、更なる充実を図るためには、学校運営の改善を進めるためのPDCAサイクル(*21)に基づく学校評価システム(*22)の構築が必要です。

○ 新宿区版の学校運営協議会制度(*23)の導入に向け、四谷中学校を平成20・21年度新宿区地域協働学校推進モデル校として指定しました。この中では、地域協働学校運営協議会のしくみづくりに併せて、学校評価制度のあり方も含めて、調査・研究を進めています。

○ 学校教育は、道徳教育や勤労観・職業観の育成、環境教育、伝統や文化に関する教育、実社会、実生活につながる多様な体験活動の充実など多岐にわたる課題に直面しています。このような中、学校は保護者や地域住民、更には地域の企業やNPO、大学などの協力を得ながら教育活動を行う必要性が高まっています。

○ 教育委員会は、学校と地域をつなぐ役割を担うスクール・コーディネーター(*24)と、学校図書館における活動や部活動などの支援者としてのスクールスタッフ(*25)を、区立全小・中学校に配置しています。

学校にかかわっているこれらの人々の活動の一層の活性化を図るとともに、地域の方々が互いの活動を理解し合い、緩やかなネットワークを形づくれるよう、学校組織の中でのそれぞれの位置づけを明確にする必要があります。

*20 学校評議員制度...学校経営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるしくみ。

*21 PDCAサイクル...経営マネジメントの実施・評価等のシステム。教育課程においては、到達目標の明確化(Plan)、教育課程の実施(Do)、学力調査など教育成果の適切な評価(Check)、評価を踏まえた改善(Action)についてのマネジメントシステム。

*22 学校評価システム...学校の自己評価に加え、保護者や学校評議員などによる学校関係者評価、地域住民や有識者などによる第三者評価を行い、学校運営の改善を図るしくみ。

取り組みの方向

- 地域の住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画するしくみを構築します。
また、地域に開かれ信頼される学校を実現するため、保護者や地域の住民の意見や要望を的確に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを目指します。
- 地域に根ざした学校づくりを進めるため、学校と地域をつなぐスクール・コーディネーターなどの一層の活用を図るとともに、地域が学校を支援する組織づくりを支援します。
また、新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、学習教材として、地域の歴史、芸術、文化等の資源をより積極的に活用します。

基本施策及び個別事業

1 3 地域が参画する学校運営のしくみづくり

地域の住民や保護者が学校運営に参画するしくみとして地域協働学校(コミュニティ・スクール)の指定を行います。また、新たな学校評価のしくみづくりや学校評議員制度の活性化を図る中で、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めます。

地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進

平成20、21年度に実施する地域協働学校(コミュニティ・スクール)の調査研究を踏まえ、順次、地域協働学校の指定を行っていきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・地域協働学校推進モデル校指定校1校(四谷中)	・地域協働学校推進モデル校指定校1校(四谷中)	・地域協働学校指定校2校(四谷中、他1校)	・地域協働学校指定校1校(計3校)	・地域協働学校の指定3校
・地域協働学校推進委員会の設置	・地域協働学校推進委員会の運営 地域協働学校運営協議会規則制定			

*23 **学校運営協議会制度**...コミュニティ・スクール。地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指し、保護者や地域住民が学校運営協議会を通じて一定の権限をもって学校運営に参画する制度。当区の実態に適した運用を図るため、新宿区版の学校運営協議会制度を「地域協働学校」と称する。

*24 **スクール・コーディネーター**...本区において、総合的な学習の時間の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役となり、学校に地域の教育力の橋渡しをするため、各学校に配置する非常勤職員。

*25 **スクールスタッフ**...本区の地域に根ざした教育活動を展開するため、学校に必要な人材を地域から受け入れ、活用するしくみ。

学校評価の充実

学校評価の新たなしくみにかかる検討結果を踏まえ、平成22年度から新たな学校評価を全校に導入します。なお、学識経験者による第三者評価については、全校を2ヵ年に分けて実施していきます。

児童・生徒、保護者、学校評議員、教職員を対象とした「確かな学力の育成に関する意識調査」については、毎年実施します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・新たな学校評価の調査研究 ・意識調査実施	・新たな学校評価の検討(学校評価検討委員会の運営) ・意識調査の実施	・新たな学校評価の導入	→	・新たな学校評価の全校導入

学校評議員制度の充実

学校評議員の意見や提言が学校経営に活かされるよう制度の充実を図るとともに、学校情報の公開や公開授業の実施などにより、積極的な学校情報の発信を行っていきます。また、学校評議員制度については、地域協働学校(コミュニティ・スクール)の導入に併せ、そのあり方を検討します。

14 新宿の多様な資源を活かした教育活動

地域の人材・団体や地域の歴史・芸術・文化等、様々な地域資源の活用を図り、新宿のまちの特性を活かし、地域の教育力との相互支援による教育活動を進めます。

スクールスタッフの活用

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフや学校ボランティアを派遣し、学校図書館整備や読書活動の支援、チーム・ティーチング(*26)等による授業への協力、クラブ活動支援等を実施します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・学校図書館司書、クラブ活動等支援、学習活動協力等(19年度実績) 活動人数 延べ372人	・学校図書館司書、クラブ活動等支援、学習活動協力等 ・活動人員、人材の確保、活用の充実		→	・スクールスタッフの活用が充実し、各学校での教育活動が活発化する

*26 **チーム・ティーチング**...特定の教科で、学級の子どもたちの状況に応じて、複数の教員が、主に授業を進める教員と児童・生徒に個別に対応する教員が役割を分担して、きめ細かく指導する方法。

スクール・コーディネーターの活動

各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図ります。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・小学校27校、中学校全11校に配置	・全小・中学校への配置		→	・全小・中学校への配置
・学校と地域の連携の推進	・スクール・コーディネーター間の連携による活動の充実		→	・地域の教育力との相互支援に基づく活動が充実する

地域団体等との連携による教育の推進

生涯学習財団をはじめ地域の大学、NPO等との連携を推進し、様々な地域資源を活用した学校の教育活動の充実を図ります。

美術鑑賞、伝統文化理解教育等の推進

児童・生徒が本物の美術作品に触れる機会を増やすため、区内美術館を活用した美術鑑賞を実施します。

また、区内の能楽堂での能の鑑賞、和楽器演奏、伝統工芸、太鼓演奏、地域の踊り、福祉施設等多様な地域資源を活用した取り組みを充実します。

課題7 家庭の教育力の向上と活動支援

現状と課題

○ 家庭は、子どもの基本的な生活習慣、生活能力や倫理観、自立心、自制心や社会のマナー、さらには成長するために必要な人生観などを育む基盤です。しかしながら、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのようにかわっていけばよいかわからずに悩み、孤立感を募らせる親も増えています。また、女性の社会進出が一般的になった結果、子育てに専念する母親が抱える不安感、豊かな生活環境とはうらはらに必ずしも効率的ではない子育てに対するストレス、労働環境の悪化に伴う子どもとふれあう時間の減少などが要因となり、家庭の教育力が低下しているといわれています。

○ 全国レベルの調査からは、校長として、以前に比べ「家庭の教育力」が下がった・悪くなったという認識が小・中学校ともに約90%、「社会の学校に対する理解・支持」についても、下がった・悪くなったという認識が、約70%となっています。(図4(1))また、「家庭の基本的なしつけが欠如」しているかという項目にも約40%が「きわめて深刻」と捉えており、「やや深刻」を合わせると、小・中学校ともに90%を超える数値を示しています。(図4(2))このように、「家庭の教育力」が低下しており、「家庭内でのしつけ」についても深刻であるという学校の認識を示しています。

一方、新宿区の保護者の意識は、「子育てへの関わり」「しつけは親の責任である」という認識は90%を超えており、子育てが親の役割であるとする意識は非常に高いと言えます。一方では学校との接点に関する項目は50%台であり、PTA活動の参加は40%を下回っています。アンケートの自由意見欄には、「保護者会は平日の昼間に実施されるので参加できない」「子育てには関わっているが、話し合いの機会は持てない」などのコメントが挙げられています。(表9)

○ 新宿区社会教育委員の会議は、平成20年8月に、意見書「家庭の教育力を高めるために - 大人たちの学び合いによる長期的なつながりを - 」を、教育委員会に提出しました。

意見書では、家庭を取り巻く環境の変化にともない、祖父母世代から父母世代への子育ての継承が十分行われず、親同士の横のつながり、親と地域社会との関わり、つながりが、大きく変化しているとし、日常的に集える場での学習やPTAとのかかわりのなかで、「まなびあい」を通して、親としての認識を新たにしてもらう取り組みと、子どもたちを地域の子として育てていく取り組みを提案しています。

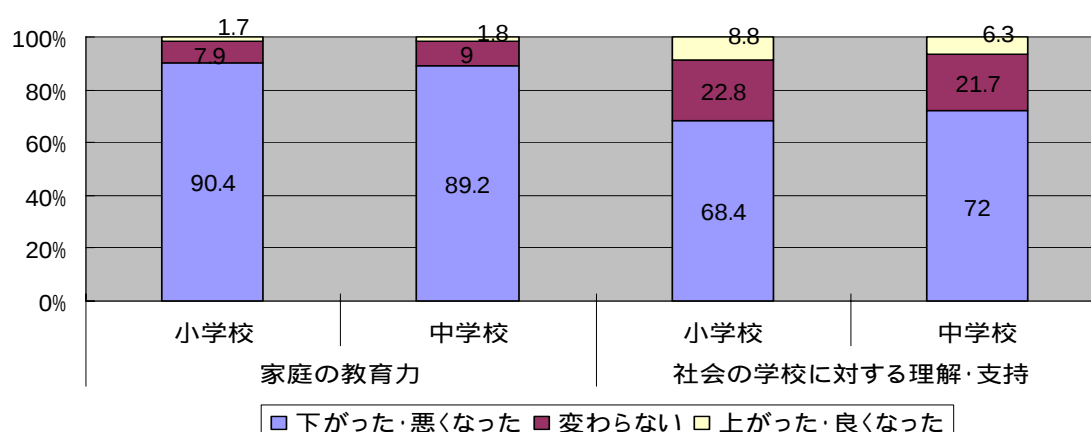
子育てを通して親自身が成長していくという親の「まなびの機会」が減り、その結果として社会が期待する「家庭の教育力」が低下していることは否めません。親としての意識と、実際に社会の期待する親のあり方のギャップについては、それぞれの家庭を取り巻くさまざまな要因が影響しています。意見書では、これまでの社会との関係性が徐々に崩壊してきたことが大きな要因であるとして、新たな「つながり」の構築を求めています。

○ 新宿区では、「新宿区次世代育成支援計画」を策定し、子育て支援の具体的な施策を展開しています。教育委員会としても、子育て支援の一翼を担いつつ、社会教育の視点を含めた家庭の教育力の向上・支援のあり方を検討してきました。今後は、親自身の成長や、子育てを通じた親やその周囲の人々が様々なかかわりの中でともに成長するしくみづくりが必要です。

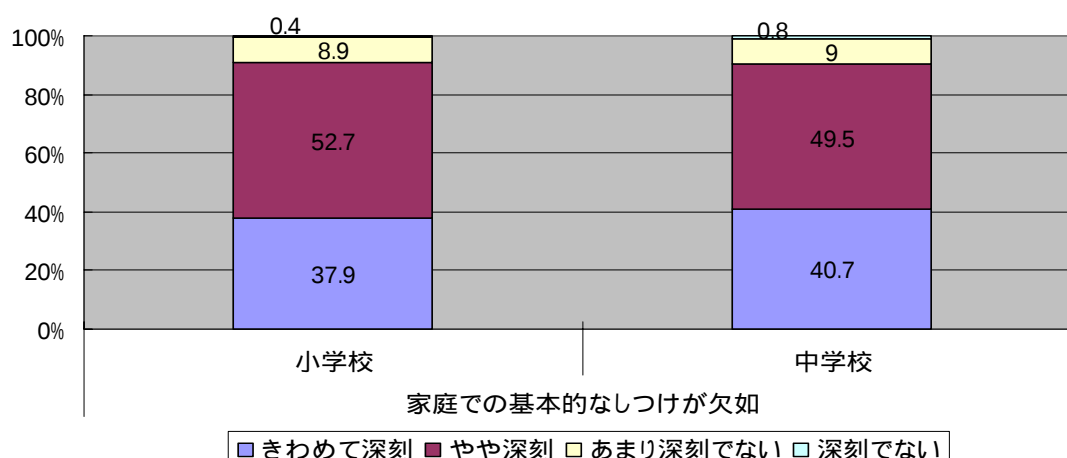
○ 新宿区内には、新宿区家庭教育グループ連絡会などが主導する家庭教育に係る活動が多様に行われています。同時に、新宿区立小学校PTA連合会と共催する親力パワーアップ事業(*27)など学校と連携した、他の自治体では例を見ない、家庭の教育力向上への取り組みが展開されています。今後、学校と家庭がともにすすめる教育の充実が求められます。

図4 全国の公立小・中学校アンケート

(1)「家庭の教育力」「社会の学校に対する理解」について



(2)「家庭での基本的なしつけ」について



平成18年度「学力問題に関する調査」(東京大学基礎学力研究開発センター)

*27 親力パワーアップ事業...連合会が取り組む3つの目標の一つ。子どもの基本的な生活習慣の確立など、本来家庭で取り組むことを再確認し、保護者全体の親力を向上しようとする取り組み。

表9 親力セルフチェックアンケート(平成19年度新宿区小学校PTA連合会実施)

～平成19年度小学校PTA加盟保護者世帯全6,638世帯に20項目のアンケート調査を行い、5,056通の回答があった中から項目抽出～

質 問 項 目	「はい」の件数	回答者数中比
一年のうち行事以外で学校に足を運ぶことがありますか？	2,831件	55.99%
担任の先生とコミュニケーションを深める必要があると感じていますか？	4,197件	83.01%
保護者会に出席していますか？	2,801件	55.40%
保護者会は有意義と感じていますか？	3,768件	74.53%
あなたのパートナーは子育てに関わっていますか？また話し合いの場をもっていますか？	4,581件	90.61%
子育てについて相談できる相手がいますか？	4,608件	91.14%
しつけをきちんと行うことは主として保護者の役目と理解していますか？	4,965件	98.20%
PTA活動に進んで参加していますか？	2,239件	36.97%

取り組みの方向

○ 保護者が、家庭教育における自らの役割や重要性を自覚し、自信をもって子どもを育て、必要なしつけができるような学習の機会や場を充実します。

また、保護者の学校行事や地域活動への参加のきっかけづくりや、家庭教育等の講座終了後も自主的な活動や保護者どうしのつながりが継続するしくみづくりなど、多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。

○ 保護者が保護者会へのかかわりや、PTA活動への参画意識を高めるための支援体制を充実させます。

また、地域文化部や子ども家庭部等と連携し、PTA活動と地域の様々な活動団体との協力関係を築いていきます。

基本施策及び個別事業

15 家庭の教育力の向上支援

小学校全校で実施している入学前プログラムを充実するとともに、地域の横のつながりや保護者どうしのつながりを継続できるようなしくみをつくります。

入学前プログラムの充実

入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマにしたプログラム等を実施します。

今後、地域の実態や学校の規模、子どもの生活環境等に応じ、各学校に適したプログラムを実施します。また、入学後のフォローアップを行うなど、より効果的な運営を目指します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・子どもの仲間づくりプログラム、保護者対象のワークショップ(全小学校)	・子どもの仲間づくりプログラム、保護者対象のワークショップ(全小学校)		→	・保護者対象のワークショップ等への参加率 100%
・保護者対象のワークショップ等への参加率 92.1% (19年度)	・入学後のフォローアップなどによるプログラムの充実		→	・フォローアップや他の事業と連動したプログラムの充実

多様な形態による家庭の教育力向上支援

家庭の教育力向上支援を充実し、保護者の保護者会やPTA活動の参加のきっかけとなるよう、保護者会や土曜日などに開催される学校公開の機会を活用した講座を開催します。

また、複数の小学校や幼稚園・保育園の保護者を対象としたワークショップ等を開催します。ワークショップ等では、地域の横のつながりや保護者どうしのつながりを重視したプログラムを行うことで、事業終了後もゆるやかなつながりを継続できるようなしくみをつくります。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・保・幼・小の保護者対象のワークショップ等の試行	・保護者会等での講座の試行・検証		→	・多様な形態による家庭教育の支援が進んでいる
	・保・幼・小の保護者対象のワークショップ等の試行・検証		→	

16 学校と家庭がともにすすめる教育の推進

PTA活動の負担軽減を図り、効果的な企画運営を行うためのワークシートなどをPTA連合会・協議会と調整して作成を進めます。また、企業への働きかけ、地域の教育力との連携により、多くの保護者がPTA活動に参加しやすい環境づくりを行います。

家庭の教育力向上

人間形成の基盤である家庭において親の果たす役割を親自らが考える機会とするため、コミュニケーションや食育、生活リズムなど多様なテーマの家庭教育学級・講座を開催します。効果的な運営を行うために、ワークシートの作成、あるいはモデル事業の実施、指導員による助言等を行います。

PTAが主体的な活動をすることで親自身の家庭教育への参画意識を高めるために、小学校PTA連合会等と共催して、早寝早起き朝ごはん運動や、親力パワーアップ事業などを推進します。

保護者の学校行事等への参加促進

学校の実情に応じ、保護者の参加が促される魅力ある保護者会等の運営が進められるよう、開催日の工夫などPTAとの連携を一層進めます。

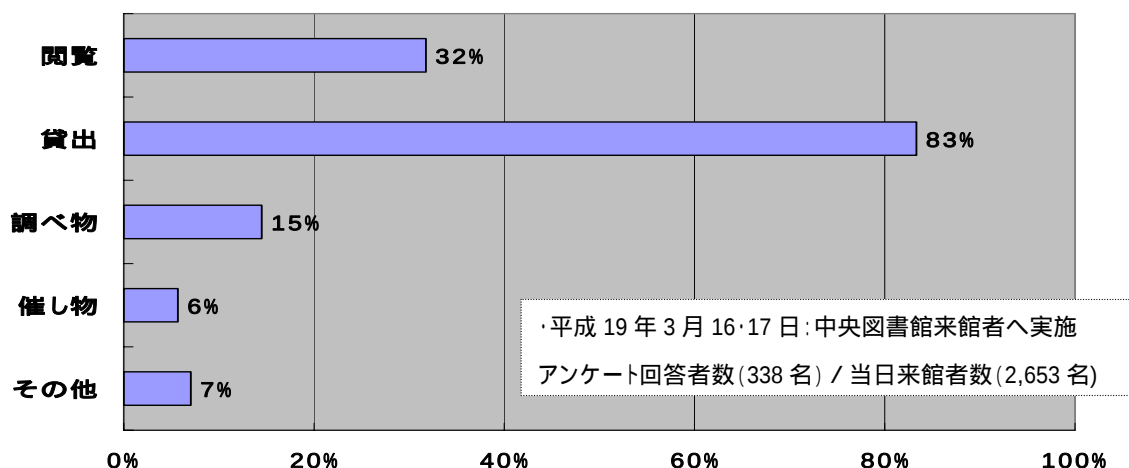
また、企業に働きかけをしてボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。

課題8 地域の知の拠点としての図書館の充実

現状と課題

- 映像情報やインターネットなど、多様な情報メディアの発達により、若年世代を中心に活字離れ、読書離れが進んでいます。一方、社会に多様な形態で情報が氾濫しているために、信頼できる情報を主体的に選択する必要も生じています。こうしたことから欲しい情報や知識を読書から得ることの大切さを再認識し、文字・活字文化の振興を図る必要があります。
- 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、区民や利用者の主体的な学習を支援するために、幅広い情報を収集、蓄積、提供する機能の強化が求められています。さらに、学校との連携強化による「読育(*28)」の支援、地域や他の運営主体との新たなコラボレーションによる地域活性化の一翼を担う拠点機能など、時代のニーズに即した新たな図書館サービスを展開していく必要があります。
- 図書館が地域課題の解決に必要な情報を提供し、「地域の知の拠点」としての機能を果たすとともに、新たなIT社会に対応した図書館サービスを展開するには、現在の中央図書館は老朽化が著しく、新たな中央図書館の建設が必要です。
- 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていくうえで欠かせないものです。しかしながら、平成19年度「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」(東京都教育委員会・新宿区編)によると、1ヶ月の平均読書冊数は、小学校中学年から徐々に減少し、中学生では1ヶ月に1冊も読まない不読者率が2割となっています。新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会と、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるような環境づくりを進めていく必要があります。

図5 図書館利用状況(利用目的)について



*28 読育...読書を通じて心豊かな子どもを育てること。読み方は「よみいく」又は「どくいく」。

取り組みの方向

○ ライフステージに合わせた読書活動を推進し、図書資料の提供だけではない地域の人々との学びあいや地域社会における様々な情報と人の交流を通じて「情報と出会う」広がりをもったサービスを提供していきます。また、区内全域に向けての情報発信機能を強化し、地域や大学などとの連携や協働をより一層推進するなど、中央図書館の機能を見直し、図書館サービスを再構築します。

地域図書館を身近な「地域の知の拠点」として位置づけ、区民の読書活動を支援し、ビジネス情報、医療・健康情報など区民の知りたい要望にこたえ、生活に役立つ情報支援を行うなど、地域文化の発展に寄与していきます。

○ 図書館が事業主体となって、家庭や地域、学校と連携して発達段階に応じた読書活動を推進することにより、子どもが読書を通じて生涯にわたり学習し、自己実現を図るきっかけづくりを行います。

基本施策及び個別事業

17 読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり

新たに建設する中央図書館は「情報と出会う」広がりをもったサービスを提供していくとともに、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化します。また、地域図書館は地域の特性に応じた資料を備える地域密着型の身近な「地域の知の拠点」として位置づけていきます。

読書がはぐくむまちづくり

乳幼児期にブックスタート(=絵本でふれあう子育て支援事業(P.51))で初めて絵本に接して育った赤ちゃんが、その成長に応じて保育園・幼稚園、小・中学校や地域社会の中で、さらに読書への楽しさを深め、心豊かで健全な生活を過ごせるように、ライフステージに合わせた読書活動の支援をしていきます。また、読書がはぐくむ豊かなライフステージづくりを進めるため、仲間づくりやネットワークづくりを支援するとともに、図書館を過ごしやすい空間、利用しやすい空間として整備していきます。

図書館サービスの充実

インターネット利用環境の整備、レファレンス専用カウンターの設置、地域資料のデータベース化などにより、利用者へ多様な情報収集手段を提供していきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・インターネットが利用できる利用者向けパソコンの設置 中央図書館 3 台 こども図書館 1 台 各地域館 各1台 ・レファレンス専用カウンターの設置(全館) ・地域資料等のデータベース化(区史・新宿区ゆかりの人物) ・区立図書館でのレファレンス件数 49 件 / 日	・インターネット利用パソコンの運用 ・レファレンス専用カウンターでのレファレンス実施 ・地域資料等データベース化による情報提供		→	・インターネット利用パソコンの運用等により図書館サービスが充実する ・区立図書館におけるレファレンス件数 60 件 / 日

新しい中央図書館のあり方の検討

中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT 社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備を検討します。

新中央図書館は、旧戸山中学校跡地を移転先とします。新中央図書館のあり方の具体的な内容については、平成21年度に専門家と区民による検討組織を設置し、平成22年度に一定の方向性をまとめ、将来的に、(仮称)新中央図書館建設基本構想・基本計画の策定に反映していきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・新中央図書館の整備に向けての調査・検討(近隣自治体等調査・資料収集) ・検討組織設置準備	・検討組織設置あり方の検討	・あり方検討のまとめ	—————	・新中央図書館のあり方がまとまる

18 子ども読書活動の推進

すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所で本とふれあえるよう読書環境を整備するとともに、学校図書館と連携して子どもの読書活動を推進します。

子ども読書活動の推進

「第二次新宿区子ども読書推進計画」(平成20～23年度)に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、親子が絵本にふれあう機会の提供や読書に関する親力の向上講座・読書塾の開設、また学校図書館への司書派遣などにより学校との連携を深め、読書環境の整備を計画的かつ積極的に推進していきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・児童図書の充実 ・病院配本サービス ・団体貸出(区内の公私立保育園、幼稚園、児童館、子ども園、小・中学校)の利用率65.7% ・図書館を利用した子ども 83,499人(21年1月末現在)	・学校図書館への図書館司書派遣(4人) ・学校図書館へ配本車による区立図書館資料の活用 ・読書塾、読書に関する親力向上講座の開設 ・病院配本サービス		・区立図書館と学校図書館とのシステム整備	・団体貸出の利用率78% ・図書館を利用した子ども 115,000人(18年度 97,414人に対し、18%増)

絵本でふれあう子育て支援事業

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診(3～4か月児健診と3歳児健診)の際に読み聞かせと絵本の配付(3歳児へは図書館で配付)を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・3～4ヵ月児健診での読み聞かせと絵本配付 ・3～4ヵ月児健診時の読み聞かせ参加者の割合 62.8%(20年9月)	・3～4ヵ月児健診での読み聞かせと絵本配付 ・3歳児健診での読み聞かせと図書館での絵本配付			・3～4ヵ月児健診時の読み聞かせ参加者の割合 65%

課題9 子どもの安全の確保

現状と課題

- 近年、学校への不審者侵入事件や通学路での不審者との遭遇が発生するとともに、日常的な事故や自然災害により、児童生徒等の安全が脅かされています。区内でも子どもにかかわる不審者情報は、過去3年でも年間50～60件を数えています。この間、区立学校においては、セーフティ教室を教育課程に位置づけて学校ごとに実施し、子どもの危機回避能力の向上を図るとともに、設備面でも、校門に防犯カメラやオートロックを設置し、教室間に緊急通報システムを配備するなど、不審者の侵入を防ぎ、危機管理マニュアルを基にした学校内の危機管理体制を整備してきました。また、子どもたちが安全に登下校できるよう、保護者や地域の方と協働し、通学路のパトロールや見守り活動を行ってきました。
- しかし、今後も子どもたちが安心して安全に生活し学べる環境を整えるためには、登下校時の地域での見守り活動をさらに活発にし、学校においては、事故や加害行為、地震等の自然災害等に総合的に対応していくことが求められます。また、平成21年4月には学校保健法に代わる学校保健安全法が施行され、学校において、児童生徒の安全確保の取り組みを組織的に進め、施設整備や管理運営体制の整備など必要な措置を講じるよう努める旨が明確になりました。
- さらに、携帯電話やインターネットが普及する中で、有害情報への接触の危険性が高まり、これらの悪用によって子どもが被害に巻き込まれる事件の増加や、ネット上の書き込みやメールがいじめや事件に発展する事態も起きています。こうした課題に対しては学校、家庭、関係諸機関が連携して対応していく必要があります。

取り組みの方向

- 子どもを巻き込んだ事件・事故から、子どもの安全を守るため、安全教育や危機回避能力の育成、危機管理意識の啓発活動を絶え間なく行っていく必要があります。併せて、保護者や地域の方を巻き込んで、通学路や日頃の生活の場でも子どもの安全を守る意識の向上を図ります。
- また、メディアなどからの様々な有害情報やネット利用の危険性から子どもを守るためには、学校での情報モラル教育を通して子どもに正しい対応の方法を身につけさせるとともに、家庭の協力を得て家庭等での利用に関するルールづくりなどを進めていきます。さらに、事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小中学校において教育指導と施設管理面における学校安全に関する計画の策定を目指していきます。

基本施策及び個別事業

基本施策19 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

安全教育や情報モラル教育などを通して、子どもに自ら身を守る能力を育成し、有害情報への対処法を身につけさせます。また、家庭や地域との連携協力により地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備を進めます。

安全教育、情報モラル教育の推進

安全教育、情報モラル教育やCAPプログラム(*29)を通して、危機から子どもが自ら身を守る能力の育成を図り、有害情報等に対しての正しい対処法を身につけさせます。

学校安全対策

学校や通学路等での子どもたちの安全が守られるよう、家庭や地域との連携協力を図り、「地域安全マップづくり」や「通学路の見守りやパトロール」など地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進します。

学校安全計画の策定

学校においては、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導について総合的な学校安全計画を策定して実行していきます。また、事件や事故、自然災害等、児童生徒の安全が脅かされる事例に対して、従来の危機管理マニュアルを見直し、職員がとるべき措置や手順を定めた対処要領を整備し、職員が適切に対処できるよう必要な措置を講じていきます。

*29 CAPプログラム…子どもたち自身が人権意識をもち、暴力から自分を守るための知識や技能(スキル)を学ぶ、子どもへの暴力防止プログラム。

課題10 学校の適正規模の確保と適正配置

現状と課題

- 学校適正配置は、平成4年7月に「新宿区立学校適正配置等審議会」の答申（以下「答申」という。）を受け、学校のPTAと地域の理解を得て、第一次（平成7年度：花園小）から第四次（平成13年度：四谷中）まで学校適正配置を実施しました。その後も平成13年度に「教育基盤整備検討委員会」を設置し、平成14年2月に区域ごとの「学校適正配置のビジョン」を示しました。これを受け、第五次（平成17年度：新宿中、西早稲田中）及び第六次（平成19年度：四谷小）の学校適正配置を実施しました。
- 第七次・学校適正配置計画では、西戸山中学校と西戸山第二中学校を統合し、平成23年度に新宿西戸山中学校として開校するため、平成21年度から校舎建設工事等を進めています。
- 牛込地区の学校適正配置は、平成19年10月から平成20年2月まで地域代表やPTA代表等で構成する「牛込地区学校適正配置に関する懇談会」を設置し、学校のあるべき姿について意見を出し合いました。今後は、「答申」や「学校適正配置のビジョン」で示された基本的な考えを踏まえ、懇談会で出された意見を参考にしながら、統合協議会設置に向けた協議を進めていきます。
- 適正規模の確保は、子どもたちの教育環境の向上とともに学校運営上からみても重要です。特に中学校では教科担任制による配置の問題や教科とともに重要な部活動、クラブ活動等を含む中学校運営全般に影響を与えるなど、十分な数の教員を確保することが緊急の課題になっています。
- 区立幼稚園は、小学校に併設されているため小学校の適正配置に合わせた適正配置を進めてきました。また、保護者の選択の多様化などにより応募者数が減少した結果、休園化が進み、現在、幼稚園21園、子ども園1園となっています。今後は、地域における幼児教育施設として区立幼稚園の役割を踏まえ、よりよい教育環境をつくるため、集団保育の効果を高める規模の確保、地域事情を踏まえた配置を検討する必要があります。

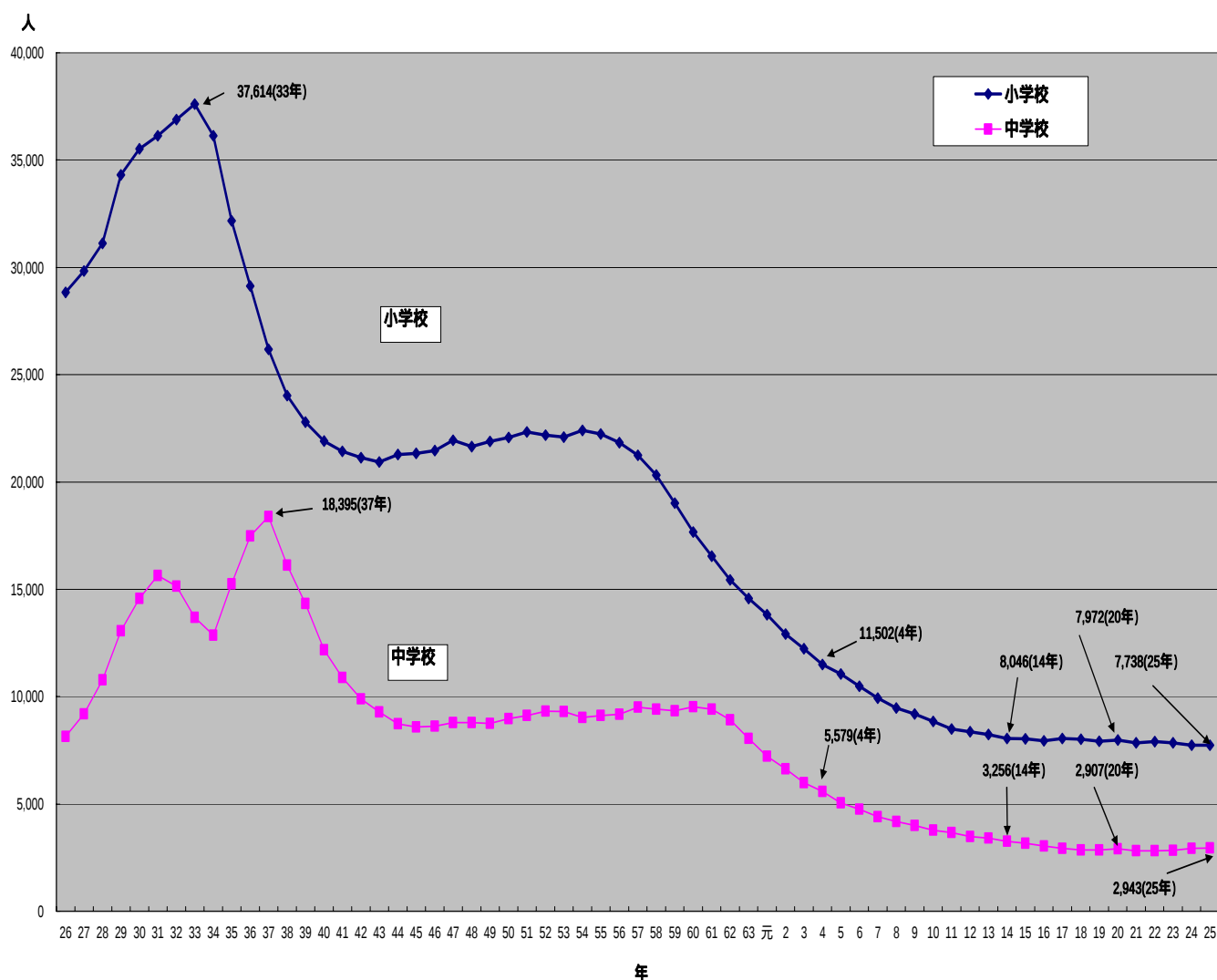
参考 学校適正配置の考え方（要約）

平成4年7月答申より抜粋

	小学校	中学校
存置の目安	150人程度を下回る学校は、統廃合の対象校となる。	12学級（当面は9学級）の確保を目途に、緊急性に配慮して検討する。なお、1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する。
通学区域	現状の通学区域を基本に組み合わせを考える。 ア 隣接する2校が共に存置の目安を下回る場合は、この2校の通学区域を合わせ、1校の通学区域とする。 イ 存置の目安を下回る学校に隣接する当該校がないときは、地域ブロック、通学距離等を考慮して、最も適当と判断できる隣接校との統合を行う。この場合、2校の通学区域を合わせるが、実態により通学区域の一部を見直すことがある。	通学区域についても見直しを行う。その際は、地域ブロックに配慮し、可能な限り小学校区との整合性を図る。
通学距離	概ね1kmの範囲	概ね2kmの範囲
その他考慮すべきもの	通学路の安全確保、教育環境の向上、立地条件の考慮、地域ブロックへの配慮等を勘案する。	敷地面積及び校舎の立地条件等、施設面からも検討を加える。また、統合校の規模は、18学級を上限とする。

図6 新宿区立小・中学校の児童・生徒数の推移及び今後の推計

(昭和26年～平成25年、平成21年以降は東京都推計) (各年5月1日)



取り組みの方向

- 児童・生徒の減少傾向が進んでいる状況のなかで、子どもたちのよりよい教育環境の実現に向け、答申や学校適正配置のビジョンの趣旨を踏まえ、適正な規模の学校を適正に配置するとともに、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めていきます。
- 今後、統合において新校舎を建設する場合、学校適正配置のビジョンに示した「学校施設の基本理念」のとおり、高機能かつ多機能で変化に対応しうる弾力的な施設環境と健康的で豊かな教育環境を確保し、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備を行います。また、自然環境に配慮するとともに、省資源、省エネルギーを考慮した施設を建設します。

基本施策及び個別事業

20 学校適正配置の推進

子どもたちに、よりよい教育環境をつくるため、学校及び幼稚園の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、幼児・児童・生徒の学びや生活の場としてふさわしい学校・幼稚園づくりを進めます。また、学校適正配置計画に基づき統合新校を整備する際には、地域の生涯学習やまちづくりの核として、地域に開かれた学校施設にしていきます。

学校適正配置の推進(牛込地区)

平成19年度に設置した牛込地区学校適正配置に関する懇談会からの意見を参考にし、牛込地区における学校適正配置に取り組みます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・PTA 代表、学校評議員代表、地域代表等との協議	・PTA 代表、学校評議員代表、地域代表等との協議		→	・牛込地区における学校適正配置の推進

学校施設の計画的整備(西戸山地区中学校)

第七次・学校適正配置計画に基づき、平成23年4月に西戸山中学校と西戸山第二中学校を統合し、「新宿西戸山中学校」として開校します。統合新校は、西戸山中学校の旧校地に建設します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・解体工事完了	建設工事	建設工事	・新宿西戸山中学校開校	・新宿西戸山中学校開校

区立幼稚園の適正配置の推進

区立幼稚園の適正配置は、私立幼稚園も含めた地域の幼児教育の充実を図る中で、学校の適正配置計画、子ども園化の推進、学級編制基準の運用、平成20年度に行った私立幼稚園保護者負担軽減による保護者の選択傾向などを見ながら進めていきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・対象地域の検討	・対象地域の検討		→	適正配置の推進
・適正化手法の検討	・適正化手法の検討		→	

課題 11 学校の経営力の強化

現状と課題

○ 現在、各小・中学校・幼稚園における中長期的な視点にたった特色ある教育活動を行うため、「特色ある学校づくり教育活動計画」や教育目標に沿って、使いみちを校長・園長の判断で決定することができる予算を一定額確保し、自主的な教育活動や研究活動の支援を行っています。

○ 学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に説明責任を果たし信頼関係を高めていくためには、校長の裁量を広げ、その権限を強化する取り組みを進めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校運営を行っていく必要があります。

○ 校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織力を高め、校務の効率化を進めるために、教員の役割分担を明確にするとともに、教員同士の連携と協力を強化する取り組みが必要です。現在、各学校では、副校長を補佐する職の主幹教諭の設置により、学校の組織力の向上が図られています。平成21年度からは主任教諭の導入も予定されており、学校の教職員がそれぞれの職に応じた適切な事務分掌を分担し、それぞれの責任を果たすことが必要です。さらに、校務事務の効率化・簡素化を図るなど、学校事務体制の抜本的な改革を進めることが必要です。

なお、現在、県費負担教職員の任命権は東京都にあります。新宿区の独自性のある教育活動を展開していくためにも、教職員の人事権移譲が不可欠です。都区のあり方検討委員会幹事会において人事に関する事務等を特別区に移管する方向で検討することが合意されましたが、引き続き、国及び東京都に対し人事権の移譲を強く要望していく必要があります。

○ 地域に開かれた学校づくりの推進と、各学校が特色ある教育活動を実施するなかで、児童・生徒及び保護者が自らの判断で通学する学校を選択できる制度として平成16年度から学校選択制を導入しました。

初年度の選択者は629人(20.5%)であったものが平成20年度新入学生では840人(26.3%)と、制度の利用者は増加しています。また、学校公開来場者は小学校で30,000人を超えるなど地域に開かれた学校づくりは進展しています。平成20年度の保護者アンケートでは、学校選択制を支持する保護者が、小・中学校とも6割を超え、制度が定着してきたものと捉えています。

一方では、制度により地域性が損なわれるとの声や、一部の学校で、希望者が多いため、必ずしも選択した学校に入学できないなどの課題があります。

取り組みの方向

○ 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営を行っていくため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制など人事権の拡充に向けた取り組みを進めます。

また、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメント能力の向上を図る研修を充実します。

○ 学校の情報化による事務の効率化を図るとともに、適切な事務分掌と分担を徹底するなど、学校の事務体制の見直しを行います。

○ 子どもや保護者が自らの判断と責任で子どもに適した学校を主体的に選択できるよう、学校の情報の提供に努めるとともに、アンケート等による検証を行い、学校選択制度の適切な運営を図ります。

基本施策及び個別事業

2 1 教育の質を高める学校運営

校長・園長の裁量予算の一定額確保などにより、校長・園長のリーダーシップによる組織的で実行力のある学校運営を行うとともに、学校の情報化等による事務の効率化を進め、学校の経営力・組織力の向上を図ります。また、学校選択制度を一層充実するため、保護者が主体的な学校選択を行えるよう、適切な情報提供を行います。

特色ある教育活動の推進

各学校・園の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動を行うため、各学校で策定する「特色ある学校づくり教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・各学校・園の学習、研究活動の実施 ・各学校の教育方針等の保護者への周知度 72.2% (19年度)	・各学校・園の学習、研究活動の実施		→	・各学校の教育方針等の保護者への周知度 75%

管理職研修の充実

管理職のリーダーシップの強化、地域の力を活用することや教職員のメンタルヘルスマネジメント能力、危機管理能力及び人材育成能力などを向上させるため、管理職に対する研修内容の工夫・改善を図ります。

学校評価の充実(再掲)

学校評価の新たなしくみにかかる検討結果を踏まえ、平成22年度から新たな学校評価を全校に導入します。なお、学識経験者による第三者評価については、全校を2ヵ年に分けて実施していきます。

児童・生徒、保護者、学校評議員、教職員を対象とした「確かな学力の育成に関する意識調査」については、毎年実施します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・新たな学校評価の調査研究	・新たな学校評価の調査研究	・新たな学校評価の実施	→	・新たな学校評価の全校実施
・意識調査実施	・意識調査実施		→	

学校事務体制の効率化

教員の職層に応じた職務の明確化、学校の事務の適正化を行うとともに、学校の情報化の推進(P.62)による校務事務の効率化・簡素化を図ります。

学校表彰制度の創設

新宿区の教育の発展のために貢献し、意欲的で優れた教育実践活動や研究活動等を評価する制度として、学校・園表彰制度等の創設を検討します。制度を通して、各学校・園及び教員の一層の意欲の向上を図ります。

学校選択制の推進

地域に開かれた学校づくりと特色ある教育活動により、校長の目指す学校経営を実現するため、学校選択制を推進します。

学校選択の実施にあたり、学校公開期間(6月と9、10月に2回)を設け、保護者や地域住民に対し、各学校の教育方針、特色ある学校づくりなどの活動を紹介するとともに、学校案内冊子を新小学1年生・新中学1年生の保護者全員に配付し、学校選択制度を十分周知していきます。また、アンケート等による課題の検証を行い、学校選択制度の適切な運営を図ります。

課題12 教員の授業力の向上

現状と課題

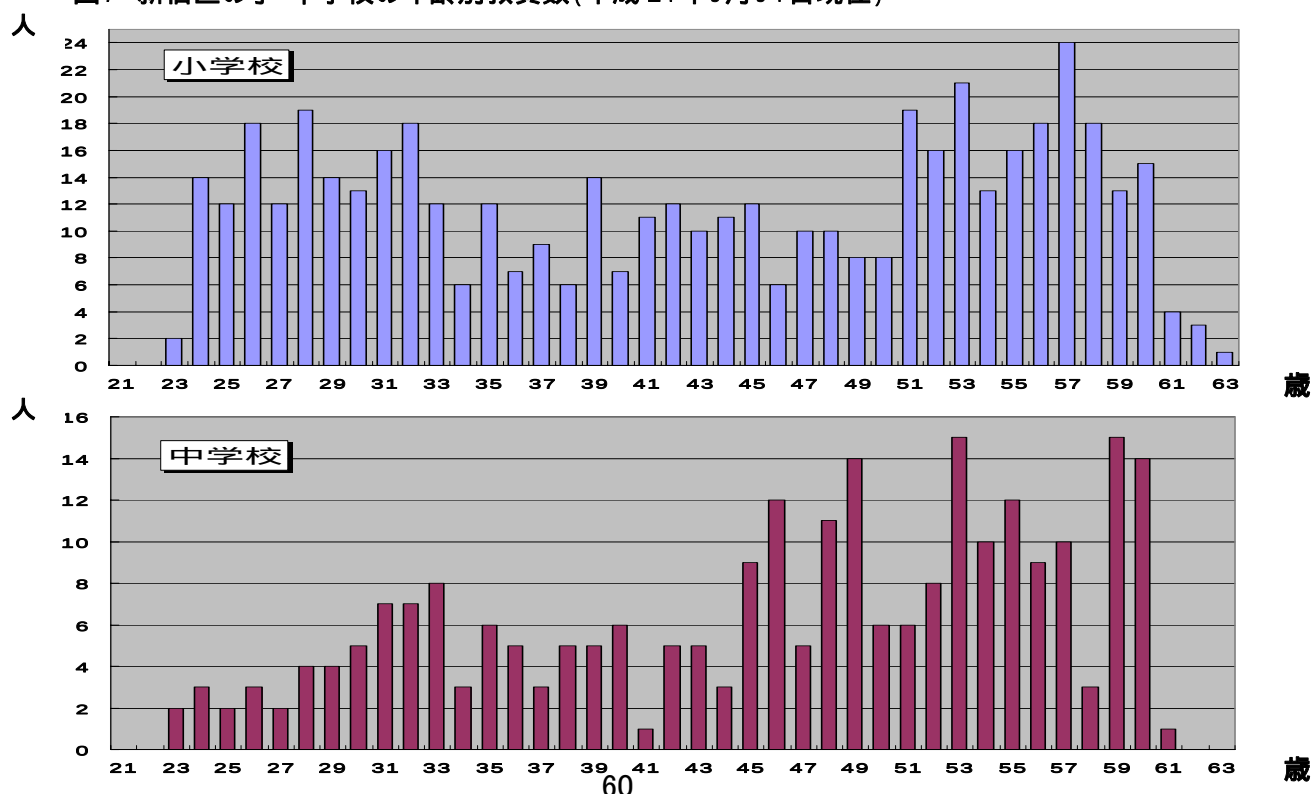
○ 教員の職務やその活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えます。「教育は人なり」といわれるように、学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが極めて大きいといえます。近年、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑・多様化するとともに、特別に配慮を要する子どもへの適切な支援といった新たな課題も生じてきています。

また、現在の教員の年齢構成を見ると、30歳代から40歳代の中堅層の世代が少ない構成となっています。(図7) 今後、大量採用期の世代が退職期を迎えることから、OJT(*30)を始めとした研修の充実を図り、量及び質の両面から、優れた教員を養成・確保することが極めて重要な課題となっています。

○ 教育委員会は、平成18年度から新規採用教員をはじめ2・3・4年目の若手教員を対象に学校内のOJTと連動し、教員の基本的な授業力として定義されている「使命感、熱意、感性」「児童・生徒理解」「統率力」「指導技術」「教材解釈、教材開発」「指導と評価の計画の作成・改善」について指導を行う、教職経験豊かな授業改善推進員(*31)の派遣を行っています。教育委員会が実施した「平成19年度確かな学力の育成に関する実態調査」では、派遣したすべての学校が成果があったと回答しており、今後は、指導力に課題がある教員に対する指導を充実させていくことが必要です。

○ 一方、急速な情報化の進展の中で、ITを活用したわかる授業を積極的に進め、授業改善と教員の授業力の向上を図っていく必要があります。また、子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教員の仕事はこれまで以上に多岐にわたっており、また、事務的な調査書類等が増加している現状があることから、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教育活動に専念できる環境づくりを行っていく必要があります。

図7 新宿区の小・中学校の年齢別教員数(平成21年3月31日現在)



取り組みの方向

- 教職員それぞれの経験と職層に応じた研修を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。また、校・園内研究や研究発表などを通して教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲をもつ風土の醸成を図ります。
 - 学校の情報化を進め、「わかる授業」を実践するとともに、教員どうしが情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。
- これにより、児童・生徒の学習意欲の向上や学習理解を深めるとともに、教員間の効率的な学び合いなど、教育の内容・方法・手段等の改善につなげていきます。

基本施策及び個別事業

2.2 授業力を高める計画的な指導、育成

新たな課題への対応や教職員それぞれの経験と職層に応じた体系的な研修を企画・実施するとともに、学校・園内の授業研究や研究発表に向けた取り組みの中でのOJTと連動させた研修を充実します。また、授業改善推進員の派遣を行い若手教員や指導力に課題のある教員の指導・育成を図ります。

経験と職層に応じた研修の充実

新任教員研修、2・3・4年次研修等若手教員の研修については、学校・園内のOJTと一層連動させ、研修効果の向上を図ります。また、新学習指導要領(*32)・幼稚園教育要領の実施に向けて、新教育課程検討委員会が作成した報告書の内容について教員への周知徹底を図ります。

夏季集中研修や職層別研修では、情報モラル指導や保護者対応など、より実践的で効果的な研修となるよう研修内容を充実します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・経験や職層に応じた各種研修の実施 ・夏季集中研修の実施	・経験や職層に応じた各種研修の実施 ・夏季集中研修の実施			・教員一人ひとりの経験や職層に応じた適切な研修を実施し、指導力の向上が図られている

*30 OJT...On-the-Job Trainingの略。企業内で行われる職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させ、育成すること。

*31 授業改善推進員...本区で校長の学校経営への支援や教員の指導を行うため、各学校へ派遣する専門職。

*32 学習指導要領...学校教育法の規定により文部科学大臣が定める小・中・高等学校などの教育課程に関する基準。平成20年3月に改訂された新学習指導要領は、21年度からの移行措置期間を経て、小学校は23年度、中学校は24年度から完全実施される。

授業改善推進員の派遣

新規採用教員や2年目から4年目の教員に対して、授業改善推進員の派遣を行い、学校内のOJTと連動した課題解決型の研修を通して指導・育成を図ります。また、要請に応じて指導力に課題のある教員に対しても派遣を行い、指導・育成を図ります。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・授業改善推進員の派遣(6人) (派遣実績) 新任教員 年4回 2・3年次教員 年9回 4年次教員 年1回程度	・授業改善推進員の派遣(7人)			・課題のある教員の指導力の向上が図られている

2 3 学校の情報化の推進

教員どうしの情報の共有化により、教材の相互開発や活用、データベース化等の環境を整え、IT機器を効果的に活用したわかる授業を実践します。

学校の情報化の推進

教員に1人1台のパソコン配備、校内LANの整備を行い、教員どうしが情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境を整備します。また、教員のIT活用能力の向上を図ることで、どの教室でもインターネットや教材等を効果的に活用したよりわかる授業を実現し、確かな学力を育成します。

また、校務支援システムの導入等IT活用により、教材作成や校務処理の効率化・高機能化を進め、教員が個に応じたきめ細かい指導を行う時間の確保を図ります。

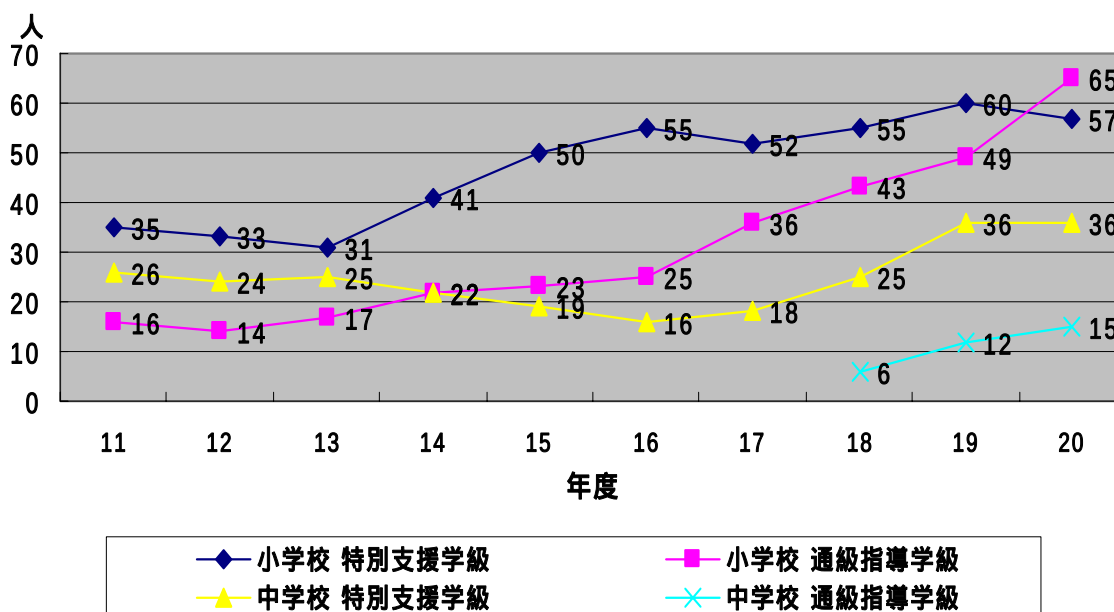
20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・校内LAN整備 2校(余丁町小、西新宿中) ・学校の校務IT化・全校校内LANの整備についての検討	・教員へのPC配備 ・教員への研修実施 ・校務支援システムの導入 ・簡易なホームページ作成システムの導入	・校務支援システム本格稼動 ・校内LAN整備(小学校17校・中学校10校・特別支援学校)	・校内LAN整備(小学校12校) ・区立図書館と学校図書館とのシステム整備	・校務処理の効率化・高機能化が図られる ・授業の中でのITの活用により授業改善が図られる

課題13 支援を要する子どもに応じた教育の推進

現状と課題

- 区立幼稚園・子ども園、小・中・特別支援学校には、様々な支援を要する幼児・児童・生徒が在籍しています。心身に障害のある者や近年増加しつつある発達障害のある者、不登校等の課題のある者、外国籍等日本語指導を要する者や、家庭に様々な課題を抱える者に加え、いじめ(*33)等への対応を要する者など、様々な状況への対応が求められています。
 - 平成19年度のいじめ発生件数は、小学校40件、中学校37件でした。平成19年度は、前年度比で減少したものの、一校当たりの発生件数は小学校1.8件、中学校3.4件であり、見過ごすことのできない数値となっています。
 - 不登校児童・生徒数を平成17年度と19年度を比較すると、小学校では30名が36名に増加し、中学校も63名が86名に増加しています。不登校となったきっかけは、いじめ、学業不振、友人関係、家庭内の問題など多様であり、それぞれのケースに応じた対応が必要です。
 - 教育センターでは、集団不適応や進路・適性、学業、対人関係、情緒不安定や学業等にかかわる教育相談を実施していますが、相談数が増加する傾向にあります。また、不登校の子どもについては、教育センター内「つくし教室(*34)」で適応指導をしています。
- また、不登校をはじめ様々な児童・生徒の相談等に対応するため、都費または区費のスクールカウンセラー(*35)を全小・中学校に配置しています。平成19年度の相談件数は小学校14,640件、中学校5,324件でした。後述する特別支援を必要とする児童・生徒の増加などにより、相談件数が増加する傾向にあり、早急な対応が求められています。
- 平成15年東京都教育委員会実施の、区立小・中学校の通常の学級に在籍する全児童・生徒の実態調査によると、新宿区立学校の「知的に発達の遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒」の割合は5.9%(東京都4.4%、全国6.3%)となっています。
 - 区立小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数は増加傾向にあるのに対し、情緒障害の児童・生徒が通う通級指導学級の児童・生徒数は、概ね2倍に増加しています。(図8)
 - 各小・中学校の特別支援教育推進員(*36)の派遣対象児童・生徒数は、平成19年度第1学期に56名だったものが、平成20年度第2学期には108名に増加しており、対応が迫られています。
 - 区立学校・園に編入学する日本語がわからない幼児・児童・生徒は、年間130~150人います。これまで、教育委員会では日本の学校生活への適応と日本語の初期指導について、学校・園に支援員を派遣し、個別指導を行ってきました。近年、学校からの一層の支援の要請が高まったことにより平成20年度から教育センターでの集中指導やNPOとの協働による学習支援の充実など日本語サポート指導の拡充を図りました。しかしながら、平成20年5月に行った小・中学校への調査から、日本語適応指導を受けた児童・生徒の8割が、すべて又は一部の教科学習について支障をきたしているということが明らかになりました。今後は教科の学習支援サポートの充実が学校においての喫緊の課題となっています。

図8 新宿区の特別支援学級及び通級指導学級の在籍児童数・生徒数の推移



取り組みの方向

○ いじめ、不登校にかかわり、各学校、教育センターにおける取り組みを充実させ、ひきこもり・不登校児童・生徒の出現ゼロを目指します。

また、教育センターの教育相談体制を整備するとともに、教育相談室やつくし教室と学校の連携を進めます。家庭に課題のある場合については、地域の様々な機関や民生委員、児童委員等とのネットワークを広げ、家族ぐるみの支援を行っていきます。

○ 障害のある子どもたちにとっては、幼児期からの支援が大切であることから、保育園、子ども発達センターなどとの連携を図り、幼児の保護者への働きかけや幼稚園と小学校の保護者の連携を進め、早期からの支援に努め、就学前から卒業まで一貫した適切な指導や支援を行うことのできる体制を整備します。

○ 日本語がわからない状態で日本の学校に転入してくる幼児・児童・生徒に日本の学校生活に慣れ、日本での生活が円滑に行われるように日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

*33 **いじめ**...平成19年1月に文部科学省は従来の定義を変更し、「子どもが一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」、「いじめか否かの判断はいじめられた子どもの立場に立って行う」と改めた。これにより発生件数は全国的に大幅な増となった。

*34 **つくし教室**...様々な理由で学校へ行くことのできない子どもに対し、学校復帰ができるよう指導・援助を行なう適応指導教室。

*35 **スクールカウンセラー**...不登校をはじめ、子どもの様々な相談に応じるため、区費または都費により各学校に派遣される心理士等。

基本施策及び個別事業

2.4 いじめ・不登校等の防止

学校における教育相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラー、つくし教室、メンタルサポートボランティア(*37)等の連携・活用を図り、学校復帰のための指導を充実します。また、虐待や家庭に課題がある場合などに関係機関や民生委員、児童委員等との連携による組織的な対応を図ります。

スクールカウンセラーの派遣〔再掲〕

校内において、生活指導主任を中心として、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー等が十分連携し、思春期の心の問題など児童・生徒の心の健康状況を的確に把握し、心の健康の保持に努めます。また、スクールカウンセラーを活用した相談体制について、家庭訪問等による相談を実施するなどの充実を図ります。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・全小・中学校への スクールカウンセラー派遣 派遣人数：12人	・全小・中学校への スクールカウンセラー派遣 派遣人数：18人		→	・児童・生徒一人ひとりの状況に応じた的確な指導が行われている

新宿子どもほっとラインの運営

いじめを受けた児童・生徒や保護者からの電話や手紙による相談に応じ、当該学校や関係機関との連絡・調整を行い、適切な対応を図ります。電話相談では、カウンセラー経験のある相談員を常時1名配置します。

教育相談体制の整備

学校と適応指導教室「つくし教室」が連携し、学校復帰のために指導を充実させます。さらに、目白大学によるメンタルサポートボランティア、早稲田大学による教育ボランティアについても活用の充実を図ります。

さらに、虐待等の課題のある家庭に対して、子ども家庭サポートネットワーク(*38)を活用し、福祉部、子ども家庭部及び都相談センター等の関係機関や民生委員、児童委員等との連携による組織的対応を充実させます。

*36 **特別支援教育推進員**…幼稚園、小・中学校に在籍する発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援を行うため、区の費用負担で派遣する非常勤講師。

*37 **メンタルサポートボランティア**…配慮を要する児童・生徒の情緒面での支援のために、学校内の教育活動の補助に入る学生。

*38 **子ども家庭サポートネットワーク**…福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織の連携により、要保護児童への適切な保護を図るための地域協議会。

2 5 特別支援教育の推進

発達障害のある幼児・児童・生徒に対して、専門家による支援チームの巡回相談を行い、適切な指導や必要な支援について指導・助言します。また、様々な機会を通じて教員、保護者、区民等に特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

特別支援教育の充実及び理解啓発

特別支援教育を効果的に推進するために、日々の指導と指導の改善に活かすための個別指導計画の作成と、保健・医療、福祉、労働等の関係機関と連携協力するための個別教育支援計画の策定の取り組みを充実させます。

また、特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、希望する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、学校だより等の交換等の間接交流とともに学校行事への参加等の直接交流により、地域とのかかわりを図っています。今後、交流を深めるとともに、教科での学習活動への参加の推進を図っていきます。

さらに、発表会の開催やリーフレットの作成などにより、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

巡回指導・相談体制の構築

教育センター内に設置した特別支援教育センターを拠点とした、医師・学識経験者及び心理職等で構成する、専門家による支援チームの巡回相談を行い、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害のある幼児・児童・生徒への適切な教育的指導を行うなど、学校内指導体制を確立します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・教育研究調査員（3人） ・特別支援教育推進員（20人） ・専門家支援チーム（医師・学識経験者・心理職等） 各校年3回派遣	・教育研究調査員（3人） ・特別支援教育推進員（20人） ・専門家支援チーム（医師・学識経験者・心理職等） 各校年3回派遣	→		・各校年3回の派遣回数に対する支援チームの派遣率 100%

情緒障害等通級指導学級の設置

通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設します。また、通級指導学級における指導を希望する児童・生徒の増加に対応するため、通級指導学級での指導の開始及び終了のシステムづくりに努めるとともに、通常の学級に戻すための効果的な指導法を研究します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・小学校 2 校 7 学級（天神小、戸塚第二小） ・中学校 1 校 2 学級（落合第二中）	・通級指導学級(牛込第三中) 新設工事 ・効果的な指導の研究	・通級指導学級 (牛込第三中) 2 学級開設	・通級指導学級 (小学校)設置の調査、検討	・小学校 2 校 7 学級 ・中学校 2 校 4 学級

2 6 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

日本の学校生活への適応と日本語の初期指導とともに、放課後に学習支援を行い、教科学習に必要な力を育成します。

日本語サポート指導

日本語がわからない状態で区立学校へ編入学する子どもに、日本語の初期指導として、教育センターでの集中指導 学校での日本語適応指導員(*39)による指導を行います。また、日本語学習支援ボランティアを配置し、放課後に学校での学習支援を行うなど教科学習についていくことができるよう指導します。

さらに、指導を受けた児童・生徒に対し、日本語検定を実施し、効果的な指導につなげていきます。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・教育センターにおける集中指導 ・日本語適応指導員の派遣	・教育センターにおける集中指導 ・日本語適応指導員の派遣 ・日本語学習支援ボランティアの配置 ・日本語検定の実施			・日常の授業が受けられる程度の日本語の習得度の向上 ・放課後の教科学習支援を受けた児童・生徒数(学校数)の拡大 ・日本語の能力の向上

*39 日本語適応指導員...日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校で、週2～3日、幼児40時間、小学生50時間、中学生60時間を上限に、個別に日本語の指導や学校生活への適応支援を行う指導員。

外国籍児童の教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行うNPO法人との協働により、外国籍児童・生徒への教育支援を行います。

親と子の学校生活への適応支援

外国から転入学してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、日本の学校の授業のしくみなどを解説した「日本の学校生活」を7ヶ国語で配布します。

また、学校から出される様々な文書の内容を集約した「家庭への連絡文書」を3ヶ国語で作成し、配布します。保護者会等への通訳派遣や学校文書の翻訳などの支援を行います。

課題14 学校施設の整備

現状と課題

○ 新宿区立の小・中学校は、平成18年度末までは昭和30年代以前に建設された施設が全体の6割を占めていましたが、学校適正配置により平成19年度に1校、平成20年度に2校の統合新校が開校し、平成20年度においては約5割となっています。

戦後ベビーブームによる児童・生徒の急激な増加に対応するために、校舎等の増築を重ねてきましたが、全体的に学校施設の老朽化が進んでおり、施設及び設備の予防保全のための整備が課題となっています。

○ 耐震補強工事については、阪神・淡路大震災を契機に、安全性や避難所としての機能を確保するために総合的な判断のもとに工事を進め、平成19年度までにすべての区立小・中学校を完了しました。

○ 学校機能の充実については、児童・生徒の個性や独創性の伸ばす教育環境を目標に、コンピュータ室、多目的室等の整備を行ってきましたが、今後も新しい学習指導要領のもとで多様化する教育活動に対応するための施設整備の検討が必要となっています。

○ 現在、小学校校庭の標準仕様はゴムチップ舗装ですが、ほこりが立ちにくい、水はけが良いなどの利点がある一方で、濡れると滑りやすい、夏は表面温度が高くなる、摩擦熱による怪我の恐れがあるなどの問題点があります。

取り組みの方向

○ 児童・生徒の教育環境整備の一つとして、これまでも小・中学校の空調整備を進めてきましたが、更なる環境整備として特別教室(学習指導要領に定められている教科指導を行う教室)、少人数学習指導で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室の空調整備を進めます。

校舎の老朽化が進んでおり、校舎の建て替え・改修については児童・生徒数の推移を見守りつつ、今後適正配置を進める中でも考えていきます。

今後とも安心して学べる学校施設を目指していくとともに、これからは環境に配慮した学校施設のあり方について様々な可能性を検討しつつ推進していきます。統合新校建設時や校舎の大規模改修時には、CO2削減等の環境に配慮した設備の導入や屋上緑化・壁面緑化等を実施します。また、小学校校庭の仕様についても検討を行っていきます。

基本施策及び個別事業

2.7 魅力ある学校施設の整備

特別教室やPTA・地域活動のための会議室等に空調設備を整備します。また、太陽光発電、屋上緑化、壁面緑化など環境に配慮した学校施設を検討していきます。

学校施設の改善

小・中学校の特別教室(小学校は、理科・図工・家庭科・生活科室、中学校は、理科・美術・技術・家庭科室)、少人数学習指導で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室に空調設備を設置します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・空調整備完了校 小学校 17校 中学校 2校	・空調整備実施校 小学校 12校	・空調整備実施校 中学校 9校	—————	・全小・中学校について空調整備を完了する

環境に配慮した学校施設の整備

新宿区環境基本計画推進本部の方針に基づき、学校施設において太陽光発電設備等による新エネルギーを導入します。また、平成21年2月に策定された「新宿区みどりの基本計画」に基づき、今後新設する学校施設では屋上緑化、壁面緑化(みどりのカーテンを含む)を実施します。

20年度末の現況	21年度	22年度	23年度	3年後の目標
・環境教育用の太陽光発電設備(10kw未満)の設置 3校	・新校建設工事 (新宿西戸山中・(仮称)西新宿子ども園)	→	・10kwの太陽光発電設備の設置 (新宿西戸山中学校・(仮称)西新宿子ども園)	・新校での環境に配慮した施設整備が完了する 2校
・屋上緑化及び壁面緑化 各小・中学校	・屋上緑化及び壁面緑化 各小・中学校	→	・計画に基づく屋上緑化、壁面緑化 (新宿西戸山中学校・(仮称)西新宿子ども園)	

第 章

教育ビジョンの実現に向けて

1. 開かれた教育委員会の活動の充実

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが求められました。また、地域の実情に応じて、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるよう、教育委員の数の弾力化が図られました。

(1) 点検・評価の実施

教育委員会の事務の管理・執行状況についての点検・評価は、教育ビジョンに体系づけられた基本施策及び個別事業を対象とし、実績及び効果等について教育委員会としての自己評価を行い、この自己評価に対して学識経験者の知見を活用し第三者の視点から評価を行います。また、その意見を踏まえた評価結果は、議会へ報告するとともに、広く区民に公表していきます。さらに、公表した結果に対する意見等は、その後の施策決定につなげ、教育行政の透明化を図っていきます。

(2) 教育委員会活動の活性化

教育委員の学校訪問などの機会を増やし、教員・保護者・地域との交流会や意見交換等を持ち、それぞれの立場からの声を直接聞く機会を設けていきます。

また、教育を取り巻く環境の変化を的確に把握するため、教育委員、事務局職員全員を対象として、専門家を招いた勉強会・研修会等を行い、教育委員会が組織としてより一層有機的かつ迅速に活動できるようにします。

(3) 情報発信の充実

区民に教育委員会の活動について知ってもらい、教育委員会の活性化につなげるため、ホームページの改善など、より一層の広報活動の充実や情報発信の機会を増やしていきます。

2. 教育センター機能の充実

平成4年にコズミックセンター4階に教育センターを設置して以降、様々な教育課題やニーズに応えるため、教育相談室、適応指導教室(つくし教室)、ことばの教室(*40)、国際理解教室(*41)、教育開発室(*42)等を開設し、子育てや心理相談をはじめ学校との対応の仕方などの幼児・児童・生徒や保護者が抱える悩み相談の対応、スクールカウンセラーの派遣、不登校傾向にある子に集団適応を図るための指導、聴覚・言語に障害のある子の指導等を行っています。また、平成19年度からは特別支援教育センターを開設し、特別な支援を必要とする児童・生徒のための区費講師の派遣や専門家による巡回相談を実施してきました。

しかしながら、教育センターは、ますます多様化する教育課題やニーズ、新学習指導要領で示された教育内容の改善事項への対応、教員の様々な指導力向上を図るための研修のサポートや

教育委員会の新たな教育施策を検討するためのシンクタンクの機能を果たすことなどが求められています。

今後、教育のセンター的機能と研修センター的機能の強化を図るため、教育センターの機能の拡充について検討を進めていきます。

3. 関係機関等との連携・協力

○ 新宿区では、学校教育のほか、家庭の教育力や地域の自治力の醸成、生涯学習・文化・スポーツの場や機会の提供、博物館・図書館の設置など、区民が誰でも生涯を通じて学び続けられる生涯学習社会の実現に向け、様々な取り組みを行っています。また、「新宿区次世代育成支援計画」に基づき、乳幼児期から青年期までを見通した次世代育成支援の取り組みを計画に進めています。

○ 地域文化部、子ども家庭部をはじめ福祉部、健康部などあらゆる部と連携するとともに、子どもの教育は、学校教育のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体、企業や大学などとの連携・協力が欠かせません。教育委員会は、これらとの連携・協力のもと、子どもの教育を支えるしくみづくりを推進していきます。

4. 国、東京都への要望

○ 区及び学校が主体性を発揮して、その地域らしい独自性のある教育活動を展開していくためには、教職員の人事権の移譲が不可欠です。都区のあり方検討委員会幹事会において県費負担教職員の任免、給与の決定など人事に関する事務等を区に移管する方向で検討することに合意しており、こうした動きに注視しながら、引き続き、国及び東京都に対して人事権の移譲を強く要望していきます。

○ 学校では、少人数学習指導、特別支援教育の推進、新学習指導要領で示された教育内容の改善事項などの様々な教育の課題に直面しています。また、連携教育や小学校高学年における教科担任制の導入などの新たな課題も生じています。このため、現在の学級編制や教職員の配置の弾力的な運用を東京都に強く求めています。

*40 **ことばの教室**…聴覚及び言語に障害がある子どもに、障害の改善・克服に必要な技能を身につけさせるため、聴能訓練・言語指導を行なう教室。東戸山小学校内に設置している。

*41 **国際理解教室**…教育センター内に設置する、本区における国際理解教育を推進するための機関。

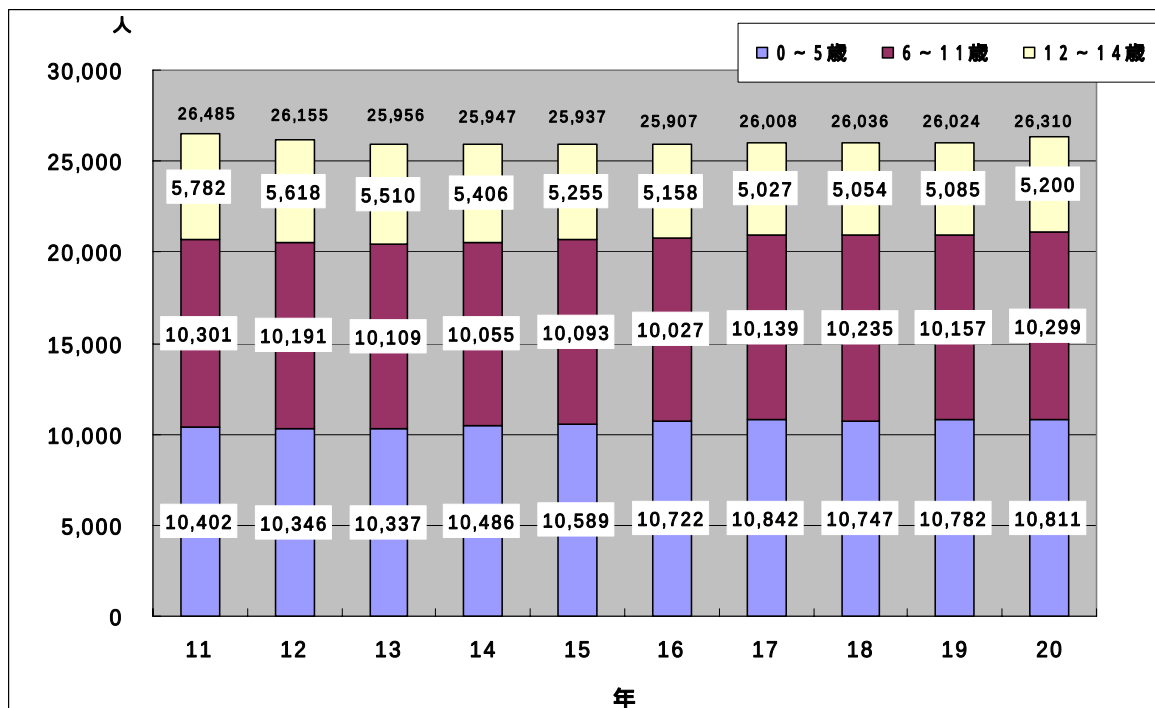
*42 **教育開発室**…学校の教育活動を充実するため、教員向け研究用図書、研究資料、視聴覚教材等の保存・貸し出しを行なう機関。教育センター内に設置している。

資料1 新宿区の子どもの状況等

1. 新宿区の子どもの状況

(1) 子ども(0～14歳)の人口の推移

各年齢区分とも、ほぼ横ばいで推移しています。

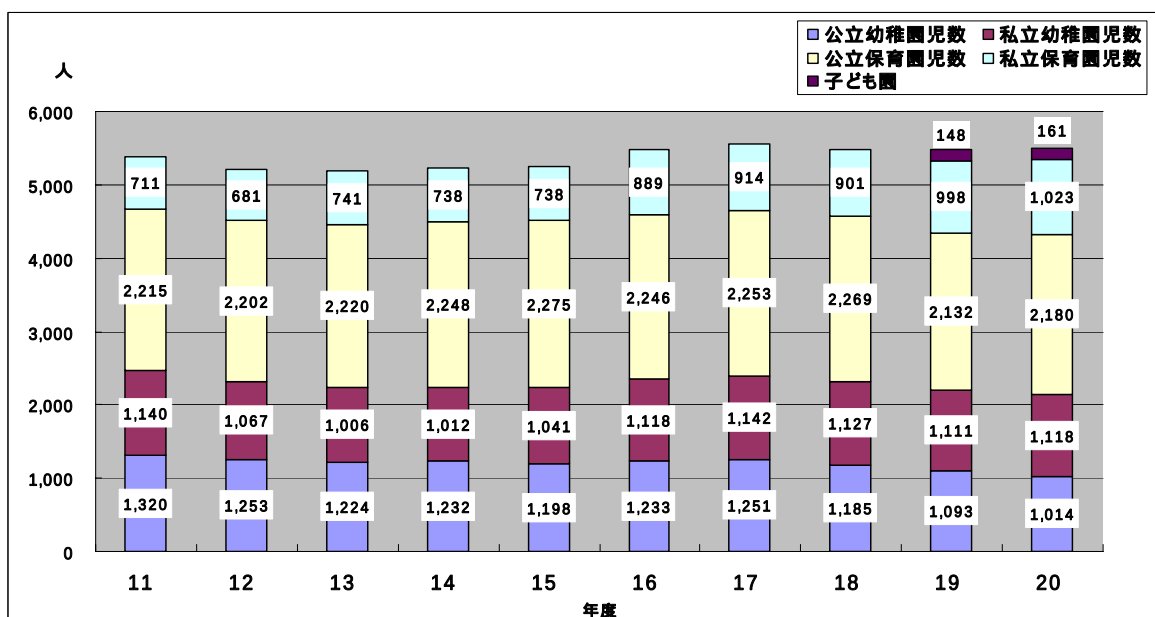


各年4月1日現在、外国人登録人口を含む

(企画政策課資料)

(2) 幼稚園・保育園・子ども園児数の推移

公立幼稚園は減少傾向、公立保育園はほぼ横ばいで推移しています。



幼稚園・子ども園児数：各年度5月1日現在、保育園児数：各年度4月1日現在

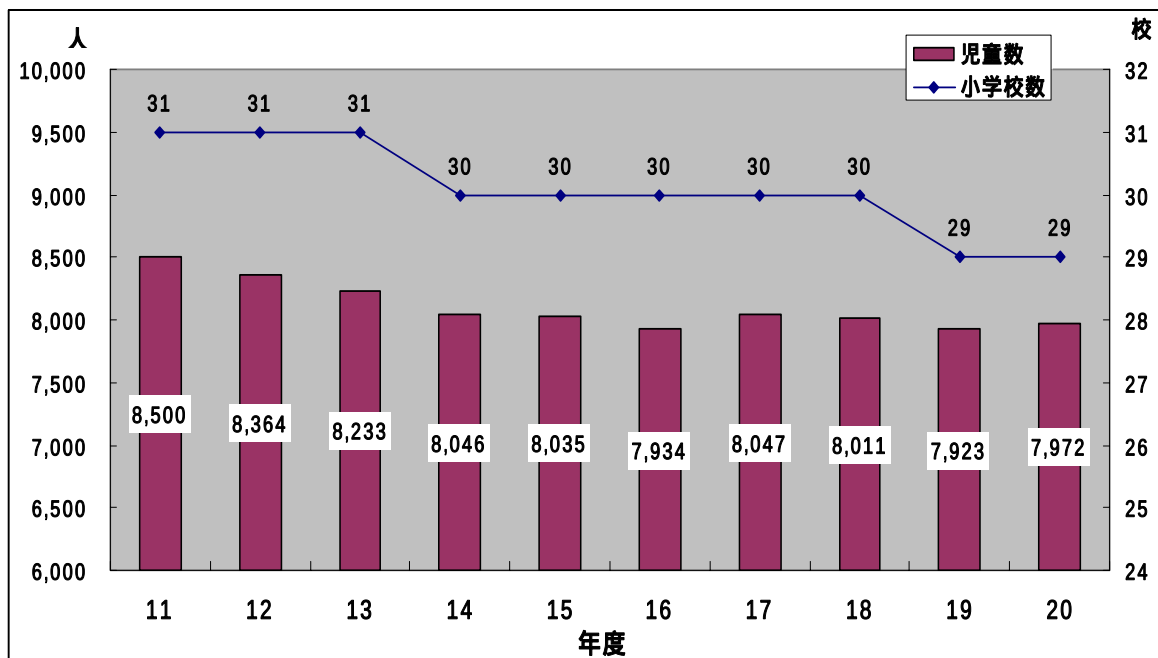
(保育課・学校運営課資料)

(3) 区立小学校・中学校

児童・生徒数の推移

小学校

平成20年度は前年度比で増えたものの、減少の傾向にあります。

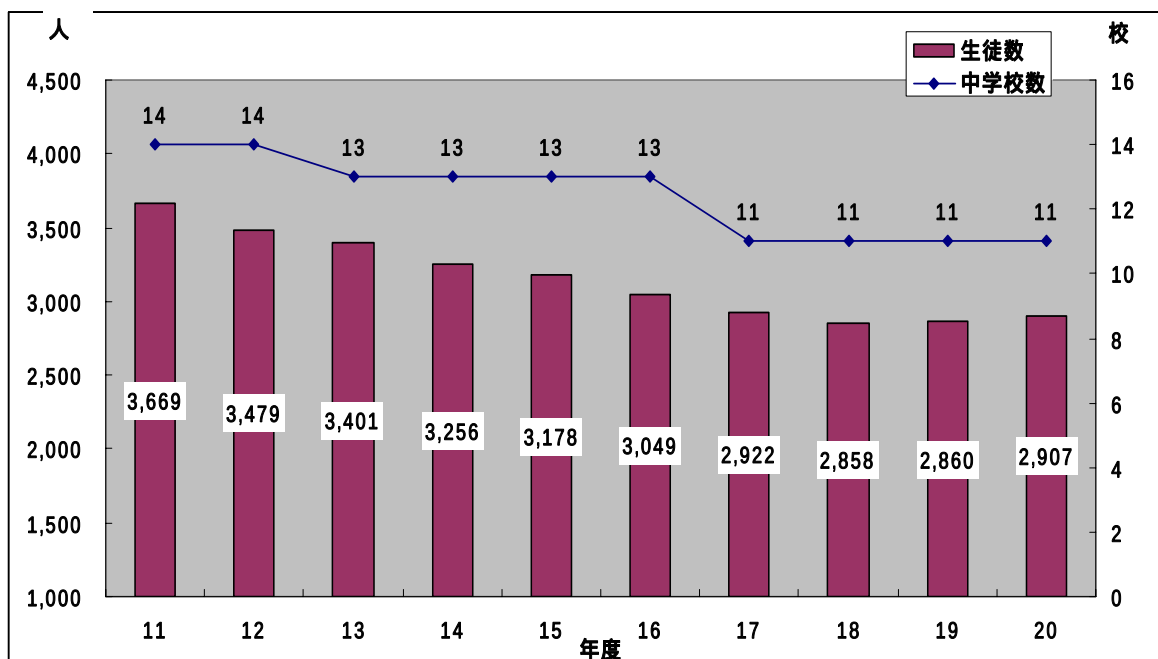


各年度5月1日現在

(学校統計調査)

中学校

平成20年度は対前年比で増えたものの、減少の傾向にあります。



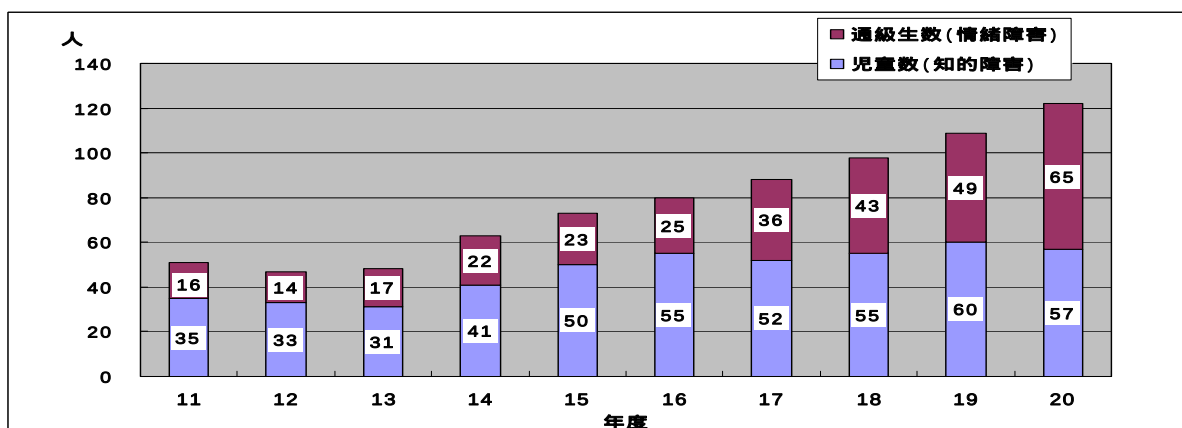
各年度5月1日現在

(学校統計調査)

特別支援学級・特別支援学校(新宿養護学校)児童・生徒数の推移

小学校 児童数

在籍児童数、通級生数ともに年々増加しています。

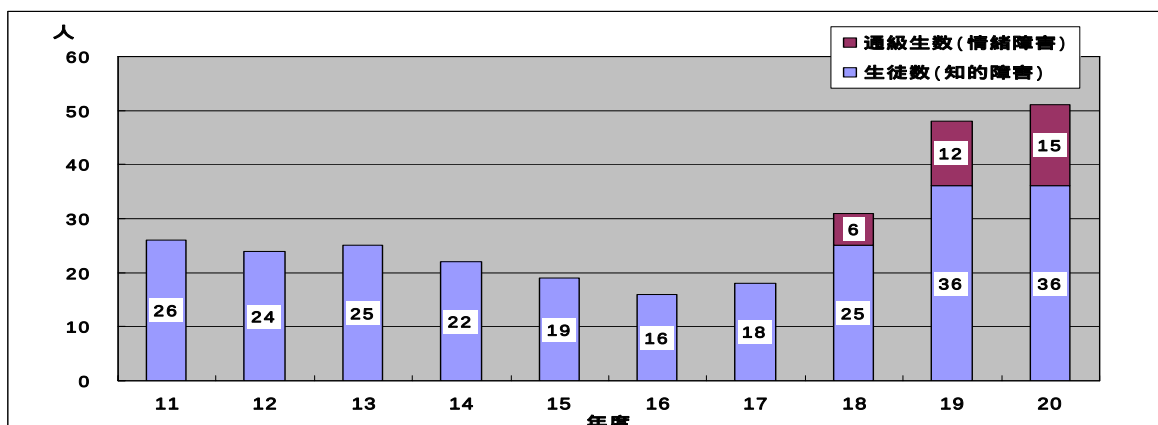


各年度5月1日現在

(学校統計調査)

中学校 生徒数

在籍生徒数、通級生数ともに年々増加しています。

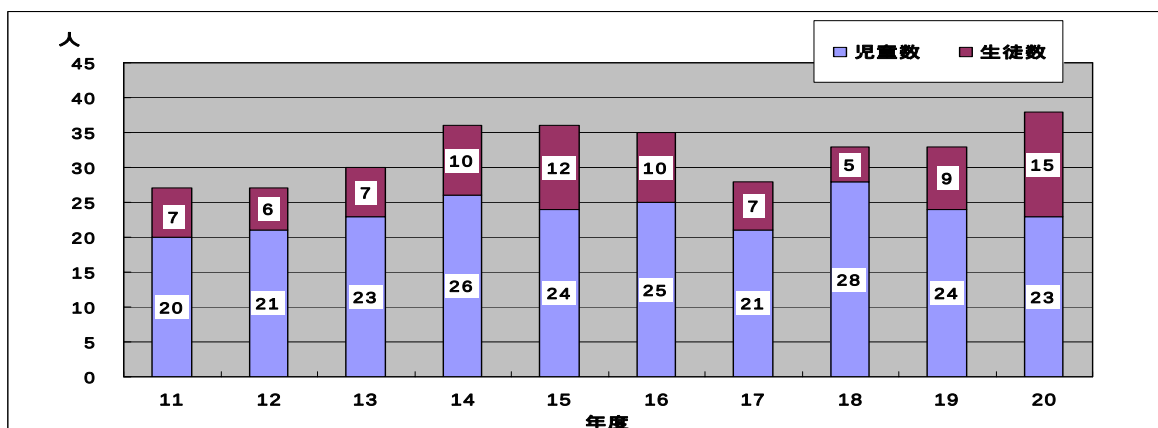


各年度5月1日現在 通級指導学級は平成18年度に設置

(学校統計調査)

特別支援学校(新宿養護学校) 児童・生徒数

児童数、生徒数ともにやや増加傾向にあります。



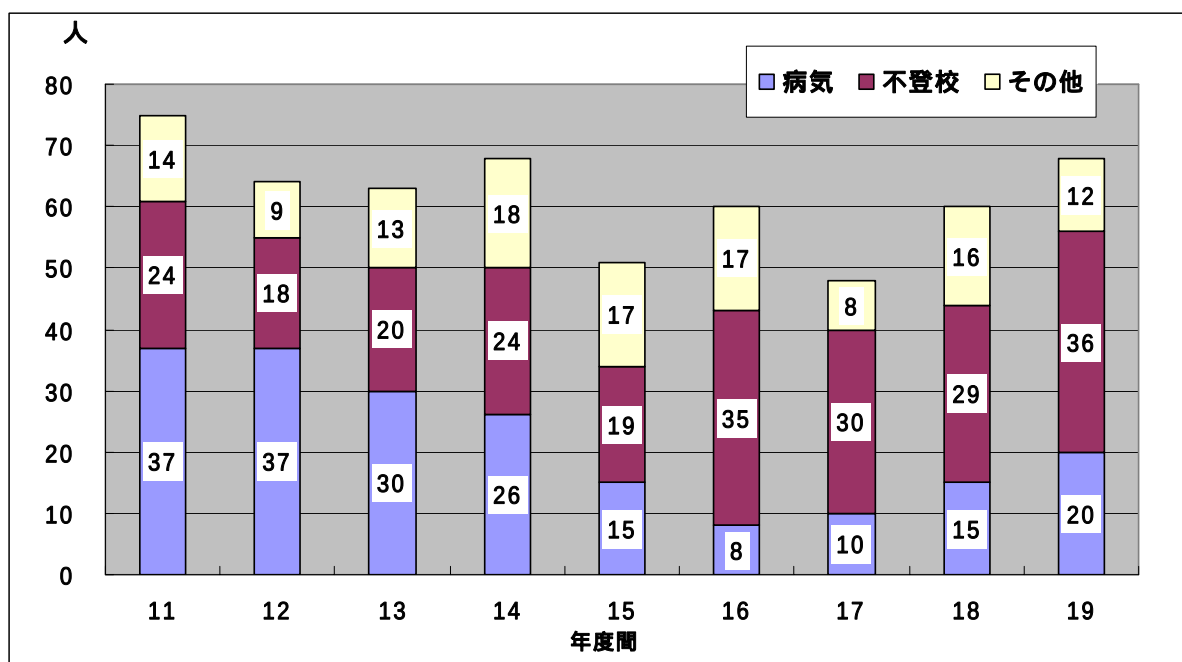
各年度5月1日現在

(学校統計調査)

児童・生徒の長期欠席者の推移(病気・不登校等)

小学校

平成17年度まで減少傾向で推移したものの、18年度からは増加しています。

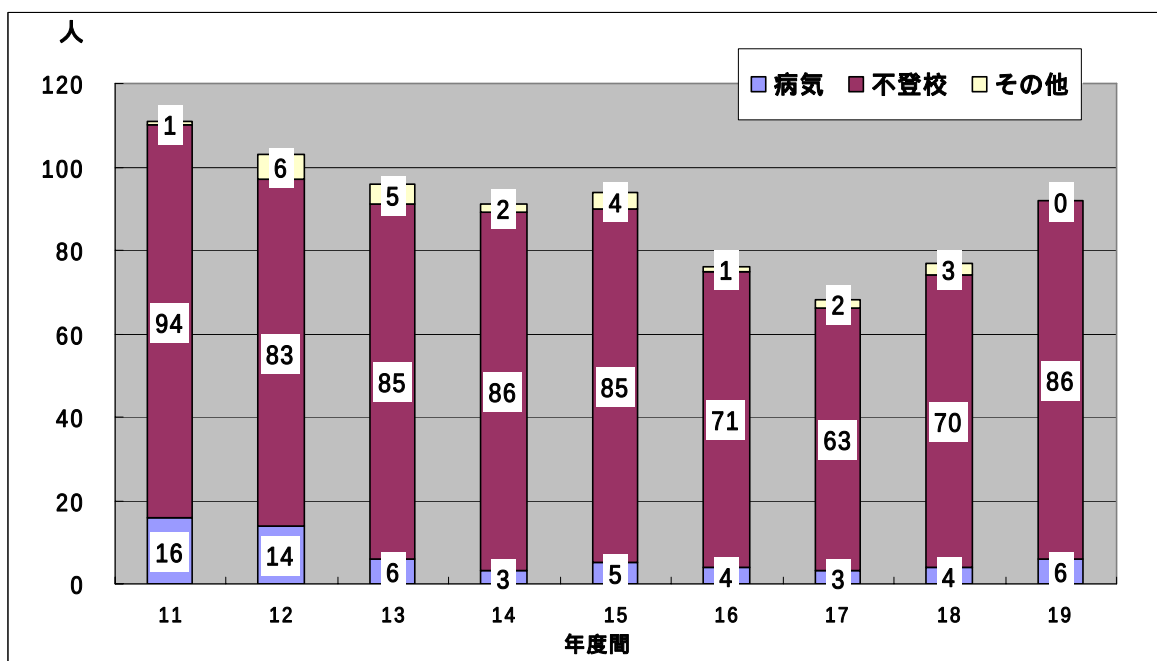


各年度1年間の合計数

(学校統計調査)

中学校

平成17年度まで減少傾向で推移したものの、平成18年度からは増加しています。



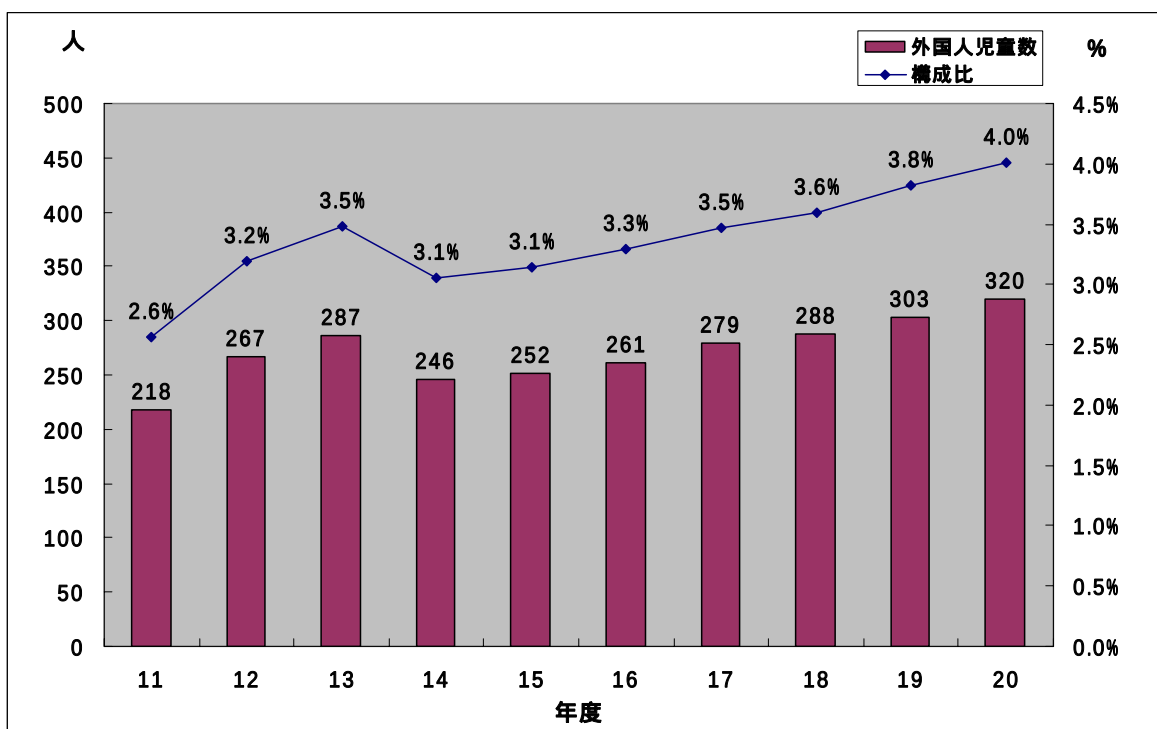
各年度1年間の合計数

(学校統計調査)

外国人児童・生徒数の推移

小学校

年々増加し、平成20年度には、児童総数の4%となっています。

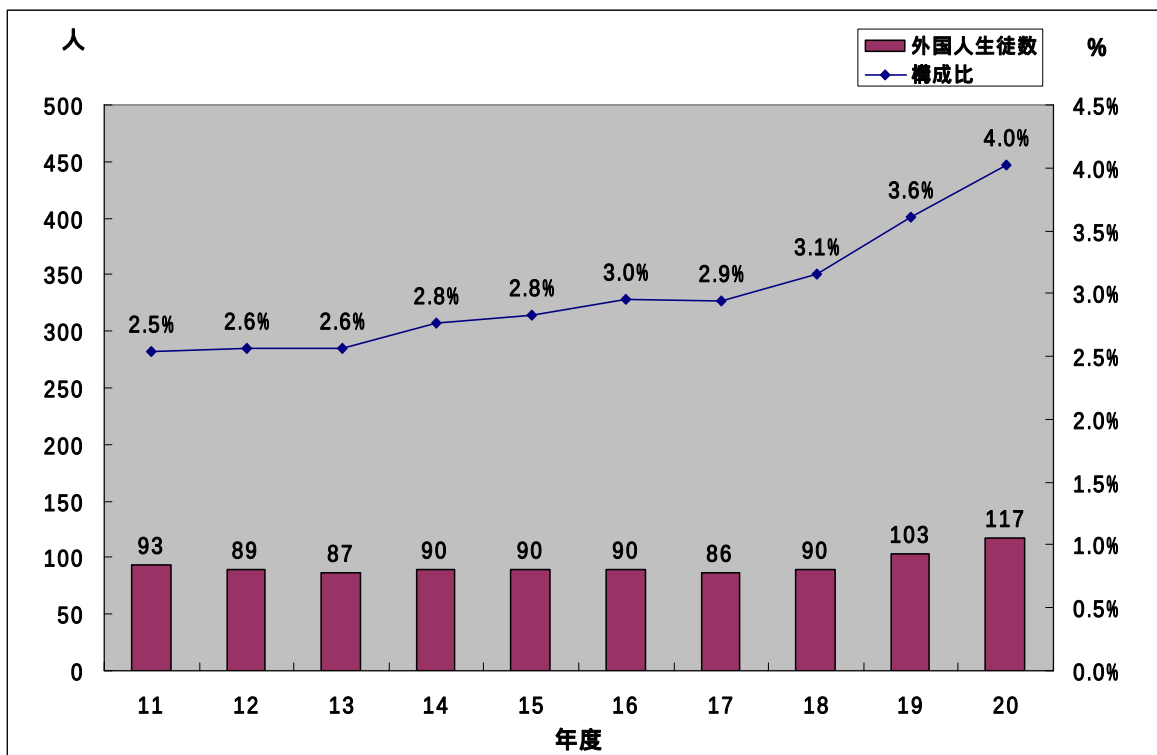


各年度5月1日現在

(学校統計調査)

中学校

年々増加し、平成20年度には、生徒総数の4%となっています。



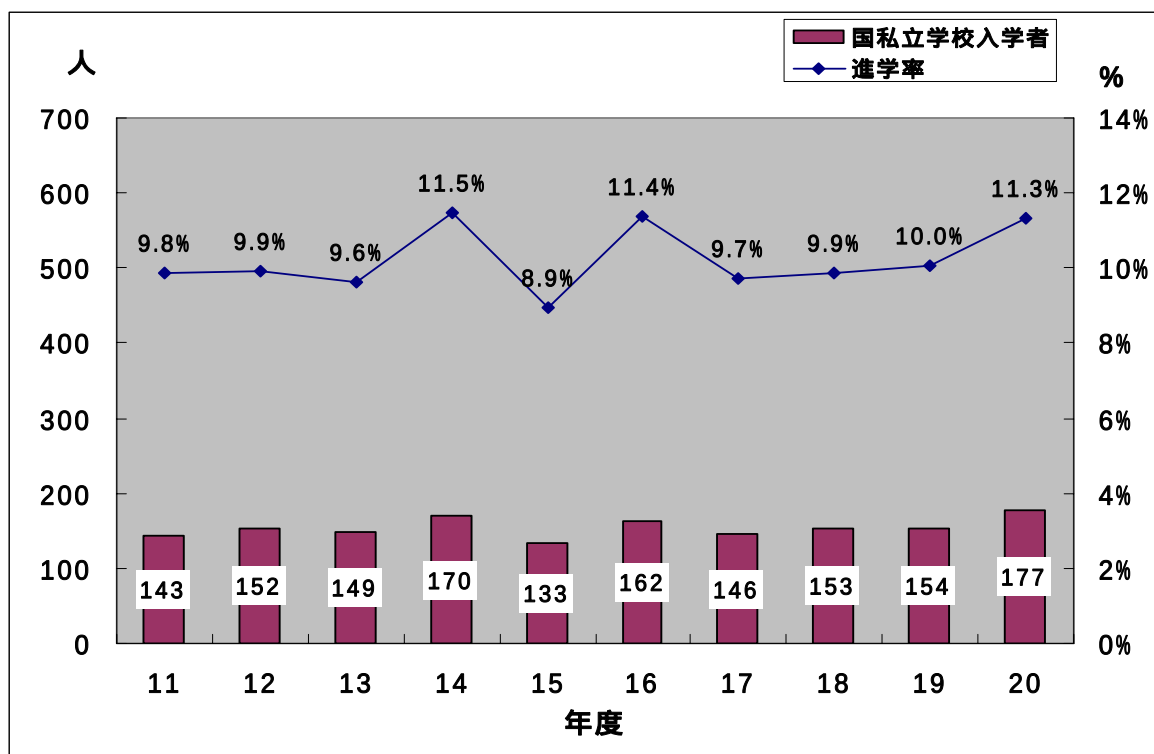
各年度5月1日現在

(学校統計調査)

新1年生児童・生徒国私立学校進学状況

小学校

10%前後で推移しています。

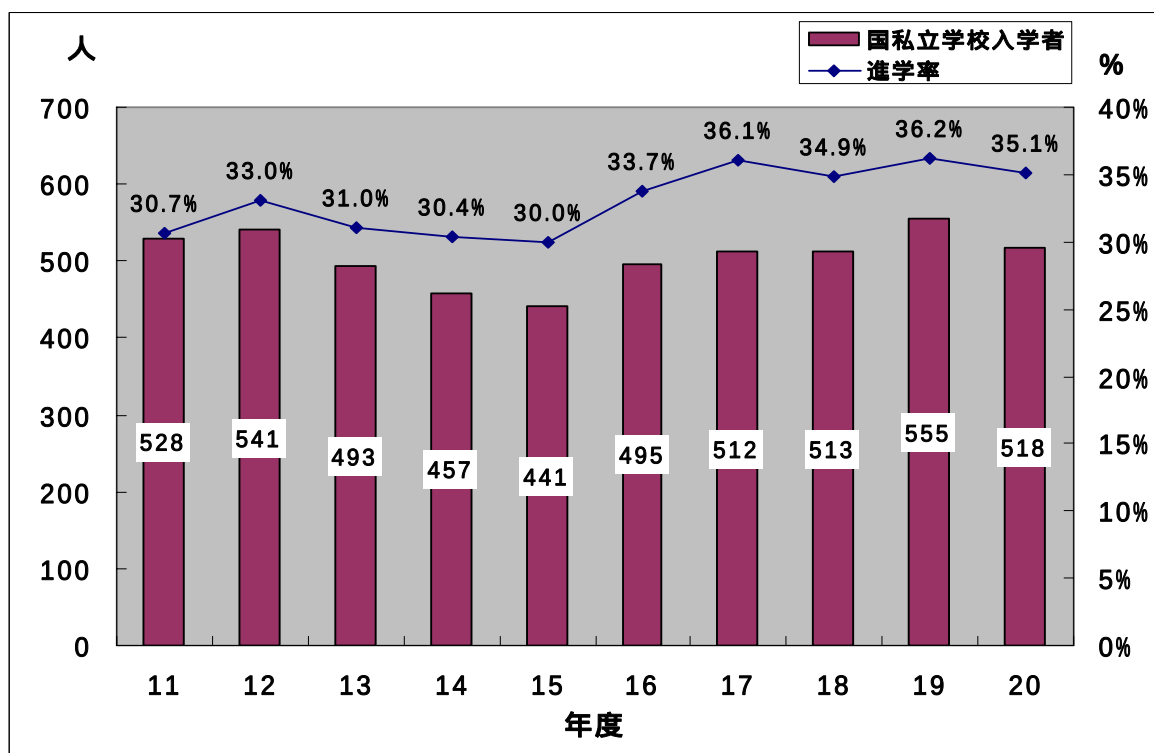


各年度5月1日現在

(学校統計調査)

中学校

やや増加傾向で推移しています。平成18年度からは、35%前後となっています。



各年度5月1日現在

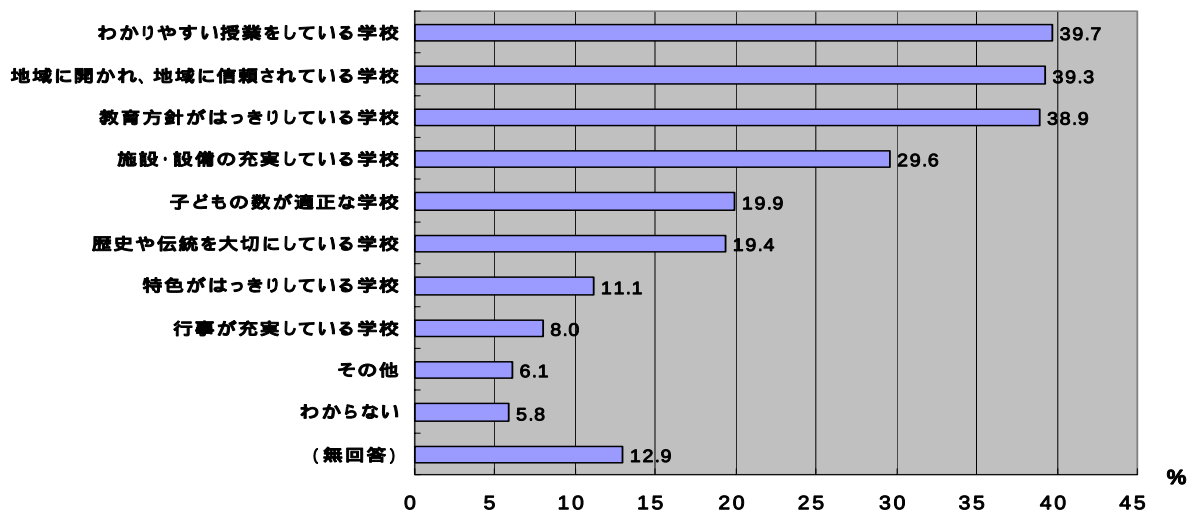
(学校統計調査)

2. 区民の教育への期待 ～新宿区区民意識調査(平成 17 年度)より～

(1) 子どもを育てたいと思う学校

「わかりやすい授業をしている学校」「地域に開かれ、地域に信頼されている学校」「教育方針がはっきりしている学校」が4割弱で上位をしめています。

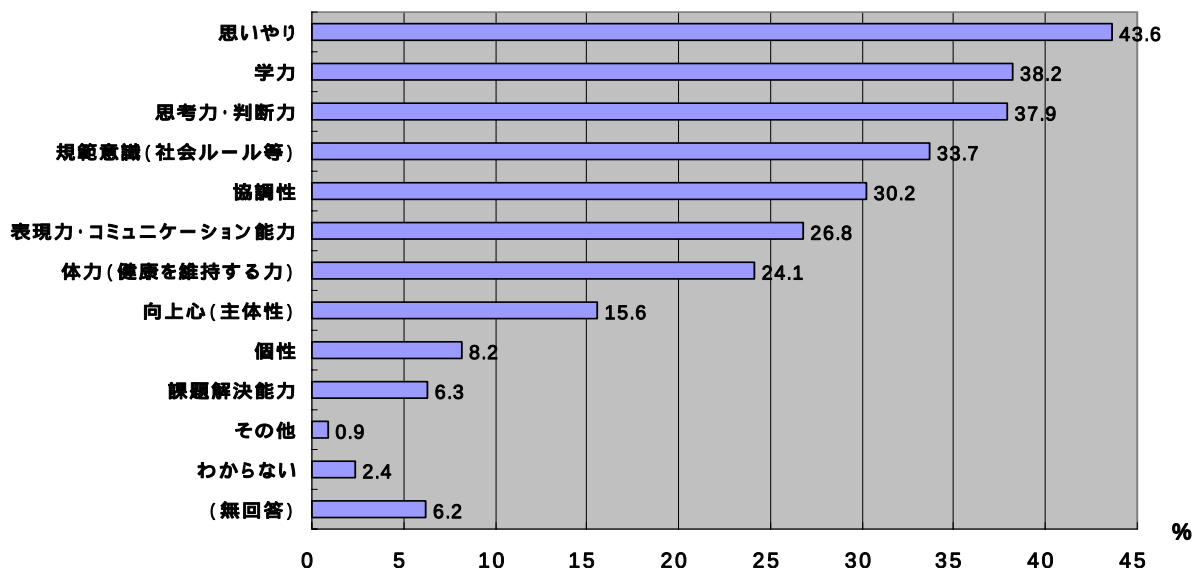
問 あなたはどのような学校で子どもを育てたいですか。(答えは3つまで)
〔回答数 = 1,131〕



(2) 学校で子どもに身につけてほしい力

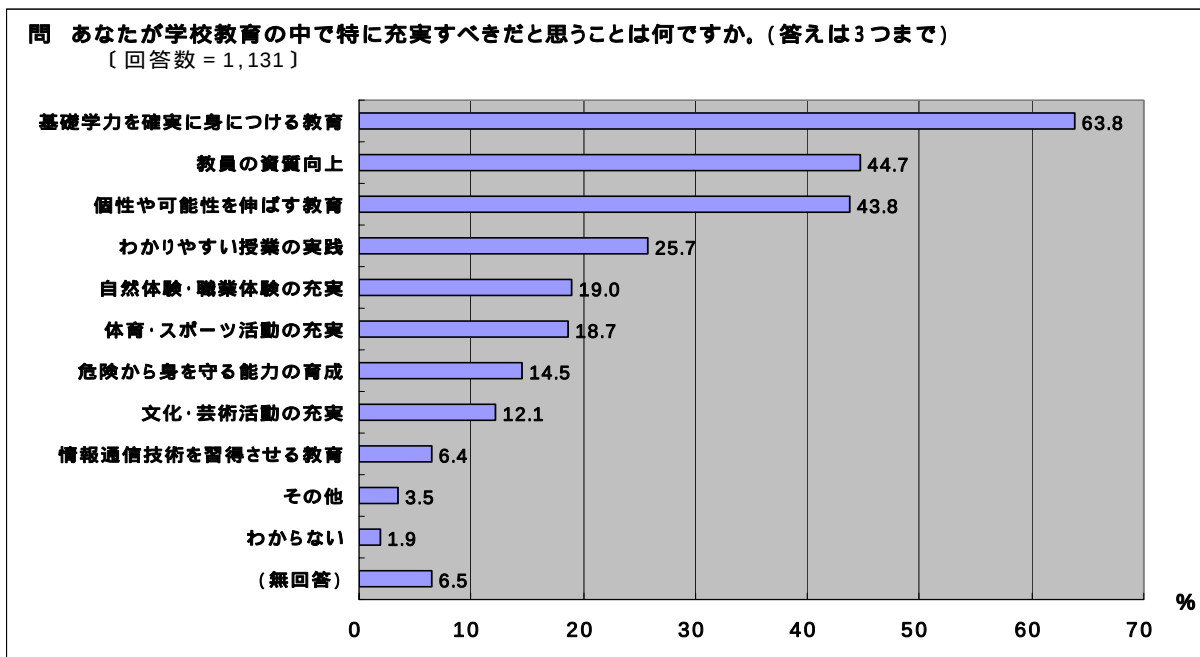
「思いやり」が4割を超え最も多く、「学力」がそれに続いています。

問 あなたが学校で子どもに身につけてほしい力は何ですか。(答えは3つまで)
〔回答数 = 1,131〕



(3) 学校教育の中で特に充実すべきこと

「基礎学力を確実に身につける教育」が6割を超えて最も多くなっています。



3. 保護者の教育に関する意識 ～確かな学力の育成に関する意識調査(平成19年度)より～

意識調査では、「とても重要」「まあ重要」「あまり重要でない」「まったく重要でない」のいずれかを選択してもらいました。

(1) 学校の役割として「とても重要」と考えている教育

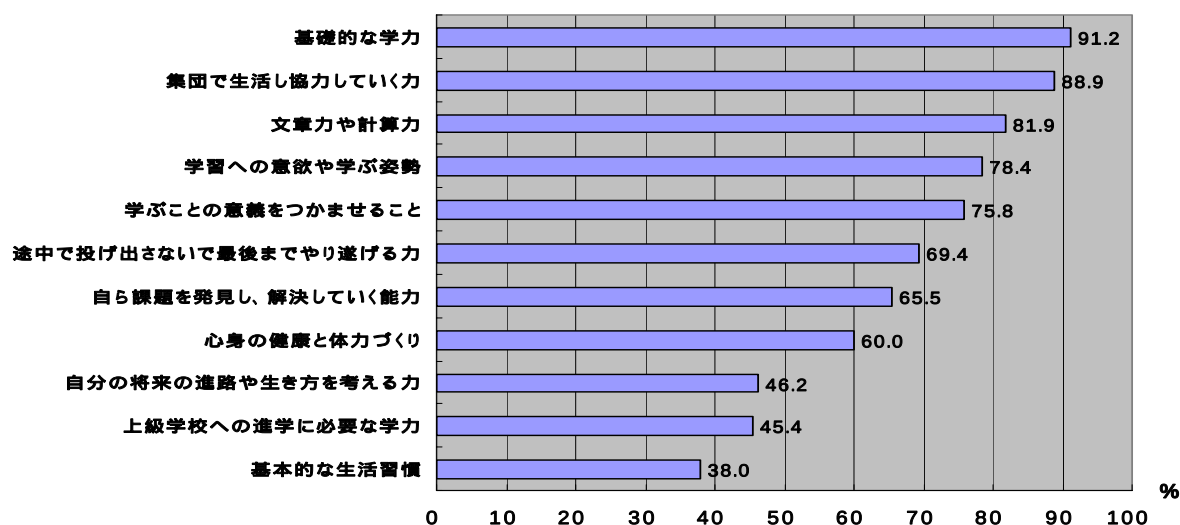
小学校、中学校の保護者はともに、学校の役割として、「基礎的な学力」が9割を超え最も多く、「集団で生活し協力していく力」が約9割で続いています。一方、「基本的な生活習慣」が約4割と最も低くなっています。

小学校保護者(4年生・6年生)

問 次の教育で、学校の役割はどの程度重要だと思いますか。

「とても重要」と回答した保護者の割合

[回答数 = 2,166]

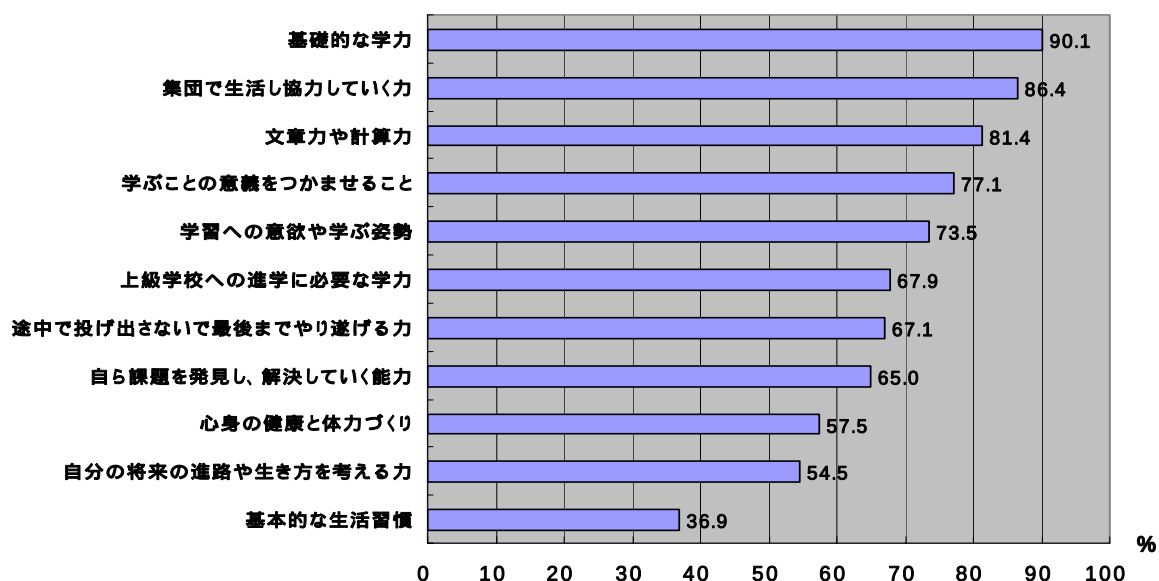


中学校保護者(2年生)

問 次の教育で、学校の役割はどの程度重要だと思いますか。

「とても重要」と回答した保護者の割合

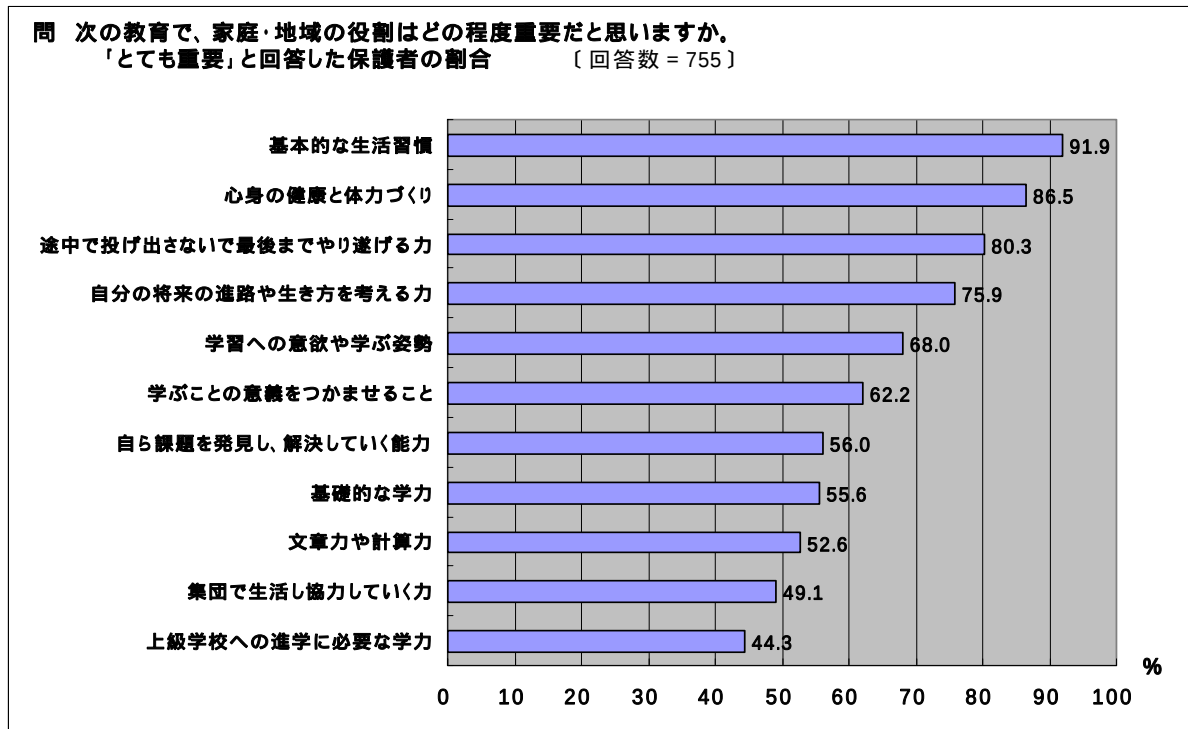
[回答数 = 2,166]



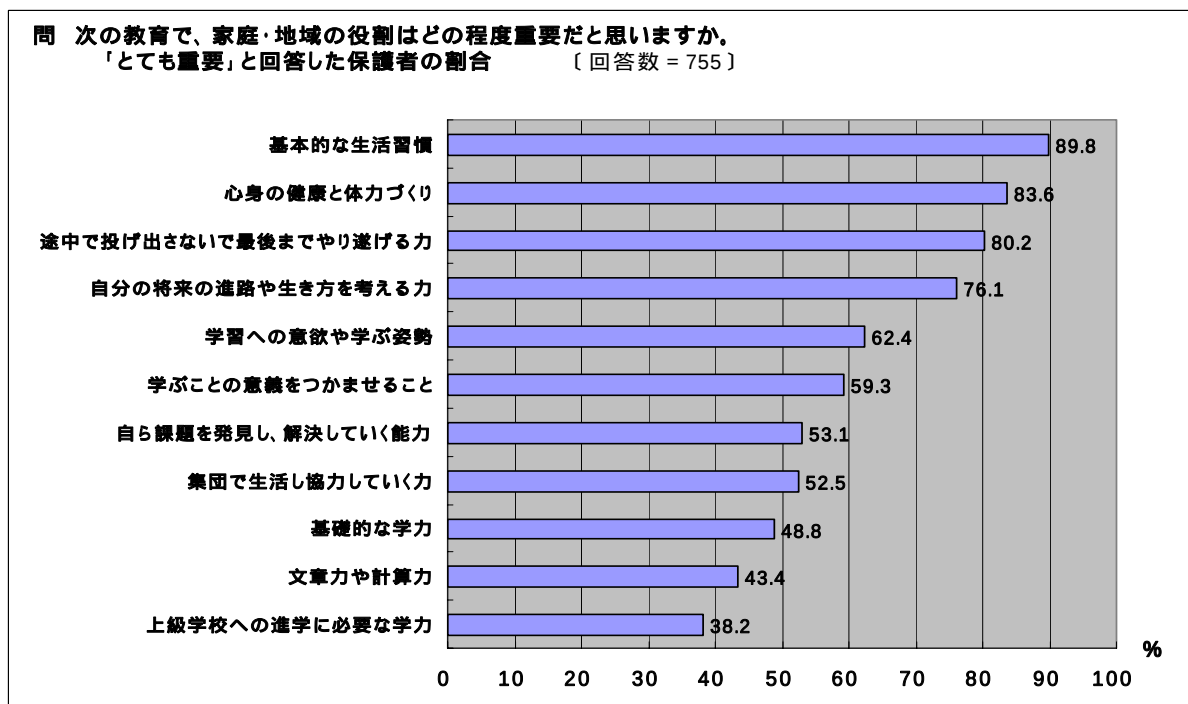
(2) 家庭・地域の役割として「とても重要」と考えている教育

小学校、中学校の保護者はともに、家庭・地域の役割として、「基本的な生活習慣」が約9割となり、最も多くなっています。「心と健康と体力づくり」が8割を超えて続いています。一方、「上級学校への進学に必要な学力」が約4割と最も低くなっています。

小学校保護者(4年生・6年生)



中学校保護者(2年生)



資料2 教育ビジョンの策定経過について

1. 教育委員会における審議経過

	開催日	内 容
定例会	平成 20 年 9 月 5 日	・教育ビジョン素案 協議
臨時会	9 月 26 日	・教育ビジョン素案 協議
定例会	10 月 2 日	・教育ビジョン素案 決定
定例会	平成 21 年 2 月 6 日	・教育ビジョン案 協議
定例会	3 月 6 日	・教育ビジョン 決定

2. 新宿区教育振興基本計画検討会議開催経過

回次	開催日	主な検討内容
第1回	平成 20 年 3 月 27 日	○ 検討会議の進め方 ○ 新宿区の教育の現状と課題について ○ 社会教育委員の会議への意見提出依頼について
第2回	4 月 25 日	○ 章 教育目標 について ・新宿区の目指す子ども(人間像) ・生涯学習社会の実現に向けた教育委員会のあり方
第3回	6 月 16 日	○ 章 新宿区が目指すこれからの教育 ・新宿区が目指す区立学校像 ・新宿区の地域特性を活かした学校教育とは など
第4回	7 月 31 日	○ 章 取り組みの方向性 ・4つの方向と 20 の課題について ・新たな具体的な取り組みについて
第5回	8 月 18 日	○ ～ 章 ・各章ごとの事務局案について
第6回	9 月 3 日	○ ～ 章 ・各章ごとの事務局案について
第7回	平成 21 年 1 月 15 日	○ 教育ビジョン(案)について
その他、作業部会を7回開催		

3. 有識者との懇談会の開催

回次	開催日	主な内容
第1回	平成20年1月16日	講師 東京学芸大学教授 児島邦宏氏 テーマ「今、求められる子どもの力」
第2回	6月2日	講師 早稲田大学教授 安彦忠彦氏 テーマ「生きる力を育む教育の充実について」 ～活力ある公立学校づくりを目指して～
第3回	7月4日	講師 東京農工大学大学院准教授 朝岡幸彦氏 テーマ「学校とともに子どもを育てる家庭教育の充実」

但し、第1回は、教育委員会事務局内で実施

懇談会の構成

- ・有識者(1人)
- ・学校関係者 PTA代表(3人)、学校評議員(4人)、スクール・コーディネーター(4人)
- ・教育委員(5人) ・学校長(3人) ・教育委員会事務局管理職

4. 教職員アンケートの実施

- (1) 実施期間 平成20年4月16日～6月16日
- (2) 対象者 幼稚園長会、小・中学校長会、幼稚園教頭会、小・中副校長会
教務主任研修会、生活指導主任研修会

参 考

新宿区教育振興基本計画検討会議設置要綱

(設 置)

第1条 新宿区において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(新宿区教育振興基本計画)を策定する必要があり、その策定に向けて必要な事項を検討するため、新宿区教育振興基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 新宿区の目指す人間像、教育の方向性
- (2) 子どもに身に付けさせたい力、その獲得に向けた取り組み
- (3) 学校教育を地域で支える仕組みづくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(構 成)

第3条 検討会議は、座長、副座長、委員をもって構成する。

- 2 座長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局教育政策課長にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 座長は、検討会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 検討会議は、必要に応じて、検討事項について学識経験者等の有識者、保護者及び学校関係者から意見を聴くものとする。

(作業部会)

第6条 検討会議における検討事項の整理、その他座長から指示のあった事務を処理するため、検討会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会長は、教育委員会事務局教育政策課長にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は、教育委員会事務局教育指導課長にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、作業部会を招集し、会議を主宰する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(設置期間)

第7条 検討会議及び作業部会の設置期間は、設置された日から平成21年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 検討会議及び作業部会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は座長が、作業部会の運営に関して必要な事項は部会長が、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1

座長	教育委員会事務局次長
副座長	教育委員会事務局教育政策課長
委員	区立幼稚園園長会代表(1名)
委員	区立小学校校長会代表(1名)
委員	区立中学校校長会代表(1名)
委員	教育委員会事務局教育指導課長
委員	教育委員会事務局学校運営課長
委員	教育委員会事務局副参事(幼保連携・子ども園等推進担当)
委員	教育委員会事務局教育施設課長
委員	教育委員会事務局副参事(学校適正配置担当)
委員	中央図書館長

別表2

部会長	教育委員会事務局教育政策課長
副部会長	教育委員会事務局教育指導課長
部会員	教育委員会事務局学校運営課長
部会員	教育委員会事務局副参事(幼保連携・子ども園等推進担当)
部会員	教育委員会事務局教育施設課長
部会員	教育委員会事務局副参事(学校適正配置担当)
部会員	中央図書館長

資料3 教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの結果について

1. 実施期間

平成20年10月25日(土)から11月25日(火)まで(32日間)

2. 実施方法

- (1) 「新宿区教育ビジョン素案」を、教育政策課、各区立学校(小・中・養護学校、幼稚園、子ども園)、図書館、区政情報課、区政情報センター、各特別出張所にて閲覧するとともに、概要版を配布
- (2) 区ホームページで素案の全文を掲載するとともに、10月25日の広報しんじゅくにその概要を掲載

3. 意見の受付件数

受付件数 28件 内訳<郵送(FAX含む) 23件、電子メール5件>
延べ意見件数 62件

4. 意見の内容

全体構成に関する意見	7件
各課題に関する意見	48件
その他	7件

5. 意見の概要

「教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの意見と区の対応」のとおり

教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの意見と区への対応

通番	区分	意見（要旨）	区への対応・考え方
1	全体構成	ビジョンを作ることに意義はない。特に区、東京都等を始めとして局地的なものが段階的に作られることは、「地域独自性の強調」だけに他ならない。 （同趣旨外1件）	教育基本法は、地方公共団体が、国の教育振興基本計画を参酌して、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を作るように定めており、新宿区においても、区が目指す教育や取り組みの方向性を、よりわかりやすく区民に示す必要があると考えて策定するものです。
2	全体構成	章と 章は入れ替えた方がよい。全国状況や教育基本法、新指導要領などの話が先にあり、その後で、新宿の現状や区民意識調査の記述から、新宿らしい教育理念・目標につなげるのが自然。その際、新宿の現状として、外国人児童生徒の高い割合や繁華街などの都市問題、国私立への進学が3割強という事実、高い通塾率、その他不登校率・暴力行為発生率などのデータを用いるべき。	ご指摘を踏まえ、策定の背景として全国的な教育をめぐる現状と課題を整理し、新宿区の現状に関するデータを加えました。
3	全体構成	区の教育施策をPDCAサイクルで充実していくためにも、成果目標をできるだけ数値で掲げ、10年後の数値、それまでの毎年度の段階的目標数値を示すべき。第 章の14の課題ごとに枠組みで目立つ形で示すのが区民にとってわかりやすい。 （同趣旨外1件）	ご指摘を踏まえ、 章に、基本施策の個別事業を単位として成果目標や年度ごとの取り組みを表記しました。
4	全体構成	章、教育目標の「広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人」は、「自らを律し互いを認め、広い視野と思いやりの心をもつ人」と、語順を入れ替えたらどうか。	「思いやりの心」を説明する言葉として「自らを律し互いを認め」と表現し、現在の語順にしています。
5	全体構成	章の「知識基盤社会」という用語は中教審が「高等教育の将来構想」で用いたものであり、初等・中等教育の子どもたちの「生きる力」が必要な背景を述べる言葉として適切ではないように思います。	「知識基盤社会」は子どもたちがその中で学び成長していく社会を表わす表現の一つと考えますが、ご指摘を踏まえて、より現状を表わすのにふさわしい表現に修正しました。
6	全体構成	章に「子どもの社会的自立を促す」とありますが、初等教育は将来において社会的自立をするための基礎となる視点や思考の訓練の時期であると思いますので、不適切な表現だと思います。	教育基本法第5条は、義務教育の目的として各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うことを掲げています。ビジョンにおいてもこの趣旨に沿って表現したのですが、ご指摘を踏まえて表現を修正しました。
7	全体構成	章、柱1で「社会において自立的に生きる」ことを子どもたちが成長した将来の姿として求めています。が、「自立的」が定義されておらず曖昧で、教育委員会が求めている子どもたちの将来像が曖昧ですので、もっと具体性をもたせて下さい。	「教育目標」において、子どもたちが自立した区民として成長することを願って、「地域の一人として、社会の形成に進んで参画する人」、「自ら学び、考え、行動する人」などを、区が求める子どもの将来像として示しています。
8	課題1	少人数でのこまやかな指導を必要としているのであれば、学級編制の定員（40名）自体について言及すべきだと思います。 （同趣旨外1件）	東京都は学級編制基準について弾力的運用を行っていません。そこで、区では各学校の実情、子ども一人ひとりに応じた指導を行うため、現在は区費講師の配置による少人数指導などにより対応しているところです。
9	課題1	「国際的に通用する力」を意識すると、なぜ理数教育を充実させることになるのかが不明です。理数教育は客観的視点と論理的判断を育む上で必要なもので、国際化とは結びつかないと思います。	ご意見を踏まえ、理数教育の充実の必要性については、今後さらに重要となってくる環境問題や国を越えた理解、協調といった視点を盛り込み表現しました。
10	課題1	「子どもが主体的に学ぶ機会を充実します。」とありますが、現実には行われていないものなので「充実」ではなく、「実施」または「実現」だと思います。	主体的に学ぶ機会については、子ども自ら課題を設定し探究する学習等としてこれまで行ってきました。今後、子どもの学習意欲の向上を図るため、学校の情報化の推進によるe-ラーニングの導入や検定制度の活用を進めていきます。
11	課題1	全都平均との比較が出ているが、「概ね良好」というのが楽観的過ぎる。他区・市より数値が低いといった事実が示されず、危機感・意欲に乏しいと感じる。「学力テストで都内NO.1」など、子どもと保護者に希望を与える挑戦的な目標、方向性を示して欲しい。	国や都の学力に関わる調査の趣旨は、指導改善に資するものであり、そのことがわかるような表現に改めました。

12	課題1	「わかる授業を推進します」というのが意味不明。「わかる」かどうかの主体は子どもであり、先生がそのつもりでいくら授業をしても結果がでないと独りよがりとなる。	「わかる授業」とは、子どもがわかるようになる授業を教員が工夫・改善するという意味で使用しています。子どもの理解の状況については、これまでも学習状況の評価を通して行っていますが、今後も適切な状況把握に努めていきます。
13	課題1	「英語活動を先行実施」とあるが、国の方でも移行期間中の実施を推奨しており、ことさら新宿区だけが先行すると誤解を与えるのはいかがか。また、そもそも現在でも総合学習の1時間を用い、5・6年生についても英語活動が行われており、それとの違いをはっきり示すべきである。	新学習指導要領では、23年度から5・6年生で英語活動を実施することとし、それまでの移行期間は地域の実情に応じて、できる範囲で取り組むことが求められています。新宿区では、すでに全区立小学校での英語活動の全授業を補助するALT配置を整えており、21年度から新学習指導要領に即した英語活動を実施することができるため「先行実施」と表現しています。
14	課題1	家庭学習については、お節介と言われようとも、マニュアル的なものをすべての家庭に配布するなどの積極的な取り組みが求められる。	家庭学習に関する手引きやリーフレット等の作成は、積極的に検討していきます。また、他部局との連携による家庭支援は今後も一層進めていきます。
15	課題1	宿題は全体として少ない。毎日が音読と漢字ドリル2ページぐらいでは通信教材や塾を活用できない家庭・子どもは学力を維持・向上できない。さらに、宿題を全員一律にする必要はなく、算数などでは習熟度別に別の宿題を与えればいい。	宿題については、子どもの学習の状況に応じて、適切に内容と量を決めることが大切であると認識しており、家庭学習を定着させる方策の検討の中で対応していきます。
16	課題1	塾通いをする子どもが増えているのは、学校の現場で基礎学力が身につけていないからです。教師一人が学級すべての子どもに100%の力をつけさせるのは無理です。学校に個に応じた学力支援や個別指導等で1～3名の講師を派遣していますが、全然足りなくて、各学級にせめて1～2名の講師をつけて頂かないと落ちこぼれは生まれてしまいます。	教育委員会は基礎学力の保証を最重要課題の一つととらえ、都からの少人数学習指導やティーム・ティーチング加配の教員に加え、区独自に確かな学力推進員等の講師を全区立学校に配置しています。今後は、基礎学力が身につけていない子どもに対し、さらにきめ細かな指導を行うための放課後等の学習支援について計画的に取り組んでいきます。
17	課題1	公費で無理ならばボランティアを募集して、授業ももっと協力してもらって開かれた学校づくりをしていって欲しいと思います。現に私も教員免許を持っています、授業にボランティアで入りますと言っていますが、要請がかからないのが実情です。	これまでも各学校では、実情に応じて必要なボランティアの協力を得ています。今後、学校独自の人材確保に加え、他部局と一層連携した人的支援を検討していきます。
18	課題1	個人の学力の差に応じて、達していない子どもにはフォロー学習を、理解度の高い子には塾に行かなくてもいいような課題にチャレンジする放課後授業を行うべき。「目標」と「達成感」と味わえるような授業展開を期待します。（同趣旨外1件）	公立学校での基礎学力の保証は、教育委員会としての最重要課題の一つととらえており、基礎学力が身につけていない子どもに対し、よりきめ細かな指導を行うための放課後等の学習支援について計画的に取り組んでいきます。また、授業内での発展的な学習等を充実させることにより、子ども一人ひとりの学力を伸ばす授業の工夫を行います。
19	課題1	小学校への英語教育の導入は、興味本位でやるべきではなく、日本語なしの時間づくりや、やさしい英語の映画を見せるなど、耳からの教育を工夫されたい。中学の英語の授業はネイティブの講師が付いているが日本人の教師が英語で話している時間が多く、せっかくの機会を無駄にしている。日本語なしの授業をすることが必要ではないでしょうか。	英語活動は、新学習指導要領で5・6年生で必修として位置づけられました。小学生の発達段階を踏まえた音声による体験的な学習を通して、英語を「聞くこと」「話すこと」に慣れ親しむことを目標に行っていきます。中学校の英語教育についても、小学校での英語活動を踏まえ、ALTを活用して英語による授業を推進していきます。
20	課題1	大至急小・中学校の「習熟度別指導（優劣班制度）」を廃止すること。義務教育は誰でも等しく受ける機会を保障するもの。少なくとも中学校の段階で経済社会と同じような状況が生じることはありえない。	義務教育では等しく教育を受け、等しく学習指導要領に定められた学力を身につけることが必要です。そのための方法として、一人ひとりの子どもの理解の程度や学習速度等に合わせたきめ細かな指導を行うのが、習熟の程度に応じた指導です。その意味において、子どもに優劣をつけるための制度とは異なります。
21	課題2	道徳教育への問題意識が少し希薄だと感じる。また、「法教育」の修飾語が、ほとんど旧来の「人権教育」のようになっている。法教育には、個人の尊厳・人権ばかりでなく、権利と義務・公共の福祉といったことや善悪の区別、正義が強調されるべきであり、表現を改めていただきたい。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の中で、規範意識が低下する中でまじりを身につけさせ、善悪を判断できるようになることの必要性を表現しました。また個別事業として、法教育の推進において権利・義務についても明記しました。

22	課題2	基礎学力はつけるべきだと思いますが、地域との連携や子どもたちに働くということを体験させるなど、数値では表せないが、人が生きていく上で必要なものを体験・経験させるのも大切な教育だと思います。ぜひ、心の教育についても重きを置いて考えて下さい。	ご意見のとおり、地域の中での体験活動は、子どもの成長には大変重要であると認識しています。地域との連携ではぐくまれる豊かな人間性や社会性を重視した心の教育を充実し、推進していきます。
23	課題3	新宿区にはスクールスタッフがいますが、週1回では十分な仕事できません。日常的なカウンター業務、授業に使う資料の収集など、日常的に勤務している人間が必要です。子ども図書館からの団体貸出も、人がいないので選書に行けず、利用が進んでいません。何よりも望むことは常駐の学校司書がいることです。（同趣旨外2件）	スクールスタッフの予算は、学校の教育活動の計画の下に執行されるものです。そのため学校図書館への配置を含め、各学校の実情と必要性に応じて教育活動の支援として用途を決めています。また、21年度からは、中央図書館からの司書派遣事業が始まりますので、スクールスタッフの活用とあわせて学校図書館の充実に努めます。
24	課題3	学校図書館と公共図書館との連携を目指していただきたいです。新宿区立図書館からの団体貸出もよく利用していますが、物流ができていないので、本を取りに行くのは、ほとんど私費で行っている現状です。物流の確保をお願いします。	こども図書館では区立小学校、中学校、幼稚園、子ども園、保育園、児童館、区学童クラブ等子どもの育成にかかわる団体及び病院については、貸出期間2ヶ月以内、貸出冊数150冊以内で運行便による配本サービスを伴った団体貸出を実施しています。20年11月から、地域館も含めた、貸出期間1ヶ月以内、貸出冊数100冊以内の団体貸出についても、臨時運行便の試行を始めました。（月2回の運行で、あらかじめ運行日が定められています。）団体貸出図書の内容の運行内容の詳細については、試行の利用状況を踏まえ、計画的にご利用いただけるよう、今後検討していきたいと考えています。
25	課題3	図書標準を満たしている学校図書館にも十分な資料費がほしいです。多くの学校が図書の更新（払い出し）がやりにくく、古い本だらけの魅力のない学校図書館になっています。	図書費については、毎年予算化をしています。今後も継続していく予定であり、随時古いものから新しいものへ更新していけるようにします。
26	課題3	図書資料を電算化した学校では、児童の読書活動が主体的になった上、体験とインターネットと図書資料、その他の資料を上手に利用できるようになりました。本の検索ができることは、資料活用のうえでも、情報活用能力の育成にとっても大切です。他校でも、是非、電算化をお願いします。	ご意見を踏まえ、学校図書館を含めた学校の情報化について、21年度から全区立学校で順次取り組んでいきます。
27	課題4	まずは0歳～幼稚園入園までの子ども達を育てる環境を作るべきと考える。その上で、公立幼稚園の3歳児入園を「全ての園で受け入れる、もしくは受け入れない」とした上で、公立幼稚園の格差をなくすべきであり、私立幼稚園の枠も確保できるのではないかと。	現在、区立幼稚園の定員充足率が低い中では適正規模・適正配置が必要であると考えています。また、公立・私立を含む保育・教育施設を視野に入れて、保護者の多様なニーズに対応する、選択可能な施設のあり方が重要です。
28	課題4	現在休園中の園舎を利用して、地域の老人の方々とのふれあいや、絵本の読み聞かせ等、ふれあいの場として公開するのはどうだろうか。	併設する小学校での活用や教育部門での転用・活用を考えながら、地域の様々なニーズに応える方法についても検討していきます。
29	課題4	教育制度に学校だけでなく、保育園・学童など、子どもを育てる・居場所を作る、縦の流れで考えて下さい。今、若干壁を取り払う気配を感じますが、まだまだだと思っています。	学校教育を中心に、就学前教育の充実、幼児教育・保育機関との連携強化や地域・家庭とのつながりを重視して、一人ひとりの成長過程に応じた取り組みを進めていきます。
30	課題4	子ども園の地域展開を計画的に推進する施策が挙げられています。私立幼稚園にとっては今まで園数が減少してきた経緯と同様の状況を生み出すことであり、連携・協力・共存共栄を目指すという方針と相反するものではないかと考えます。	区立子ども園の設置にあたっては、地域における私立の幼稚園や保育園などの配置状況や、児童定員、保育需要等を十分考慮しながら、既設の幼稚園、保育園等の子ども園化を基本に検討してまいります。また、今後の子ども園の地域展開に関しては、子ども園化を希望する私立の幼稚園や保育園も視野に入れ、補助制度等の整備を進めていきます。
31	課題4	公私立幼稚園の格差は正として、保護者への補助金を大幅に増やしていただいています。今後、さらに共存共栄していくためには、私立幼稚園に健康診断、防災、図書などに対する補助事業を考えてほしい。	各私立幼稚園へ直接補助することは、設置主体の違いや経営方針・内容が多様であることなどから困難です。なお、20年度に保護者への補助金を大幅に増額していますので、現在、変更の予定はありません。

32	課題4	私立幼稚園で行っている預かり保育については、東京都からの補助だけでは人件費を賄うのも無理な状態です。さらに充実して取り組むには新宿区からの補助事業を行ってほしい。	私立幼稚園に関する補助金については、保護者への補助金を中心に行っています。預かり保育への補助金は私立幼稚園により実施状況も異なるため、実施の予定はありません。
33	課題5	幼小中それぞれの進級時にこそ、家庭教育との連携が重要だと思いますが、それについて触れられていません。	幼小中の進学時の連携や各発達段階に応じた連携、さらに学校・家庭・地域が総がかりとなった連携が重要であると認識しております。ご意見については参考とさせていただきます。
34	課題5	就学前教育と小学校との連携や小中の連携は手段であって、わざわざ「連携教育」などの造語をして課題を一つ立てることではない。	新宿区では、連携教育を重要施策の一つとしてとらえていることから、体系としては独立項目として扱っています。
35	課題5	理数教育の幼小連携は教科内容については無茶な話で、教師が掛け持ちすることも時間数からいって無理でしょう。小学校に専任の教師を配置し、実験重視の教育ができるよう考えていただきたい。大学生に援助を求めることはまず不可能。地域の大人を確保できる方策はないものでしょうか。	現在、区費講師である連携教育推進員を活用し、数学などで中学校の教員が小学校で授業を行う取り組みを行っています。今後は、小学校において校内体制の工夫による教科担任制の検討を行っていきます。地域の人材確保については、今後さらに検討していきます。
36	課題5	「英語と理科の幼小連携カリキュラムの作成を先行実施するとともに」とあるが、数学も先行実施したらどうか。	ご意見のとおり、算数・数学の連携についても取り組んでいきます。その内容に表現を修正しました。
37	課題5	幼小連携については、区の統一プログラムが必要と思われますが、ここ数年は、流動的であることを重視する視点がないと逆に混乱を招きます。急がず進めることが重要と思います。	21年度から英語の連携カリキュラムを実施する予定です。22年度から23年度には理科、数学の連携カリキュラムについて検討していきます。
38	課題7	P T AはP T A事業を企画運営することを望んでいません。負担軽減ということであれば、P T A独自の活動実績を求めるのではなく、学校運営にP T Aが自由かつ積極的に参加できる環境作りを行うべきです。	PTA活動は本来、子どもを育てる第一義的責任がある保護者の学習の機会や場とならなければなりません。また、企業への働きかけや地域の教育力との連携により、多くの保護者がP T A活動に参加しやすい環境づくりを行います。
39	課題8	地域に密着した図書館であれば、I C T機能を充実させる必要はないと思います。ユビキタス社会において、図書館のような存在は不要となっているので、データセンター化するのが、物的資料公開の場とするのかを明確にする必要があると思います。	図書館サービスについて、ご利用される方のご要望は多種多様です。図書館は「地域の知の拠点」として図書館法の趣旨に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、教育と文化の発展に寄与することを目的としています。従来からの図書の貸出を中心とした業務はもとより、IT機能を充実し、新たなメディアを駆使した情報発信機能も具備するなど、多様なご要望に応えていかなければならないと考えています。
40	課題8	地域図書館を身近な「地域の知の拠点」として位置づけて現在9館ありますが、西早稲田地域は空白地域です。是非この地域にも図書館を作ってください。子どもも高齢者も歩いてすぐに行けるところに図書館があれば利用するのです。	中央図書館が旧戸山中跡地に移転することにより、西早稲田地域の図書館の空白地域は一定程度解消されるものと考えています。したがって、この地域での図書館の建設は考えていませんが、今後は身近な読書環境の整備について検討していきます。
41	課題9	自転車のマナーの悪さは子どものみでなく、若者、親、老人、全てについて目をおおうばかりです。これこそ地域力を発揮するところでしょう。学校の校庭を利用して自転車を利用する者全員に義務的に教育訓練をする方法はないもののでしょうか。	現在、学校からの安全指導に加え、PTAが自転車教室を実施している学校があります。区民を対象とした自転車安全教室の実施に当たっては、校庭を活用する方法もあると認識しております。
42	課題10	現在、新たに配置されている学校には、子どもたちの学習・生活の場であることだけでなく、地域住民のための施設の色合いが濃くなってきていますので、そういう政策意図も併せて明記すべきです。	ご指摘の通り、これからの学校は教育活動の場だけでなく、地域に開かれた「コミュニティの核」としての役割も求められています。ご意見を踏まえ、「課題10 学校適正配置の推進」について、取り組みの方向にその趣旨を表現しました。
43	課題10	統廃合を進めるのであれば、区としてのビジョン（青写真）を見せて下さい。メリットを感じなければ、誰も首を縦には振りません。魅力あるビジョンであれば、皆賛成します。今の進め方では、ただ区は金銭だけを追っているのしか思って貰えないです。	新宿区では平成4年に出された答申に基づき、学校適正配置を進めてきました。これまでの進め方は、統合対象校のPTAから統合の合意をいただいた後、両校のPTA、同窓会、町会の代表の方々等で構成する統合協議会を設置し、その中で統合の時期、統合新校の位置及び校名を決めてきました。したがって、区から青写真を示すのではなく、地域の方々とともに考え、新しい学校を作り上げていきたいと考えています。

44	課題11	これまでの区の教育施策として、夏休みの5日間減による授業時数の確保はすばらしく、他に先駆けていた点で大いに評価できる。保護者の公立学校への信用も高まった感じがする。	今後も継続していきます。
45	課題11	先生や学校が地域性を持つためには、小・中学校の先生は原則区民より選び、転勤は少なくとも5年～7年程度とすることが必要。	教員の採用、配置、配属期間など人事権については、現在、東京都が所管しており、現時点では難しい内容です。今後もこの人事権の区への移譲について要望していきます。
46	課題11	学校選択制は、学校が地域や保護者を意識し、授業公開などに努めるようになった点で貢献度は大きい。今後は単なる風評に左右されないよう、一層の情報公開やアピール（幼稚園や保育園に校長などが出張PRするなど）が必要。	学校選択に当たっては、年2回の学校公開・説明会、学校案内冊子の配布、各校のホームページなど、保護者が学校情報を十分得られるよう努めています。今後、さらに充実を図って行きます。
47	課題11	学校選択制は弊害ばかり見えて、いいところは見えませんので、やるべきではありません。地域との関係が薄くなり、生徒数の学校間格差が大きすぎます。地域との関係が大事といっていますが、それならなおさら学校選択制は廃止すべきです。通学区域制であれば、町会の人とのかかわり、地域とのつながりも深まります。（同趣旨外3件）	学校選択制は、保護者の方が自ら主体的に入学する学校を選択できる仕組みとして、地域に開かれた学校づくり、魅力ある教育活動を推進する目的で導入したもので、学校統廃合を目的にしたものではありません。また、小学校の選択制においては、隣接区域のみを選択の対象としており、地域性は保たれているものと考えます。 選択に当たっては、年2回の学校公開・説明会、学校案内冊子の提供、各校のホームページなど、保護者と児童生徒が、適切な選択ができるよう学校情報の発信に努めています。学校公開には地域の方にも見学に来ていただき、地域に開かれた学校としてご理解を得る努力をしています。 導入から、毎年実施している新1年生の保護者に対するアンケートにおいては、「入学した学校への満足度」は小中学校共に90%を超え、また、学校選択制については、「あったほうがよい」が「なくてよい」を大きく上回り、制度は多くの保護者の方に支持されています。小学校での通学区域の学校を選ばなかった理由では、子どもの友人関係、児童数の少ない学校であるから、自宅からの距離・通学の安全が上位を占めています。一部の学校に希望が集中するなどの課題はありますが、アンケート等による検証、学校情報の十分な提供など、制度の適切な運営を図って行きます。
48	課題11	学校選択制を固持するのであれば、小規模校の存在も認めて下さい。選択する意味がありません。統廃合を進めなければ、小規模校の存在否定すると、余計合意を得にくくなります。なぜなら、それがいいと思って選択しているからです。	区は、決して小規模校を否定していません。小規模の学校はその特性を活かした特色ある取り組みを工夫して行っており、教育委員会もそれを支援してきました。しかし、みんなで調べて発表したり、さまざまな意見を出し合う討論等を取り入れた指導や、大人数での合唱ができないなどの課題もあります。また、より多くの友達と接し、互いに切磋琢磨することで得ることのできる経験が少なくなります。子どもたちの教育環境について、統合によってよりよいものを提供する必要があると考え、取り組みを進めているところです。
49	課題11	学校内のことは校長の権限で責任を持ってやるべきだと思う。そして、先生たちも目標ができ、子どもたちに対することも授業に取り組むことも全然違ってくると思う。校長を中心にして、もっと前向きに肯定的な雰囲気になっていくと思う。	学校の組織的で実行力のある運営を行っていくための、校長の裁量予算や人事権の拡充が必要であると認識しており、今後も進めていきます。
50	課題12	「OJT」の言葉の理解が間違っていると思います。研究発表などでの職業能力訓練はどちらかというとOffJTです。OJTというのは、先輩教師と後輩教師が組みとなって、実際に授業などの業務を行いながら、後輩に意図的に技術などをつけさせていくことです。	ご意見のとおり、その意味で語を使用していますが、誤解を生じないよう表現を精査します。
51	課題12	ICT機器を活用してできるのは、教師の授業準備など業務の高効率化で、それを「わかる授業」の実践に結びつけることはできません。（同趣旨外1件）	国の調査や先進校の研究から、IT機器の活用による子どもが「わかる」授業実践に向けた改善が図られ、子どもの理解度が向上したという結果が報告されています。

52	課題12	本当に必要とを感じる研修には自費で参加しています。夏の研修と夏休み短縮によって、空いている日はお盆の頃のみです。研修を強制し、逆効果になっていることを理解してほしい。	ご意見については、参考とさせていただきます。なお、教員の研修は、本人が必要とする研修とともに、教員のキャリアや職層等に応じた研修が必要であるため、それらに対応する適切な研修の機会を提供していきます。
53	課題13	特別支援教育や副籍についてもっと広く周知させる意味も含め、より内容濃く、詳しく明記してほしい。 (同趣旨外2件)	ご意見を踏まえ表現を改めました。
54	課題13	生徒がいつでもスクールカウンセラーに相談に行けるように常駐できるようにして下さい。そうすれば生徒も安心して学校で過ごすことができます。子どもは相談事があった時にはすぐに相談したいのです。毎日スクールカウンセラーが居れば生徒の問題解決が少しは早まるのではないのでしょうか。 (同趣旨外1件)	ご意見のとおり、スクールカウンセラーの必要性については、区としても認識しており、年々拡充を図っています。今後とも継続して充実に向け努力していきます。
55	課題13	外国籍児童は、区内の小中学校で全児童・生徒の約4%ですが、増加傾向にあるようです。教育ビジョンには日本語教育の充実があげられていますが、さらには日本の国を知ってもらうための教育が是非とも必要です。外国から来て日本とはどういう国かを地理、歴史を含めて特別教育をする必要があります。教育委員会に、この問題を解決する検討委員会を立ち上げていただくようお願いいたします。子どもの数が急増してしまってからでは手遅れだと思います。	現在行っている日本語サポート指導は、外国籍等の児童・生徒の初期の日本語指導とともに、日本の学校生活や文化に適應できるよう支援するものです。日本語サポート指導は、保護者・児童からも評価されており、一定の成果を上げています。21年度は、日本語で学習ができるよう放課後の学習支援も充実させます。また、各学校では日本の伝統・文化等を学ぶ授業や活動を行っており、外国から編入してきた子どもたちが日本の文化等を学ぶ機会があります。
56	その他	現在、小学校卒業と共に私立を受験する子が増加しています。どの親も子供に良い教育を与えたいのは同じのはずです。私立は良く、公立はダメという公式を失くすためにも、公立は公立の良い教育を確立するべき時期と感じています。	公立学校としての、教育の質の向上のために、教育ビジョンを通して10年計画で具体的な取り組みを明確にし、実行することで質のより高い教育の提供に努めます。
57	その他	公立中学に子どもを残したかったら、新宿区としての中高一貫校を作るしかありません。なぜなら、私立中学への進学を望む人の半数以上が「中高一貫だから」です。 (同趣旨外2件)	新宿区立学校では、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進しています。それぞれが、魅力ある学校づくりに努力しています。中高一貫校は、主に都教育委員会の施策の中で行われています。区としては、現在、中高一貫校の設置は考えていませんが、教育ビジョンに基づき、計画的に学校を支援し、魅力ある公立中学校づくりを支援していきます。
58	その他	よい教育ビジョンだと思いますが、達成のために現場に過度の負担がかかったり、丸投げになったりということがないようにお願いします。	ご指摘のとおり、配慮して進めていきます。
59	その他	学力をつけるだけが教育ようになってきつつあるのが、将来を考えるととても不安になっている。教育は時間も金銭もかかる。早目に対処しなければならぬこともあるが、しっかり時間をかけて、金も費やして、きちんとしたものを区民に提供することを忘れないでほしい。	短期的に取り組むべきこと、中長期的な展望で取り組むべきことを教育ビジョンの中で明確にし、着実に取り組んでいきます。
60	その他	ビジョンの実現に向けて、教育委員会の事務の管理・執行についての点検・評価する人を区民から広く募ってください。	教育分野を含む区の施策や事務事業に対する区民意見の反映については、すでに行政評価制度の中でご意見をいただいています。教育ビジョンを対象にした点検・評価については、法令により、教育委員会が自己評価を行ったうえで、その客観性を確保するという趣旨で学識経験を有する者の知見を活用するとされています。
61	その他	教育委員の増員だけでは教育委員会不要論はクリアできない。教委の施策・活動のPDCAサイクル化が必要であり、そのための具体的目標と検証・評価のシステムが求められる。情報公開もより一層求められる。	ビジョンに体系づけられた基本施策及び個別事業を点検・評価の対象として位置づけ、教育行政におけるPDCAサイクルのしくみとして進めていきます。

62	その他	人事権の移譲は区にとっても両刃の剣という気がする。新宿区として優秀な人材を採用し、区の中だけで適材適所の人事ができるのかよくシミュレーションすべき。区の計画に、国への要望は良いが、都への要望が散見されるのは見苦しいので、成案となるまでに調整されたい。	各学校が独自性のある教育活動を展開していくためには、人事権の移譲の要望とともに、ご指摘のとおり、優秀な人材の確保と適材適所の人事を行える体制についてもあわせて検討していく必要があると考えています。
----	-----	--	---